

第一百一十九回

参議院地方行政委員会議録第二号

平成六年三月二十八日(月曜日)

午後二時開会

委員の異動

三月二十八日

辞任

渡辺 四郎君

補欠選任

三重野栄子君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

岩本 久人君

石渡 清元君
岩崎 昭弥君
釣宮 盤君
有働 正治君

委員

事務局側

常任委員会専門員

佐藤 勝君

説明員

大蔵省主計局主
計官

木村 幸俊君

文部省高等教育局私学部私学助成課長

早田 憲治君

運輸大臣官房審議官

松浦 道夫君

本日の会議に付した案件

○新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○消防施設強化促進法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(岩本久人君) 告白

○委員長(岩本久人君) たゞいまから地方行政委員会を開会いたします。

國務大臣

自
國
務
大
大
國
家
安
委
委
員
長
會
委
員
長

佐藤 観樹君

西川 澤君

佐藤 統君

長谷川 清君

山崎 順子君

安永 英雄君

大森 昭君

三重野栄子君

太田 豊秋君

狩野 安君

関根 要人君

則之君

大瀬 紗子君

松浦 功君

大渕 昭君

大森 昭君

三重野栄子君

○委員長(岩本久人君) たゞいまから地方行政委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。本日、渡辺四郎君が委員を辞任され、その補欠として三重野栄子君が選任されました。

○委員長(岩本久人君) 次に、新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案及び消防施設強化促進法の一部を改正する法律案を一括して議題といたします。

まず、政府から順次趣旨説明を聴取いたします。佐藤自治大臣。

○國務大臣(佐藤觀樹君) ただいま議題となりました新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案及び消防施設強化促進法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

初めに、新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律は、新東京国際空港の周辺地域における公共施設その他の施設の計画的な整備を促進するため必要な国の財政上の特別措置を講ずることを目的として昭和四十五年三月に制定されたものであります。本年三月三十一日限りりその効力を失うこととなつております。

政府としては空港周辺地域整備計画に基づく整備事業の推進に努めてまいつたところでありますが、諸般の事情により一部の事業が法律の有効期限内に完了できない見込みであります。また、最近における諸般の事情の変化に対応し、かつ関係地方公共団体の要望を考慮して、新たな事業を空港周辺地域整備計画に追加する必要があると考えられるのであります。

このような状況にかんがみ、空港周辺地域における公共施設等の計画的な整備を促進するため、この法律の有効期限を延長し、引き続き国の財政上の特別措置を講じてまいる必要があると存ずる所以あります。

まず第一に、新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の有効期限を五年間延長し平成十一年三月三十一日までとすることとし、これに伴う所要の規定の整備を行なうことをといたしております。

第二に、この法律の施行期日を公布の日といたしておられます。

まず第一に、新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の有効期限を五年間延長し平成十一年三月三十一日までとすることとし、これに伴う所要の規定の整備を行なうことをといたしております。

次に、消防施設強化促進法の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

市町村の消防施設の整備につきましては、昭和二十八年の消防施設強化促進法の制定により、国庫補助制度の確立を見て以来、逐次その充実強化が図られてきたところであります。昭和四十九年度から、人口急増市町村における消防施設の整備を促進するため、これらの市町村の消防施設の整備に係る国庫補助率を引き上げる特例措置を講じてきましたところであります。平成元年度から平成五年度までの間ににおいては、この特例措置による国庫補助率は、通常の人口急増市町村については二分の一以内とし、政令で定める人口急増市町村については十分の四以内としてきたところであります。

しかしながら、平成六年度以降においては、相当数の人口急増市町村の存在が予想されますので、これらの市町村における市街地の拡大等に伴う消防施設整備の緊急性にかんがみ、国庫補助率の特例措置を延長する必要があります。

以上がこの法律案を提出いたします理由であります。

次に、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

人口急増市町村における消防施設の整備を促進するため、通常の人口急増市町村における消防施設の整備に係る国庫補助率を二分の一以内に、人口急増市町村のうち政令で定める市町村に係る国庫補助率を十分の四以内に引き上げる措置を引き続き平成十年度まで講ずることといたしております。

以上が新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案及び消防施設強化促進法の一部を改正する法律案の提案理由及びその内容の概要であります。何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(岩本久人君) 以上で趣旨説明の聽取は終わりました。

質疑のある方は順次御発言願います。

○関根則之君 最初に、消防の方からお尋ねをしたいと思います。

ちよつと法案から離れますけれども、消防団員の団結権の問題につきましてILOの方で相当前から議論が行われているところでござりますけれども、たしか昨年の総会のときの経緯に基づいて最近マイヤーさんが日本へ来て消防職員の置かれている実情等について調査をなさつたというおいでになります。どういう調査をなさつたのか、その辺のところにつきましてちよつと概要をお教いただきたいと思います。

○政府委員(鈴木正明君) ILOの事務局次長のマイヤー氏が来日したときの状況でございますが、まず来日に至った経緯から申し上げますと、この消防職員の団結権問題につきましては、公務員問題連絡会議の了承を経まして平成二年十一月

から自治省と自治労との間で協議を続けてまいります。この間、平成三年六月には自治大臣と連合会長、自治労委員長が会見いたしました。今後二年間を目標に解決策を見出すよううことで意見が一致いたしまして、その後、自治省と自治労とで実質的な協議を重ねてきました。これが平成五年の六月までに協議を整えるに至らなかつたということです。お話を出ました

ILO関係者を日本に招聘し消防の実情の視察あるいは関係者からの意見の聽取、意見交換などを実施する用意がある、この旨を表明いたしました。ILO関係者が来日したわけですが、このような経過を踏まえまして本年一月マイヤー氏が来日したわけです。

日本政府の招きに応じまして本年の一月九日から一月十九日にかけまして滞在し、総理大臣、総務庁長官、労働大臣及び自治大臣への表敬を行つておりました。また、連合会長及び自治労委員長等の労働関係の方との会見も行つております。また、全国消防長会あるいは日本消防協会との意見交換も行つております。さらに、現地の消防施設あるいは実地における消防活動、あるいは噴火災害や台風災害などの災害現場等の観察、また現地消防組織関係者との意見交換を行つております。

以上でございます。

○関根則之君 現地で消防職員の集まりといいますが、マイヤーさんは直接消防職員からいろいろ勤務条件の状況だとか例えば給与水準とか、そう

いうものについてお聞きになりましたか。

○政府委員(鈴木正明君) マイヤー氏は、各地の先ほど申し上げました消防活動あるいは消防長会との意見交換もしております。そこにはその勤務条件のお話を出ております。

○関根則之君 実はもう十年ほど前だったと思いますけれども、同じように、ちよつと経緯は違う

かもしれませんけれども、ILOのセネガルから出ているシディベさんという労働局長さんがお見えになつて、この問題に関連して団結権をにらんで日本の消防職員の待遇の問題で視察をしたことあるんです。そういう経緯というのをマイヤーいというような印象をお持ちになつたんではない

さんはわかつた上で多分お見えになつたんだと思うんですねけれども、シディベさんが調査した結果と今回マイヤーさんが調査した結果では何か違いましたか。

○政府委員(鈴木正明君) ILOの事務局の次長でありますマイヤーさんがお見えになりまして、主として日本の消防の実情を見る、あるいは意見交換をするということでございました。

マイヤー氏自身は、今回の来日によりまして日本消防の実情に接し、また関係者との意見交換ができたことは有益だったということです。また、本問題の早期解決を期待する、こういうことでございますが、これを受けましてILOでのような見解が出るのか、そういったことは現在のところ私ども承知しております。

○関根則之君 現地を見て大変有益だったというお話をですから、有益なのは結構でございますけれども、この前シディベさんがおいでになつたときも私どもが、私どもといふのはそのときまだ私は役所におりました関係で直接対応したんですけども、ともかく日本の消防職員の待遇でありますとか士気の問題を含めてよく見てください。

い、特に給与水準とか生活水準とかそういうものについては、ILOに加盟している諸外国、数が多いわけですけれども、そういうところの職員と比較して日本がどの程度の地位にあるのか、その辺のところまでよく比較しながらごらんをいただきたい、そういうことをお願意をして、お帰りになるときに私の部屋へ寄つていただいたものですから、そのときに、日本の消防職員の待遇といふのはおたくの国の消防職員に比べていかがでしたかというような質問をいたしましたら、それはもうはるかに日本の消防職員の待遇の方が水準の高

ような所感を漏らしておきました。そういうことを踏まえて、日本の消防職員が虐待されているとか不適に労働条件を厳しく設定されているとか、そういうことはおよそ考えられない

かといふうに私自身は実は受けとめたわけですが、実際にILOの場へお帰りになつてそこで報告書のようなものにまとめていたんだと思います。うんできれども、そこで議論が始まりますと、何かいかにも日本の消防職員というものの労働条件が非常に劣悪であるとかあるいは団結権が制限をされているんだとか、そういうニュアンスのものに実はまとめられてくる。そういうものがで、何か日本の消防職員というのは大変な状態にまたILO、ジュネーブから日本へはね返つてく

る。日本の報道機関もそういうものを受けとめて、何か日本の消防職員というのの大変な状態に置かれているんだというようなニーアンスの報道となつてマスコミで取り上げられる。そういうことを実はもうひしひしと感じたわけでございま

す。

したがつて、今度も非常に有益であったというお考えで、これは大変だとかここのこところに問題があるんだとか、格別そういう問題の指摘はございませんでしたか。

○政府委員(鈴木正明君) 今回お招きした目的といたが、経過と、またマイヤー氏自身の来日の目的というものが実情の視察あるいは意見交換ということに主眼があつたものですから、特段の御指摘とかそういうものはございませんでした。

主としてお話をありましたのは、ILOとしての公的な見解は我々は述べられる、交渉に来たわけではありません、こういうことを言われていましたし、実情に触れたいろいろなお話は各方面からお伺いしたわけですが、特段それによって指摘とかいうようなことは私ども聞いておりませ

ん。

○関根則之君 特段の指摘とか日本の消防職員

が置かれている状況について、いわゆる労働問題として大問題があるというような指摘はなかったんじゃないかなと思いますけれども、それは当然のことだと思うわけでございます。

この間、アメリカへ総理はおいでになつて、ノーと言つてきたということで意気揚々と引き揚げておいでになつたわけですが、私は、外交交渉というのは、けんかするような状況の中でもそれを何とか話し合いをして折り合いをつけ、お互に妥協できるところは妥協して譲り合つて物事を平穀におさめてくる。それが外交交渉であり、外交交渉とまではいかなくともいろいろな外交との折衝のねらいでなければならぬ。勇ましくけんかをして決然と席を立つて帰つてきたといふようなことは、これはまさに外交の失敗であるんじゃないかなというふうな感じがします。

だから、物事はできるだけ穏やかにやつていく。ということが必要ですけれども、かといって相手がどうしてもよく理解をしない、あるいは何か別の意図があつて日本の実情を必ずしも十分に本部へお帰りになつて伝えていないというふうなことがあれば、そこは誤解を解くといいますか、実情をきちつと説明をする。そういう点で勇氣を持つてやつていかなきやならない場合も出でてくると思います。

今までの外交とは違うと言つて、細川総理があれだけ力を込めておつしやつた。どういう意味合いでおつしやつたのか知りませんが、日本の今までの外交というのはややもすれば遠慮がちであつたというふうなこともよく言われるわけでございます。

言いたいこともよう言わないということでは困るわけでございまして、かといつて今まで消防局の方で言いたいことを言わなかつたことはないと思いますが、この辺のところは、これからいろいろと話が始まると思いますが、そういう過程の中で日本の主張すべきこと、実情を説明すべきこと、誤解があつたらそれを解くこと、そういう問題についてはきちんと説明をし実情を

理解をさせるようにひとつ努力を続けていただきたいと思いますが、いかがですか。

○政府委員(鈴木正明君) この問題は大変難しいことだと思いますが、マイヤー氏もいろいろ実情に触れた後でも、難しい問題ではあるけれども関係者の話し合いによって本問題の解決が見出されることは強く期待すると、これは幾たび、またいろいろな会見などでも述べられたところでござります。

私どもも、関係団体との話し合いを誠意を持つて続けまして、早い機会に解決が見出されるように努力をしてまいりたいと考えています。

○関根則之君 消防庁長官にちょっとお尋ねをしたいんですねけれども、今、消防職員につきましてはいわゆる団結権というものが認められていない。それは当然勤務の実態からそういう制度がある、違いますよ、まだ大丈夫ですよなんと言つて指揮官の命令を聞かないで消防職員がやつていれば、その消防職員を指揮官が抑えるために指揮官まで巻き添えになつてけがをしたり命を失つたりするということがあるかもしれない。そういうぎりぎりのところでやつてゐる職場の消防職員といふふうに認識をなさつてはいますか。

○政府委員(鈴木正明君) 現行法を支えている法律ある行動、統制のとれた行動というものが必要屈といふものは、消防の職務というのが火災であつて、そのためには日常からそのような関係を保持していくことが必要であるということですので、このような法制度がとられている、このように規律ある行動、統制のとれた行動といふものが必要です。それをおこなつたのが消防団員部長であつて、委員から今御指摘のございましたように、一方、委員から今御指摘のございましたように、消防という国民の生命、身体、財産を守るというふうな状況というのがレアケースの方に入るというふうな状況といふふうに認識をなさつてはいますから、消防団員部長がそれをきちつと守つていく、それがどうしても必要なことだという事で、ふだんからそういうしつけ申しますが、上官の命令に従つてきちんと団体行動をとるという訓練をやつしていく必要がある。組織原理が指揮命令系統で律せられなければならぬんだ、そういうところに私は消防職員の特殊性といふものがあると思う。

それをもとにして今のような法制度ができるるわけでございますから、どうかひとつその辺、ただ団結権を否定したいがために否定しているんじゃないなくて、その職務から当然出てくる要請としてそういう法制度がとられているんだといふことをぜひひとつ十分御理解をいただいた上で、この消防職員の団結権問題についてはこれから引き続きI-L-Oの場でいろんな議論が行われると思いますけれども、大臣、いかがですか、今までの議論をお聞きいただいていまして、この問題についてどういう考え方といいますか感じをお持ちになるか、ちょっと所感をお伺いしたいと思いま

けないわけです。ぐずぐずしていたら指揮官を含めて部下の職員も一緒に命を失うこともあるかもしれない。そういうぎりぎりのところで団体行動をする。やっぱり上官の命令といいますか上司の命令に従う、最高最適の判断をする上司といふものに自分の命を預けていく、そうでないと自分の命も守ることができない。もちろん、防火であるとか人命救助であるとか、そういう目的を達成することもできない。それがまさに消防職員の仕事であるし行動様式なんですから。

それを、いや、そんなこと言つたって、指揮官、違いますよ、まだ大丈夫ですよなんと言つて指揮官の命令を聞かないで消防職員がやつていれば、その消防職員を指揮官が抑えるために指揮官まで巻き添えになつてけがをしたり命を失つたりするということがあるかもしれない。そういうぎりぎりのところでやつてゐる職場の消防職員といふふうに認識をなさつてはいますか。

一方ではI-L-Oという国際機関の中で御指摘をいたしましたように、平成三年から御指摘をいたしましたように、消防という国民の生命、身体、財産を守るというふうに考えております。

一方ではI-L-Oという国際機関の中で御指摘をいたしましたように、平成三年から御指摘をいたしましたように、消防という国民の生命、身体、財産を守るというふうに考えております。

台がいわばI-L-Oという国際的な舞台であることを、あるいは先進国の中におきましても日本のよ

うな状況というのがレアケースの方に入るという問題、あるいは労働界側の要請という問題がある一方、委員から今御指摘のございましたように、消防という国民の生命、身体、財産を守るという非常に重要な役割があり、かつそれを支えてまいります規律という問題でこれが裏打ちをされてい

一方ではI-L-Oという国際機関の中で御指摘をいたしましたように、平成三年から御指摘をいたしましたように、消防という国民の生命、身体、財産を守るというふうに考えております。

一方ではI-L-Oという国際機関の中で御指摘をいたしましたように、平成三年から御指摘をいたしましたように、消防という国民の生命、身体、財産を守るというふうに考えております。

○国務大臣(佐藤觀樹君) この消防職員の団結権問題というのは、もう関根委員より御承知のようになりますが、マイヤー氏もいろいろ実情でござりますが、マイヤー氏もいろいろ実情でござりますが、

を何度も繰り返しているというわけには日本の置かれている国際的な立場からいつてもいかぬわけになりますので、これは関係者間のいろんな協議をお一層精力的に進めて、日本の今置かれている国際的な状況あるいは團結権を要望する方の方々あるいは職務の特殊性というものとをどうやつて皆さんの御理解をいただけるようにしていくか、そのため早く一つの合致点が見出せるよう懸命に今努力をしているところでございます。

○閻根則之君 いろんな長い経緯もありますし、今お話ししがございましたように国際的な関係といふものはもちろん十分配慮しなければいけない、そういう問題ではあるうと思いますから、ひとつ慎重に扱っていただきたいと思います。

ただ、お話の中に日本のよだな制度はレアケンなんだということのお話がございましたけれども、それは軍隊及び警察については別であると条約自身が言つてゐるわけですよ。軍隊にするのか警察にするのか。ほかの国では消防はもう軍隊ですよ、軍でやつてゐる消防というのはいづばいありますよ。警察部門に入れている國もあるんですね。日本だってそうなんですね。終戦までは警察の中には消防組織というものは入つていてんだから、そのまま置いておけばこんな問題は国際上起つたときに、相手の意向を受け入れるために自分の節を曲げていくくといふ必要はこれはもう全くないんじやないかと思ひますので、どうかひとつその辺につきましてはよろしくお願ひを申し上げておきまして、次の問題に移ります。

消防補助金全般の問題につきましてちょっとお尋ねをしたいんですけれども、最近、消防署御当局の御努力によりまして、年々少しずつではありますけれども、消防補助金が増加の傾向をたどつてきております。消防署の御努力を多とするわけですが、さういふうに受けとめてよろしくござります。

○政府委員(紀内隆宏君) 御指摘ございましたように、消防関係の補助金につきましてはひとつこの漸減傾向をたどつたわけでございますが、おかげでこれまでこのところは持ち直して上昇に転じております。

今年度について申し上げますと、平成六年度の現在御提出申し上げております予算案では、去年に比べますと施設の方も設備の方も四%増、約百六十七億円という数字を計上させていただいておりまして、おおむね市町村の要望にこたえること

かろうかと思います。

日本はI-S-Oの、分担金の納め頭の方でしょ

う。「一番目か三番目になつてゐると思いますけれども、このごろはアメリカは入つたんですけれども、この話がよくあるんですか、分担金は毎年毎年同じよう納めているわけですか、分

うか」という必要は全くないだらうと思います。

まあ、大臣もそんなことをおっしゃつたわけ

じゃないと思いますけれども、こちらはこういう考え方できちと整理ができる、またその必要性

はあるということを相手の方の誤解なりなんなりからなかなか合意点が見出せないということがあ

ります。

消防の現場では、消防ポンプを買うといふのは、町村にとつて、その地区にとつて大事業なんですね。そこへ一台当たり三百五十万の国庫補助金が入るか入らないかで仕事ができるかで

きないかが分かれてしまう。そういうことですか、金額的には大したことないからといって、それは国の大予算や県全体の予算あるいは公共事業の

でつかい道路建設に比べればわずかな補助金かも

りませんけれども、それが果たしてゐる実態的

な役割といいますか効果といいますか、そういう

ものは私は大変インパクトの大きい補助金である

といふうに理解をいたしておりますので、ただ単に金額が少ないからということで一概に零細補助金とすることばと切つてしまふということ

は非常に乱暴じゃないか、一億の補助金があれば三百六十台買えるわけですからね。私がやつてゐたころは、大体一台当たり百万ぐらいの補助金で本当に喜んでいただきましたから、一億あれば百台の消防自動車が買えるか買えないか、そういう実態もありますので、ぜひひとつこの辺のところはそういう実情に即してどの程度の効果的な役割を、奨励補助金ではござりますけれども、特に救急関係の高規格の救急車、救急車の制度が軌道に乗つてまいりまして、市町

村でこれを早く設置してくれという要望も大変強

いし、また地元市町村消防でも一生懸命取り組んでいる面があるわけでござりますけれども、こういった面には力を入れていただいていると思いますけれども、現在出している平成六年度の予算でいつた面には力を入れていただいていると思いま

すけれども、現在出している平成六年度の予算で

どういうふうになつてゐるのか。

また、やっぱり災害、この間の奥尻の地震を私

も見せていただきましたけれども、普賢岳の災害

もそうですけれども、常時張りついであそこで災

害対策をやり人命救助に当たつてるのは地元の

消防団なんですね。どこへ行つても消防団があつて、そこでその地域の防災対策をやつてゐる。大きな災害ということになると、いまもつて消防士だけではなくともどうにもならないのが日本の消防体制といいますか防災体制の実情であろうと思ひます。しかも、経費のこと等を考えてみまして消防団だけではとてもどうにもならないのが日本の消防体制といいますか防災体制の実情であろうと思ひます。しかし、経費のこと等を考えてみまして消防団も、これから先も消防団の活性化といいますか消防団に果たしていただかなければならぬ役割といいますか、地域の防災体制をやつて、これから消防団の活性化のための拠点施設ですか、屯所の整備等を力を入れて大分やつていただいているようですが、ますけれども、この二点について、これから消防補助金を積算し運用をしていく上でどんなふうに受けとめていらっしゃるのか、計画といいますか、取り組み姿勢についてちょっとお話をいただきたいたいと思います。

○政府委員(紀内隆宏君) 初めに、消防補助金一般の性格についてのお話がございました。

私たちも全くそのとおりに考えております。たとえ額は零細といえども消防施設の整備を図る上で

は大変重要な補助金である、このように考えてお

りまして、今後一層の増強に力を尽くしたいと

思つております。

次に、救急救命士等についてのお話がございま

いふうに受けとめてよろしくござります。

ところで、最近、一般の消防自動車もそうですけれども、特に救急関係の高規格の救急車、救急車の制度が軌道に乗つてまいりまして、市町

高規格救急自動車の整備でござりますけれども、いわゆる救急の高度化の中で心していかなければいけない分野が三つございます。一つは人の理解していただいて、ひとつその拡充に御尽力をいたさうかと思います。

養成訓練の話でござります。一、二つ目にはその人た
ちが使いこなす物、高規格救急自動車を初めとし
て高度な資機材ということでおぞいります。三、四つ目
が医療機関との連携ということになろうかと思
います。

お尋ねの高規格救急自動車につきましては、これを他の資機材等とセットにいたしまして、平成六年度の予算案では五年度に比べまして二四・九%増、セットの数としまして平成五年度が八十セットに対して百セットということで増強を図っているところでございます。

いました。

場合には地元消防とタイアップをして地域の第一線を守つていただくものでございまして、そのために消防団の拠点施設の整備に力を尽くしております。

○関根則之君 そういうことで、これからも消防防災体制の整備のための国庫補助金を中心とする財源対策、そういう政策につきましてぜひひとつ力を入れて、いっていただくようにお願いをしておきます。

消防庁では、前から、広域的な大災害に対応するためにはヘリコプターを整備することが防災上大変重要である、こういう御認識をお持ちいただいていると思います。平成六年度の予算案でも、何台ですか、四施設ですか、計上をしているんでは

ないかと思ひますが、これからもこういうヘリコプターの配置整備につきましても力を入れて、いつていただきたいと思います。

ただ、ヘリコプターというのはこれは相当の支持人口がないと維持ができない。購入時に金がかかるだけではなくて維持管理費が大変なものになりますから、県でも小さな県ではとても持ち切れないと、いう問題もあるんだと思います。ましていわんや、二十万や三十万の市では維持することは困難だと。しかし、ヘリコプターに出動してもらわなきゃならないような災害というのはそういう小さな市町村だって起こらないとは限らないわけですが、ざいますから、やはりカバーをしてもらわなければいけないということになると思います。

各県で県が防災ヘリというよつた形で大分整備をするようになってきておりますから、そういう傾向はいいと思ひますけれども、しかし、消防というのは原則は市町村消防ということで市町村が中心になって責任を持って処理をしていく、そういう事務になつていてるわけですね。それを市町村が持てないからといって県が肩がわりをしていいのか、法制上そこに問題はないのかといふ、いろいろな問題も実は出てきてるんではないのか。一部事務組合についていろいろ御努力をいただいて、できるだけ組合消防にしていく、しきしそうはいってもなかなか組合が組織できないとか。いうような実情にあるところもあるようございまますから、それから外れているところもあるんじゃないかなと思います。

そういう状況の中で、昨年でございましたか、地方制度調査会から広域連合の答申がなされました。県を含めての市町村が連合して共同して事務処理をやっていく、そういう制度が答申をされ、それに基づいて大臣も大分張り切つて地方分権の延長線上でお取り組みをいただいているというふうにお聞きいたしております。

そういう中で、この広域連合というのはいわゆる広域防災体制を築いていく上に、特にヘリコプターなんかを共同で、人に預けちゃうんじやなく

○國務大臣(佐藤觀樹君) ヘリコプター体制といふのは、関根委員今言われますように、高いものでもござりますし有効に使わなきことにはいかぬことで、そういうたるんな体制づくりは、広域連合制度との関係におきまして実はまだ細部につきまして今鋭意やつておりますけれども詰まつてない部分もございます。しかし、今御指摘のごとく一生懸命考えておるわけでございますが、広域連合制度の中で考えていいかなきやならぬテーマであるといふ認識は持つて今進めておるところでございます。

○関根則之君 そういう観点からもぜひひとつ御検討をいただければありがたいと思います。

そこで、一つ提案のようなものがあるんですけども、警察には機動隊というのがありますね。各警察署では対応できぬような機動的な大きな警備事案とか、そういう必要性があるときにはばつと出動できるような体制が整えられていると思います。

消防防災の観点からも、ちょっとした火事なんかは消防署に任せておけばいいですし、単発の致急事件であればこれも救急隊に任せておけばいいと思うんですけども、大きな災害ということになりますと、一つの市の消防あるいは県の防災体制だけではなかなかうまくいかないという場合が出てくるんじゃないかな。もうしょっちゅう出てきているわけでございます。だからこそ東京消防庁が奥尻まで飛んでいて海底の捜索までやる。もうしょっちゅうそういうことが行われているわけですが、ますけれども、そういう観点から、広

域救助隊みたいなものをこの広域連合をつくり、使って組織しておいて、何か大きな災害がある、大きな火事がある、火災があるというような場合にそれが急遽出動できる、いつも出動勢を整えておいて出動できるようそういうシステムを構築できないか、そんなことも実は考えられるんじゃないかなという気がしているわけでござります。

今、国際消防救助隊がございまして、もう既にエルサルバドルを初めとしてパングラデシュへ東京消防庁のヘリコプターが行って飛んでいる姿を私は見て、涙を流して、よかつたな、本当によくやつてくれているなという感じを抱きました。印度にも行つたんじゃないですか。

そういうことをやつてあると、大変よかったです。たとえども、ややあれに似たようなシステムを県なら県で、県の中で県と市町村が共同して、ふだんは消防署勤務なりあるいは救急隊の隊員として働いているけれども、何があるときにはすぐ登録しておいてばと集まつて警察の機動隊のような形で対応できる、そういうシステムを考えたらどうかと思うんですが、長官、どうですか。

○政府委員(紀内隆宏君) おっしゃるように、国際的な問題の場合には現在仕組みが完備しております、いわばボタンを押せば人が飛んで行くというような仕掛けになつておるわけでござります。

まず県内、一つの県に属する市町村の中におきましては、県内における応援の協定を整備しております、いわばボタンを押せば人が飛んで行くと具体的に常時例えどこの職員を要員として登録しておくかというディテールの設計の問題があろうかと思います。その辺につきまして工夫を加えることによって実際上の効果を上げてくるんじやないかというふうに思います。

それから、県際関係につきましては、まさに御指摘のような観点から国内における救助隊みたいなものをつくつてみてはどうかという、検討会の

ようなことをやつてまいりました。それで、現場の消防機関の人たちも含めまして検討した結果、とりあえず全国一本の隊としての仕組みというのは国際関係を生じない以上その必要はない。ただし、実際に事業が生じたときなどこのだれが行くかをその場でまとめていったんじゃ間に合わないということと、一つはまず登録の仕組みをしつかりつくる、もう一つはそれに必要な資機材というのを飛び立てる場所ごとにリストアップして整備する、この辺を日途に整えていく、こういうことでござります。

○関根則之君 消防防災体制を議論するときに、そんなものを常時整備しておいたら遊んでばかりいるじゃないか、何年に一遍役に立つかわからぬようなものを持常時整備していくということは大変効率が悪いというようなことをよく言われるんですね。しかし、一たん災害が起りますと、非難されるのは消防であり、警察も言われることもありますと、防災機関というのはおまえら一体何をしていたんだと言われるんです。全然用意をしていないじゃないかと言われる。そういう責任もしかし一方にあると思うんですよ。これは国防なんかでもまさに同じようなことが言われるんだと思うんですね。だから、そのところは、必要だからといってふだん何もする仕事のない人を大勢抱えていくというのはやっぱり私は問題だと思いますよ。要するに、その必要性と経済効率とのバランスの問題を常に考えながらやっていかなきゃいけないと思います。

そういう意味で、国際消防救助隊のように登録制度をとつていて、ふだんは通常の消防職員として働いている、救急車に乗っている、それが何がありますと電話一本でぱっと飛び出していく、そういう体制、非常にうまくできているんじゃないかなと思いますが、そういうことを効率も考えながら、しかし人命に対する応急対策といいますか、災害というのはまさにいきなりやつてくるわけでですから、そのときにぱっと対応できるような体制もとつていませんと防災責任者として責任が果

たせないということにもなるんだろうと思いま
す。どうかひとつ、今お話しのありましたような
いるわけでござりますが、残事業がどの程度ある
のか、どの程度予定しているのか、大体五年程度
これを延長すれば急増市町村の対応策としては諸
むという考え方ですか。それとも、今までと同じ
ようにまた五年たつてもう一回次々と延長をし
ていかぬかやならないだらうというふうにお考
になつていらっしやるのか、その辺はいかがです
か。

○政府委員(紀内隆宏君) この点につきまして
は、現在あわせて御審議いただいている成田財特
法のように特定の団体の特定の事業をつかまえる
ものではございませんので、人口急増市町村の定
義に当たるもの、あるいは要件を満たすものとい
いましょうか、それがその都度変わります。した
がつて、それを全体のもくろみを立てるというこ
とはなかなか困難なわけでござります。

私ども、今回五カ年間延長するということに伴
いまして、五カ年延長の間に生じてくるであろう
ものはある程度見込みを立ててございまして、そ
れで申し上げますならば、まず適用団体の数でござ
りますけれども、現在までの五カ年間と大体似
通つたような数字であるうかと思つております
て、所要額は補助金ベースで見ますと約三十六億
円ぐらいで、うち、かさ上げにかかるものが
十二億円ぐらいかなと、このように見ておりま
す。

なお、いつまでやつていくかとお話しでござ
いますけれども、これは文字どおり五年間やつて
みまして、その間の人口急増の状況はどのように
変わつてくるか、あるいはやつた特例措置の効果
がどのようなであつたか、そのようなことを見定め
て対処していきたい、このように考えておりま
す。

○関根則之君　事柄の性質上、的確にこれから事業費を把握することは難しいだろうと申します。しかし、人口急増はもう古い話ですかべていつまで人口急増やっているんだという感じがなくありませんけれども、これも先ほど消防補助金の個別の零細性の問題で申し上げましたように、受け取る市町村にとってはこれはまたオーバル・オア・ナッシングの話ですから大分深刻なになるんだろうと思います。その辺の推移を見たがらざらに五年経過後をどうするのだということは考えていただきたいということをございますので、そういうことで、市町村の実情、消防施設の整備の必要性、そういったようなものをひとつよく見ていただきまして対応していただきますようお願いを申し上げます。

いずれにいたしましても、消防の施設整備の問題につきまして引き続き御尽力を賜りますようお願いを申し上げて、成田財特の問題につきまして一、二質問を申し上げたいと思います。

こちらの方は残事業等が比較的はつきりわかるんですけども、今まで実施をした事業費でありますとか残事業費、それはどの程度のものというふうに見込んでおりますか。

○政府委員(湯浅利夫君)　いわゆる成田財特にとりまして各種の事業が行われたわけでございましょうけれども、平成五年度末までの完了事業を含めました事業費の総額は約四千八百億円でございまして、そのうち、この法律に基づきましてかさ上げされた国庫補助金の額が約百六十八億円とでございます。事業の進捗率は約九六%ぐらいにきてるわけでございますけれども、しかし、平成六年の三月三十一日までに完了していない事業といたしまして、まだ県道とか河川とかいうような八事業がございます。この八事業の残事業の総額が事業費で百五十八億円程度ございま

の経費につきましてはあの設置のときから全額を

かるべきではないかと思うんですけれども、警察

ですか。

国の方で負担する、こういうことになっていると思ふんですけれども、今でもそういう制度で全額

を国庫負担、國の方が負担するというやり方で、要員そのものは千葉県警の職員ではないかと思いますけれども、経費については國が負担する、そういうことが貫徹されておりますかどうか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○政府委員(菅沼清高君) 新東京国際空港、いわゆる成田空港でございますが、成田空港の設置につきましては御承知のとおり、その設置や開港

をめぐりまして反対する極左暴力集団等が盛んに破壊活動等を繰り返していたために、開港及び運用を確保する国家的な要請として昭和五十三年四月の閣議決定に基づきまして國が所要額を負担す

る形での特別な警備体制としての空港警備隊が設置されたものでございまして、現在千五百名の体制で空港警備を行っているところでございま

す。

○関根則之君 言いにくいから言わなかつたのかもしれませんけれども、警備につきましては警察にも大変御努力をいただきまして、本当に最近は余り大きな問題もなく成田の機能が果たされてい

るということは大変いいことだと思いますし、警察の御苦労に対しても感謝を申し上げたいと思

ます。

退職手当について、今これは県持ちになつてゐるというような話があつて、自治省の方から国に対する毎年の要望事項といいますか要請事項が財政上出ているわけですから、その項目にも入つてゐるようですが、この退職手当については、どうなんですか、一年か二年そ

のために使つてゐる職員であれば勤務期間を全体で四十年として四十分の二だと、だから退職手当まで持たせるのはひどいじゃないかということになるかもしませんが、五十三年からだつたらもう十六年ですか、間もなく二十年になると思いま

すから、そういうことになると、やっぱりこういうものも当初の考え方からして國の方で持つてしま

成田空港がオープンするときの状況、昭和六年のオーブンがずっとおくれて五十三年でした

かになつてしまつたというような、ああいう騒然

たる状況はないとは思いますが、しかし、この間ちょっと私現地へ行って関西空港を見せていただきましただけども、大変警備もちゃんとしている

し、それから島になつていますから、あの入るところで首根つこできちんとチェックすれば中へ入

れないという問題があるかもしれません、逆にこれはアパートの密室と同じように一たん入つちゃつたらこれを排除するのはなかなか大変だろうと思うんですね。機能麻痺が起つてしまつ

うという問題もあるので警備はなかなか大変だと

いうような感じがするわけですが、なぜか大変だと

も、関西空港についてはそういう特別な警備要員、警備部隊を配置したり、その経費について國の方で持つたりする、そういう考え方はございませんか。

○政府委員(菅沼清高君) 委員御指摘のとおり、関西国際空港をめぐりましても極左暴力集団による反対活動が見られるわけですが、それとも、関西空港は設置が海上であつたということ、それから成田に見られるような大規模な住民を巻き込んだ反対活動といつたものが今まで成田の

ような状態にはなつていないというようないつております。

しかし、今後空港反対活動に伴う不法行為の発生もございますので、地元の大坂府警察におきまして関西空港警察署を、これは仮称でございますけれども、ことしの四月一日に発足をする予定になつております。その空港警察署の設置や機動隊の増強を図りまして、地元の警察力を強化すると

いう形で対処していくけるというように考えておりましても、成田ののような空港警備隊とは異なり

まして、警察法で定められた基準に従いまして一定の割合で國と府の方で負担をする、このようになつております。

○関根則之君 大臣、お聞きのような形で、成田、それから高空も警備が大変だと思思いますけれども、ひとつしっかり警備の方をやっていただき

て、機能が十分發揮できるようにお願いしたいと思います。

○國務大臣(佐藤觀樹君) 成田もそうですが、九月四日でございますかに開港いたしますが、それとも、ひとしつかり警備の方をやっていただい

ます。日本の航空事情からいいましても非常に重要な拠点だという認識をしておるわけでございま

す。

したがいまして、私たちとしても、使われる方の安全性確保、関係者、住民の安全性確保という意味で、大阪府警を中心にして万が一のことがないように今後とも十二分に警戒体制をもつて対応していかたい、こういうふうに考えております。

○関根則之君 終わります。

○有働正治君 私は、消防施設強化促進法からます。

現有の消防車両に対する消防職員の充足率とい

うのは年々低下しているようあります。人口急増自治体では特に低くなつてゐるようになります。国が必要な予算を措置して消防職員の充足率を抜本的に高めて、出動時は基準どおり消防車一台に五名、救急車一台に三名の体制を堅持する

べきだということが要望されています。いわゆる

次有給休暇が取得できるよう必要な人員を配置す

べきだということが要望されています。いわゆる

乗りかえなどが必要ないよう積極的な対応を求めるわけであります。

○政府委員(紀内隆宏君) 御指摘のように、消防職員の充足率につきましては、残念ながら調査の

たびに若干数字が低下しているということでおざいます。

これらの理由を考えてみますと、毎年度消防職員の数は増加しているわけでございますけれども、一方、消防車両の方も非常に増加をしていくということでおざいまして、いわば消防車両の増加のスピードがそれに対する職員の増強を上回っているということからこの問題が出てきています。

そこで現在労働時間短縮の問題がござりますので、これに備えて平成五年度においても財源的に増員措置を講じておざいますけれども、平成六年度につきましては交付税措置を講ずるなどによりまして消防職員の充足に努めてまいりたい、このように思つております。

それからまた、完全週休二日制につきましては平成四年の四月に通知を発しまして、基本的にその団体の市町村部局の職員への導入に合わせて消防職員についても実施するよう指導しているところでございます。この四月現在でほとんどの消防本部において実施されるであろう、このように見ております。

先ほど申し上げましたように、五年度、六年度と交付税上は労働時間の短縮、労基法の改正施行に伴いまして所要の人員を増強してまいっております。これらの財源措置によりまして消防本部における完全週休二日制が定着するよう指導しております。このように思つております。

○有効正治君 消防職員の賃金、労働条件ですが、三交代制をとっています東京消防庁は例外的でありまして、消防職場では通常二十四時間拘束の十六時間勤務です。

首都圏のある人口急増自治体の消防職場、私は現場へも行きました。祭日出勤による休日勤務手当が長い間支払われていませんでしたが、関係者との強い要望、自治体側の善処によりましてことし四月から全額支払われるようになったところでは聞きました。また、消防職員は一般行政職員に比

べ昇格がおくれているといふことも多々聞かれます。改善が求められています。全国の消防職場での賃金不払い時間の短縮と解消、休憩時間の明確化、そして休憩時間中ににおける出動等に対する時間外手当の支給の保障。それから、仮眠所を私見ましたが、まだ個室化されていません。個室化の要望は今日的課題であります。

そこでお尋ねします。

一つは、実態は皆様方が言われるほどきれいごとでは済んでいないと率直に申し上げます。そうした点にかんがみまして、とりわけ人口急増地域におきまして今述べましたような実情をぜひ点検を図るように対処願いたいということでありました。

○政府委員(紀内隆宏君) やや一般的なお答えになりますかも知れませんけれども、まず職員の昇格につきましては、どこの消防本部も同様でございました。消防ボンブ自動車の水一Aタンク車の例で見ますと、国の基準額は一千四十三万四千円で超過負担、自治体負担になつてゐるわけではありません。もう一つ申しますと、神奈川県の人口で見ますと、消防ボンブ車でも、国の中基準額は七百九十七万四千円で実際の購入額は一千五百四十九万二千円、自治体の超過負担額は実に七百五十一万八千円。

消防現場では、実勢価格に見合う基準額にせひ改正願いたいと強い要望が出されています。そういう点で、国の基準額の大引き上げなど早急かつ抜本的な対応を求めるわけであります。いかがでしょうか。

○政府委員(紀内隆宏君) 確かに、消防の施設の補助金につきましては、昭和五十八年以来、消費税の見直しの部分を除きますと行っておりません。したがつて、補助基準額と実勢価格との間にある程度の乖離が生じております。

それから、給与の不払い等の話がございましたけれども、これは職員の給与と勤務手当の定めるところとでございまして、休日勤務手当で行なつて支給されるべきものでありそのように行なつておられます。今後とも適正な取り扱いについては十分ひとつ指導してまいりたい、このように考えておりま

す。

○有効正治君 その点についてぜひ実情を改めて調査していただきたい、個室化の問題、それから職員の賃金、労働条件、いろいろ問題があるんであります。

○有効正治君 相当具体的に地域から要望が出されていますので、ぜひそれはやるべきだということを主張しておきます。

○有効正治君 一千六百四十八万円、六百四万六千円の超過負担、自治体負担になつているわけではありません。もう一つ申しますと、神奈川県の人口で見ますと、消防ボンブ車でも、国の中基準額は七百九十七万四千円で実際の購入額は一千五百四十九万二千円、自治体の超過負担額は実に七百五十一万八千円。

消防現場では、実勢価格に見合う基準額にせひ改正願いたいと強い要望が出されています。そういう点で、国の基準額の大引き上げなど早急かつ抜本的な対応を求めるわけであります。いかがでしょうか。

○政府委員(紀内隆宏君) 確かに、消防の施設の補助金につきましては、昭和五十八年以来、消費税の見直しの部分を除きますと行っておりません。したがつて、補助基準額と実勢価格との間にある程度の乖離が生じております。

○有効正治君 大臣、この問題について、職員の超過負担の解消等、今私申し上げました。すべての消防職員の方々が国民の生命と財産を守るという活動に誇りを持って、しかも具体的な措置ができるように対応していただきたいという、その決

に思つております。

今後もその見直しには努めていきたいと考えております。

○有効正治君 現状はやはり政府の今の対応では間尺に合わないということであります。

次に、千葉県のある人口急増自治体の消防本部では、救急救命士養成の割り当てがありませんでした。配置のめどが立つていません。こうした自治体が数多く見られるわけであります。国の責任で全国の消防職場に救急救命士活動が実効の上がるよう、一つには高規格救急車の配備、二つには教急救命士の養成と配置を図るよう特段の手はすを求めるわけであります。いかがですか。

○政府委員(紀内隆宏君) まず、高規格救急自動車につきましては既に地方交付税におきまして必要な措置を講じておきます。

○有効正治君 まず、高規格救急自動車につきましては既に地方交付税におきまして必要な措置を講じておきます。

意を求めるわけであります。

○国務大臣(佐藤觀樹君) 御承知のように、消防の場合は二十四時間体制ということでおざいま十分配慮して、今まで処遇の改善ということはいろいろ努めてきたものと私たちは考えておるわけでございます。

交付税措置等を通じまして、消防職員の給与、

人員、執務環境、こういったものに努めてきたわけであります。御指摘のように、週休二日制といふものをさらに増強していくための増員というにつきましても、そういった人員増に対しまして財政措置をしますとともに、また、何といつても体を使う仕事でござりますから、仮眠室にいたしましても休眠室にいたしましても、そういうことにつきましては、何といふうに考えております。

○有働正治君 限られた時間ですので、次に成田

財特法について私は具体的な問題で端的にお尋ねしますので、端的にお答え願えれば助かります。

まず、運輸省の方に空港周辺の騒音問題についてお尋ねします。

民家防音工事につきまして、既存の民家防音

屋の増改築、建てかえに際しまして再度助成を早期に制度化してお願意したいという要望が数多く聞かれます。実情を踏まえて積極的に対応しているべきだといふことが一つ。

それから、現在民家防音工事の助成は七十五W以上の第一種区域内と谷間地域の住宅が対象となっていますが、実態は非常に深刻で、改善を求めています。基準を七十Wとするなど実態と要望に合った措置をとるよう要望が出されています。これについて善処を求めます。より根本的に、七十Wの騒音分布図を運輸省が今まで発表していないことも改善が求められて、これについての対応も求めるわけであります。

○説明員(松浦道夫君) 最初の民家防音工事の再

助成の問題につきましては、地元から強い要望があることを私ども伺っております。それからまた、御承知のとおり、現在、地域と空港の共生と

いいますか問題を解決するために円卓会議とい

たよくながみまして、今先生の御指摘のあつたような点につきまして要望が強く出されており

ます。

したがいまして、空港公団におきまして実際に

防音工事を過去やつた家屋につきまして私ども具

体的に実態調査を現在やっています。その調査

結果が出来ますので、その結果を踏まえまして、関

係機関と相談しながら成田空港における今後の対

応というようなことで一生懸命取り組んでまいり

たいと思います。

それから、二つ目の民家防音工事の区域、その

対象の範囲につきまして広げるべきではないかと

いうお尋ねでございますが、御承知のとおり、昭

和四十九年から発足いたしまして、最初はWEC

PNLの八十五という区域からスタートさせまし

て、八十、それから現在七十五とということで、だ

んだんとその対象区域も広げてまいりつて一生懸命

今までやってきて多数の世帯につきまして工事を

実施してきたところでございますけれども、さら

に広げるべきではないかといふお話をございま

す。

○有働正治君 この点につきましては、環境基準との関係、環

境庁で決められております航空機騒音に係る環境

基準との関係におきましても、通常の家の構造

でも十五ぐらい下がるというのが一般的に言われ

ておりますので、そういう意味で七十までのと

ころにつきまして実施するということにつきまし

てはちょっと問題があるなという感じがしておりますのと、それからもう一つは、やっぱり騒音対

策というのはまず何よりも音が出る方の発生源対

策というものを一生懸命やらなきゃいかぬわけで

すが、そちらとの兼ね合いがあつたり、あるいは

国家財政が非常に厳しいとかという話がありますので、そういう意味ではちょっと御理解をいただ

きたいということで、区域を広げるという問題に仕様につきましてもうちよつと幅を広げて対応す

べきではないかという御指摘でございますが、現

在そんな御指摘が地元にあることを承知してお

りまして、今そのため実態を調査しているところではございますので、その結果に基づきまして御理解いただきたいと思います。

○有働正治君 ちょっと悪いんですけれども、ま

とめて聞かせていただきたいです。

ある建築設計士の方の話によりますと、現在、防音工事で公団指定の仕様に基づかないと補助が出ません。ぶこつでいわばださい、学校の防音サッシと同じものが住宅で使われるということ

で、若い人の感覚、好みに全く合わないと改善が求められています。

そこで、一つは、公団仕様の防音サッシ以外に

ついて補助対象としていただきたい。それから複雑な手続、私も調べてみまして本当に複雑です。

この手続をせめて住宅公庫並みに簡素化していただきたいという要求が出されているんで、この改

善を求めていたい。

自治省にまとめてお尋ねします。

下総町の事例ですが、今回新たな追加事業とし

て農業集落排水事業を追加されていますが、財政

的裏づけがありません。これではせっかく指定さ

れても対応できないということで非常に苦慮して

います。したがって、何らかの手立てをとれない

かと。

それから、老人福祉センターというお話をござ

いましたかと思うんですが、これにつきましては

具体的な案件をちょっとまだ伺つております

で、今の要件に合うような、老人福祉法に基づく

老人福祉センターということでしたら航空機騒音防

止法に基づきまして対象になりますので、それ

はそれで具体的な問題として対応してまいりたい

かと思つております。

○政府委員(湯浅利夫君) 農業集落排水事業につ

いてもかさ上げの対象になつてないという関係実施しますけれども、国の補助率は事業費の二分の一ということですかさ上げの対象にはしていません。この事業はもともと予算補助が新規制度でもつくつていただきたいという要望も出されています。全体として今回特例対象事業かるべき補助を考慮していただき、もし無理なら

事業といふことで他の各種のかさ上げ法におきま

してもかさ上げの対象になつてないという関係

わけでございます。この事業はもともと予算補助もございまして、この法律でかさ上げの対象にす

るということはなかなか難しいことだと思います

。

ただ、財源的には困らないようにということ

千葉県からの単独の補助金もこれには提出すると

かがですか。

○説明員(松浦道夫君) まず最初の防音サッシの

。

いうようなことも伺っておりますし、また、この補助裏につきましては地方債、地方交付税によります支援措置も講じてまいりますので、事業の実施につきましては心配がないんじゃないかというふうに私どもは考えております。

○西川潔君 私は、まず消防施設強化促進法についてお伺いをいたします。

この法律の適用年度を延長する法案につきましては、前回の改正時にたしか佐藤大臣の社会党は反対をされたよう記憶をしております。五年を経過いたしまして、今回その法案を提出される所管大臣になられたわけですから、悪意も他意もございませんが、素直に今の感想をちょっとお伺いしてみたいと思います。

○国務大臣(佐藤觀樹君) 前回の改正、前回のこの期限が切れて新たに法律を延長したときが平成元年でございますけれども、御承知のように、このとき新たに市町村の財政力指數が一を超えるところにつきましては七分の三の補助率から十分の四に引き下げたわけでございます。社会党といたしましては、この部分に反対したというふうに聞いておるわけでございまして、今度の場合にはそのままの延長ということになっているわけでございますが、財政状況の厳しさにつきましてはおわかりのとおりでございますので、財政力指數が一を超える政令指定都市あるいは財政力がそれだけあるところについては御理解をいただいてそのまま延長させていただきたいといたいことでございます。

○西川潔君 ありがとうございます。ですが私は前回は反対でございました。ですから、きょうはしっかりと皆さん方のお話を伺いたしましたして、そしてきょうの賛否に自分は役立てたいというふうに思つております。

そこで、まずお伺いしたいのは、前回の改正當時と現在とでは人口急増地域の消防施設の整備状況についてどういうような変化がございましたのか、そのあたりからお伺いしたいと思います。

○政府委員(紀内隆宏君) 実は前回の場合と今回分の四とされた一部の市町村というのは財政力指

の場合で人口急増市町村そのものが入れかえもござりますので、前回人口急増の要件を満たし今回も満たしているというような単独の消防本部について比較する、こういうことで見てまいりますと、代表的なものを申し上げますが、消防ポンプ自動車は昭和六十二年度三百一十九台、平成二年度では三百四十七台で、十八台、五・五%増加しているという状況でございます。

自動車は昭和六十二年度三百一十九台、平成二年度では三百四十七台で、十八台、五・五%増加ちょっとと申しあれましけども、私ども三年置きに調査しているのですから、この幅の中に入る二年というのは昭和六十二年と平成二年の比較になります。

それから次に、はしごつきの消防ポンプ自動車について見ますと、昭和六十二年度におきましては二十七台、平成二年度では三十台ということです、三百台、一一・一%増加しているという状況でございます。

○西川潔君 前回の改正案には一部の適用団体に對して補助率を引き下げる内容が盛り込まれていたわけですから、その地域の整備促進に支障しましては、この部分に反対したというふうに聞いておるわけでございまして、実はこの部分は私がなかつたかどうかにについてお伺いしたいのと、ども前回反対した主な理由でございますので、この点をしっかりと御説明していただき、お伺いしたいと思います。

○政府委員(紀内隆宏君) 先ほど大臣からお答え申し上げましたように、前回の延長時に一部の市町村につきまして七分の三から十分の四に引き下げるということを含んでおりましたが、七分の三と十分の四の差というのは全体について見ますと三十五分の一の差でございまして三%弱の低下といたします。

そこで、まずお伺いしたいのは、前回の改正当時に一年当たりで見ますと全国ベースで九百万円という引き下げの数字にとどまっているわけでございます。

そういうこともございまして、また補助率が十

数が一以上と比較の問題ではござりますけれども余裕のある団体であるといふこともございまして、計画された消防施設につきましては着実に整備がなされたと、このように聞いております。

○西川潔君 平成二年度の消防施設の整備状況の調査を見てみると、対象事業の一部については人口急増地域の充足率の方が全国平均よりも高い数字となっているわけですね。そういう部分もあります。この点はどのように理解すればよいのか、例えばこの消防水利についての方を御説明いただければと思うんです。

○政府委員(紀内隆宏君) 確かに、消防水利の充足率につきましては人口急増市町村の方が全国よりは高い数字を示しておるわけでございます。

ただ、この消防水利の中には防火水槽等もござりますけれども、いすれの面につきましてもきめ細かい対策を今後とも実施してまいりたい、このように思つています。

○西川潔君 よろしくお願ひします。

○委員長(岩本久人君) 他に御発言もないようですか、質疑は終局したものと認めます。

○西川潔君 よろしくお願ひします。

○委員長(岩本久人君) 他に御発言もないようですか、質疑は終局したものと認めます。

○西川潔君 よろしくお願ひします。

○委員長(岩本久人君) 他に御発言もないようですか、質疑は終局したものと認めます。

○西川潔君 よろしくお願ひします。

○委員長(岩本久人君) 他に御発言もないようですか、質疑は終局したものと認めます。

○西川潔君 よろしくお願ひします。

○委員長(岩本久人君) 全会一致と認めます。

○西川潔君 わかりました。

もう時間が少ないものですから最後の質問になりますが、今回は人口急増地域に対する措置といふ内容の法案でござりますけれども、他方、住宅火災での死者の約半数は六十歳以上の年寄りが占めているという、この点につきましても、今後の超高齢化社会を迎えるに当たりまして消防行

政における高齢化対策は大変重要な問題であると思ひます。

○西川潔君 わかりました。

もう時間が少ないものですから最後の質問になりますが、今は人口急増地域に対する措置といふ内容の法案でござりますけれども、他方、住宅

火災での死者の約半数は六十歳以上の年寄りが占めているという、この点につきましても、今

後の超高齢化社会を迎えるに当たりまして消防行

政における高齢化対策は大変重要な問題であると思ひます。

○西川潔君 わかりました。

もう時間が少ないものですから最後の質問になりますが、今は人口急増地域に対する措置といふ内容の法案でござりますけれども、他方、住宅

火災での死者の約半数は六十歳以上の年寄りが占めているという、この点につきましても、今

後の超高齢化社会を迎えるに当たりまして消防行

政における高齢化対策は大変重要な問題であると思ひます。

○西川潔君 わかりました。

きめ細かな施策に取り組んでいただきたいと思いまますし、昨年この委員会で質問をさせていただきましたときに消防長官がおいでにならなかつたものですから、長官に御答弁をいただいて、最後に整備がなされたと、このように聞いております。

○政府委員(紀内隆宏君) 御指摘のように、高齢化社会を迎えて住宅防火対策等が大変重要になります。もう一つは、高齢者を収容する施設等における防火対策になろうかと思いますけれども、いすれの面につきましてもきめ細かい対策を今後とも実施してまいりたい、このように思つています。

○西川潔君 よろしくお願ひします。

○委員長(岩本久人君) 他に御発言もないようですか、質疑は終局したものと認めます。

○西川潔君 よろしくお願ひします。

○委員長(岩本久人君) 全会一致と認めます。

○西川潔君 わかりました。

もう時間が少ないものですから最後の質問になりますが、今は人口急増地域に対する措置といふ内容の法案でござりますけれども、他方、住宅

火災での死者の約半数は六十歳以上の年寄りが占めているという、この点につきましても、今

後の超高齢化社会を迎えるに当たりまして消防行

政における高齢化対策は大変重要な問題であると思ひます。

○西川潔君 わかりました。

もう時間が少ないものですから最後の質問になりますが、今は人口急増地域に対する措置といふ内容の法案でござりますけれども、他方、住宅

火災での死者の約半数は六十歳以上の年寄りが占めているという、この点につきましても、今

後の超高齢化社会を迎えるに当たりまして消防行

政における高齢化対策は大変重要な問題であると思ひます。

○西川潔君 わかりました。

もう時間が少ないものですから最後の質問になりますが、今は人口急増地域に対する措置といふ内容の法案でござりますけれども、他方、住宅

火災での死者の約半数は六十歳以上の年寄りが占めているという、この点につきましても、今

後の超高齢化社会を迎えるに当たりまして消防行

政における高齢化対策は大変重要な問題であると思ひます。

○西川潔君 わかりました。

う決定いたします。

○委員長(岩本久人君) 次に、地方行政の改革に関する調査を議題といたします。

平成六年度の地方財政計画について政府の説明

的な活力ある地域づくり、生活者、消費者の視点に立った社会資本の整備、地域住民の福祉の充実、快適な環境づくり、住民生活の安全の確保等を図るため、地方単独事業費の確保等所要の措置を講じることとしております。

特別減税を実施するほか、特定扶養親族に係る控除額の引き上げ、個人住民税均等割の税率の見直し等を行うこととし、一兆五千九百三十四億円の減収を見込んでおります。

六・一ポイント減の六・八%となつております。
次に、歳出について御説明いたします。
まず、給与関係経費についてでありますと、総額は二十二兆三千三百二億円で、前年度に対し四

○国務大臣（佐藤觀樹君） 平成六年度の地方財政を聽取いたします。佐藤自治大臣。

計画の概要について御説明申し上げます。

平成6年度の地方財政は、依然として厳しい経済情勢と地方財政の状況にかんがみ、お

おむね国と同一の基調により、歳入面において

は、地方税負担の公平適正化及び地方交付税の所要額の確保を図り、歳出面においては、経費全般

について徹底した節減合理化を図るとともに、景

氣に可能な限り配慮しつゝ、自主的、主体的な活動ある他感づくり、生活者、消費者の観点に立つて

た社会資本の整備、地域住民の福祉の充実、快適

な環境づくりなどを積極的に推進するため必要な方針を示す。

事業費の確保に配意する等、限られた財源の重点的配分と経費支出の効率化に徹し、地方財政の健全化に努めています。

全性の確保にも留意し、節度ある行政運営を行

うことを基本としております。

以下立成会全般の均方誤差誤合の算定ノ結果
ついて御説明申し上げます。

第一に、地方税については、個人住民税の特別減免を実現するため、改正二〇一〇・七六を経て

減税を実施するなどもは、最近における社会経済情勢の変化に対応して早急に実施すべき措置を講

じることとしております。

第二に、地方財政の運営に支障の生じることのないようとするため、所管税及び主民税の特別減額を実施する。

税等に伴う影響額については、地方交付税の増額

及び減税補てん債の発行により補てんすることと

また、所得税及び住民税の特別減税等以外の地
してあります。

方財源不足見込み額についても、地方交付税の増

額と建設地方債の増發により補てんすることとしておりま十。

第三に、地域経済の振興や雇用の安定を図りつつ、景気にも可能な限り配慮して、自主的、主体

第二部 地方行政委員會會議錄第二号

年三月二十八日

五千五十八億円で、前年度に対し二千九百十二億円、二・九%の増加となつております。

地方単独事業につきましては、景気に可能な限り配慮しつつ、自主的、主体的な地域づくり、生活者、消費者の視点に立った社会資本の整備、森林・山村対策等の積極的な推進を図ることができるように所要の事業費を確保することとし、前年度に対し一兆九千八百九十三億円、一二・〇%増の十八兆五千六百六十五億円を計上いたしております。

公営企業繰出金につきましては、上下水道、交通、病院等の生活関連社会資本の整備の推進等に配意し総額二兆七千八百七十五億円を計上いたしております。

最後に、地方交付税の不交付団体における平均水準を超える必要経費については、税収入の状況等を勘案して所要額を計上いたしております。

以上をもちまして、地方財政計画の補足説明を終わらせていただきます。

○委員長(岩本久人君) 以上で説明の聽取は終わりました。

○委員長(岩本久人君) 次に、地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案を一括して議題といったします。

まず、政府から順次趣旨説明を聴取いたしました。佐藤自治大臣。

○国務大臣(佐藤觀樹君) ただいま議題となりました地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案の提案理由とその要旨について御説明申し上げます。

まず、地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律案の提案理由とその要旨について御説明申し上げます。

当面の経済情勢に対応するため、個人住民税について平成六年度限りの措置として定率による特別減税を実施するとともに、最近における社会経

濟情勢等にかんがみ、住民負担の軽減及び合理化等を図るため、個人住民税所得割について非課税

限度額の引き上げ及び特定扶養親族に係る控除額の引き上げを行うほか、法人住民税均等割の税率の見直し、土地の評価がえに伴う不動産取得税の整理合理化等の措置を講じることとし、あわせ

ります。

以上がこの法律案を提案いたしました理由であります。

次に、この法律案の要旨につきまして御説明申します。

第一は、地方税法の改正に関する事項であります。

その一は、道府県民税及び市町村民税についての改正であります。

まず、個人の道府県民税及び市町村民税につきましては、当面の経済情勢に対応するため、平成六年度限りの措置として一兆六千億円余の定率による特別減税を実施することといたしております。この特別減税においては、税負担の軽減効果が早期に実現することとなるよう、徴収方法についても特例措置を講じることといたしております。

また、低所得者層の税負担に配慮するため、所得の諸出費のかさむ中堅層の税負担に配慮するた

め特定扶養親族に係る控除額を三万円引き上げるほか、前年中において所得を有しなかつた者に係る非課税措置を廃止する等の措置を講じることといたしております。

次に、法人の道府県民税及び市町村民税につきましては、昭和五十九年度以来据え置かれてきた均等割の税率について、その後の物価水準等の推移、法人の事業活動と地域社会との受益関係等を勘案し、その見直しを行うことといたしております。

また、移転価格税制の適用に伴う法人の道府県民税及び市町村民税の更正により生じる過納金等の額について、次回に納付すべき税額から当該過

納金等の額を控除する制度を導入するとともに、控除し切れなかつた金額は一定の方法により還付するものとする特例措置を創設することといたしております。

その二は、事業税についての改正であります。

事業税につきましては、マスク等七事業に係る非課税措置の廃止に伴う経過措置について、四年間に限り段階的な措置を講じつつ、廃止することといたしております。

また、移転価格税制の適用に伴う法人事業税の更正により生じる過納金等の額について、法人の道府県民税及び市町村民税と同様の措置を講じることといたしております。

その三は、不動産取得税についての改正であります。

不動産取得税につきましては、平成六年度の土地の評価がえに伴い、宅地評価土地について、平成六年一月一日から平成八年十二月三十一日までの間に取得した場合に限り課税標準を価格の三分の一の額とし、特に平成六年一月一日から同年十二月三十一日までの間に取得した場合にあつては課税標準を価格の二分の一の額とする特例措置を創設する等の措置を講じることといたしております。

その四は、自動車税及び自動車取得税についての改正であります。

自動車税及び自動車取得税につきましては、メタノール自動車に係る税率の特例措置を二年間延長する等の措置を講じることといたしております。

その五は、固定資産税及び都市計画税についての改正であります。

固定資産税及び都市計画税につきましては、信託協同組合、労働金庫、信用金庫及びこれらの連合会が所有し、かつ使用する事務所及び倉庫に係る固定資産税及び都市計画税の非課税措置を廃止

し、事業規模を勘案した経過措置を講じつつ、課税標準を価格の二分の一の額とする特例措置に移行することとするほか、公害防止設備に係る固定資産税の非課税措置等について整理合理化を行ふことといたしております。

また、三大都市圏の特定市に所在する一定の市街化区域農地で、都市計画の決定に基づき土地区域整理事業等によって計画的な市街化が図られるものについて、固定資産税及び都市計画税を三年間減額する措置を創設することといたしております。

その六は、特別土地保有税についての改正であります。

その他、特定フロン等に代替する物質を使用する一定の設備、第一種電気通信事業者が新設する電気通信の高度化に資する一定の電気通信回線設備等に係る固定資産税の課税標準の特例措置を創設する等の措置を講じることといたしております。

その七は、事業所税についての改正であります。

事業所税につきましては、大阪湾臨海地域開発整備法に基づく開発地区において整備される一定の中核的施設に対し、新增設に係る事業所税の非課税措置及び資産割の課税標準の特例措置を創設する等の措置を講じることとしております。

第二は、地方財政法の改正に関する事項であります。

地方財政に關する事項につきましては、個人の道府県民税または市町村民税に係る特別減税等による減税額を埋めるため、地方債の特例措置を講じることといたしております。

以上が地方税法及び地方財政法の一部を改正す

る法律案の提案理由及びその要旨であります。

次に、地方交付税法等の一部を改正する法律案の提案理由とその要旨について御説明申し上げます。

地方財政の状況等にかんがみ、平成六年度分の地方交付税の総額について特例措置を講するとともに、各種の制度改正に伴つて必要となる経費及び地方団体の行政水準の向上のために必要となる経費の財源を措置するため、地方交付税の単位費用を改正する等の必要があります。

以上がこの法律案を提出いたしました理由であります。

次に、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

まず、平成六年度分の地方交付税の総額につきましては、地方交付税法第六条第一項の額に三百六十億円及び交付税特別会計借入金二兆九千七十九億円を加算した額から、同特別会計借入金利子支払い額二千百三十七億円を控除した額とすることとしております。

また、平成十二年度から平成二十一年度までの地方交付税の総額につきましては、七千八百八十億円を加算することとしております。

次に、平成六年度分の普通交付税の算定につきましては、高齢者の保健及び福祉の増進に要する

経費を充実することとし、新たに高齢者保健福祉費を設けることとしております。

また、自主的、主体的な地域づくりの推進等で

福祉施策に要する経費、教職員定数の改善、義務教育施設の整備、私学助成の充実、生涯学習の推進等教育施策に要する経費、道路、街路、公園、下水道、社会福祉施設、清掃施設等住民の生活に直結する公共施設の整備及び維持管理に要する経費、自然環境の保全、廃棄物の減量化等快適な環境づくりに要する経費、農山漁村対策、森林・山村対策に要する経費、地域社会における国際化、情報化への対応及び文化の振興に要する経費、消防救急業務の充実等に要する経費並びに国民健康保険財政についてその安定化のための措置等に要

する経費の財源等を措置し、あわせて、道府県民税及び市町村民税の所得割の減収補てんのためです。

さらに、平成六年度においては、基準財政収入額の算定方法について、道府県民税及び市町村民税の所得割の特別減税等による減収額を算加する

こととする特例を設けることとしております。

以上が地方交付税法等の一部を改正する法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(岩本久人君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

なお、地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律案に対する政府委員からの補足説明につきましては、理事会で協議いたしました結果、説明の聽取を行わず、本日の会議録に掲載することといたしました。

これより質疑に入ります。

○関根則之君 またまた地方財政が大変厳しい状況になつてきているわけでございます。

先ほど地方財政計画を御説明いたいたわけでもござります。大藏と折衝していく中で、地財対

策の結果、財源不足をどう埋めるのか、そういうことが決まつてきていると思ひますけれども、

ちよつと整理をしてみますので、確認だけ最初にし

ていただきたいんですけど、財源不足額は平成六年度五兆八千七百七十九億ということです。

みますと、交付税特別会計における借り入れが二兆九千百七十九億、それから償還の繰り延べ、當

然今まで借り入れた金額なり返さなきやならないやつを返さないで済ませて次年度以降に送るとい

うことだと思いますが、償還繰り延べが千九百七十九億、それから地方債を活用いたしまして財源不足を埋め合わせているわけですけれども、減税

とはいいながらこれは一種の借金、交付税特会で借り入れというのもこれはもちろん借金、それから地方債というのは当然借金ですから、借金が五兆六千六百十九億。わずかに財源措置らしい措

置をしたのは、加算額の千七百六十億と特別会計に剩余金があるというので四百億入っています。

この特別会計の剩余金というのはよくわからないんですが後でお尋ねするといったまして、この額を合わせて二千百六十億がまあまあ措置とい

か、何か努力、工夫を凝らしたかなという感じでわずかにあるだけ。ほとんど大部分、率にいたし

まして九六・三%は借金、こういう財源不足対策になつてゐるんじゃないかと思いますけれども、そ

以上の点について間違いがあるのかないのか、そこだけちょっと確認をしていただきたいと思いま

す。

○関根則之君 湯浅局長は大変減税にこだわつて、減税があるから財源不足がこんなになつてしまつたんだというような感じの御答弁をいただ

いております。お気持ちとしてはよくわかるんですけれども、しかし、減税だってやっぱり一つの

財源不足額は史上最高であるというふうに理解をしてよろしゅうございますか。

○政府委員(湯浅利夫君) 仰せのとおり、減税を含めますと六兆円近い財源不足といふのは過去に

おいて最大のものになつておるわけでございます。

ただ、その受けとめ方として御説明があつたわ

けですが、その前に、今までともかく地方財政は大変厳しい局面を何遍にもわたつて体験をしてお

ります。財源不足が生じますと、そのたびにそれに対する財源措置をしているんですけども、今

回のように六兆円もの財源不足額が生じた、この

財源不足額は史上最高であるというふうに理解を

します。

○関根則之君 數字的にはまさにそのとおりだと

います。

ただ、ちょっと一言言わせていただきますと、私

ども住民税、所得税等の減税に伴う補てん分につ

きましては借入金で当面賄いましたけれども、こ

れはあくまでも当面の資金つなぎということで、

将来におきまして総合的な税制改正によりまして

きちつとこれは補てんをしてもらわなきやならないものであるということをつけ加えさせていただ

きたいと思います。

ただ、ちよつと一言言わせていただきますと、私

ども住民税、所得税等の減税に伴う補てん分につ

きましては借入金で当面賄いましたけれども、こ

れはあくまでも当面の資金つなぎということで、

将来におきまして総合的な税制改正によりまして

きちつとこれは補てんをしてもらわなきやならないものであるということをつけ加えさせていただ

きたいと思います。

ただ、この際やはり景気回復をさせることが政治の

最も重要な課題である。したがいまして、私たち

といつしましては、恒久的な財源を地方財政の中

で見つけることはもちろん今後議論がある中で当

然でございますけれども、あわせまして、やはり

こういった個人消費を喚起するということによつて景気の回復を図り、またそれが地方財政にプラスに返つてくるようになつてゐるといふこともございますので、そのことも期待をしつつ、総計が百兆を超える借入金残高になつてゐるといふことを大きな重みでしっかりと受けとめつゝ今後の地方財政の運営はやつていかなきやならぬという認識をしておられます。

○関根則之君 事態の認識はしつかりしているんだ、しかし景気刺激のために減税もやらなければならぬし、いろいろやらなきやしようがないだ、こういうお話ですけれども、大臣、後の話はいろんな見方がありますからいいんですよ。

その前に、ともかく今の地方財政のこの状態といふのは史上最悪の状態だ、これは素直に認識しないと、財源不足額は六兆近くある。だけどもそんなものは減税でやつてゐる穴だから大したことないんだよ、そんなふうな感覚でもし自治省がお話をし、それをそういう気持ちで地方団体が受け取つて財政運営をやつたとするところは大変な問題になつてくる。

また、来年、再来年とこれからにつないでいく問題ですから、ことし一年の財政運営を三千三百の地方団体がどうやっていくか、そのときに地方団体の議員さんたちにもしつかりと踏まえていただかないと大変なことになるんですから、どうかひとつ、今この地方財政が置かれている状態といふのは大変な状態なんです、財源不足額は史上最高なんだということだけはしつかりと認識をしていただいて、地方団体にもそういう状況を説明し、また、どういうふうにするかは別としても大蔵に対しても認識をしてもらひ、国全体の財政運営の中で地方財政がこういう状況にあるといふ認識を得るためにPR、これをしつかりとやつてもらいたいと思うんですが、どうですか。

○國務大臣(佐藤觀樹君) 委員今御指摘のよう

うものを本当に深刻に真っ正面から受けとめて今

のあり方でそのまま延長するということでなくて根本的な財源対策というものを与党なりに考えてもらわなきやいかぬといふことも頭に置きつつ、みでしっかりと受けとめつゝ今後の地方財政の運営はやつていかなきやならぬという認識をしておられます。

○関根則之君 事態の認識はしつかりしているんだ、こういうお話ですけれども、大臣、後の話ははり次を目指していかなきやならぬ、こういうふうに考えております。

○関根則之君 しかも、これだけの最高の財源不足が出て、それに対する国の財政の対応策、国の財政自身が非常に苦しいものだから弾力的な対応策が立てられなかつた、多分そういうことなんでしょうね。結果として九六・三%、ほとんど大部分、一〇〇%近いものを借入金に頼つた。こんなものも国からのいろいろな将来の補てんというような

ものもあつたわけですが、御案内とのおり、昭和五十九年度に借入金のやり方を抜本的に変えたということございまして、その後におきまして財源不足のあつた場合におきましてはかなり借入金で補てんするという場面はございましたけれども、しかし、このように大きな借入金を財源補てんのためにするということは御指摘のようになつてゐます。

國も地方も非常に厳しい財政状況の中で景気対

後の財政対策をどうしていくか、また地方団体の財政運営を間違いないようにならんとやつていかねばならないといふことにについての認識は持つておうということで四百億円を使わせていただきます」ということとしたわけでございます。

○関根則之君 時間をかけてたまつてきたものでありますということですから、ぜひひとつそうお気持ちで対応していただきたいと思いま

す。それにいたしましても、皆さんが努力をなさらなかつたとは言いませんよ、言いませんけれども、こういうもうはとんど一〇〇%近いものを借入金に基づいてただ埋めてしまつたというやり方は非常に私は残念でならない。國の方が確かに財政は苦しいかもしれないけれども、やはり新しい内閣ができる、地方優先、地方分権、地方自治体の財政運営や行政運営、そういうものを大事にしていくんだ、そう言つてゐる内閣の予算編成としては、その一環として一番大切な地方財政対策としてこういう形のものが出てきたということに対しては本当に残念で残念で仕方がない。もうこれからは地方分権だと地方重視だと地方自治が大切だとか、そんなことは余り言つてもらいたくない、そんな気持ちがするぐらいなんです。

たということですけれども、そうしてそういう金のほかは全部交付税特会での借り入れであり、減税補てん債として借金をこれから起こしていくんだある金を使つただけの話で、それほど寝められるといますか、大変な大努力の結果ということではないようございます。

○政府委員(湯浅利夫君) これまでの財源不足に對しましては、借入金を仮にやるといたしましては本当に残念で仕方がない。もうこれで借入金を財源補てんのためにするということは御指摘のようになつてゐますけれども、これらの交付税特会での借り入れとか、あるいは國が政策的に減税をやる、それに伴つて地方もやらざるを得なくなると減税をした場合には、従来は必ず地方債でそれを補てんしておりますでもあるいは特別会計で借り入れをしておりましても、その元金なりあるいは利子、大体利子というのはずっと、最近はちょっと違うんでけれども、前は全額国で持つておつたという時代があつたと思ひますけれども、元金についても何ほどか國の財政の方で持つちよつと違うんでけれども、前は全額国で持つておつたといふことには、國が負担をする約束ができたことに対する比較といいますか、その上で大変問題があるといふ認識をぜひ持つていただきたい、これから先の地方財政をどうしていくのか、こういうことについてひとつお力をいただければありがたい、こういうふうに思います。

それで、細かいことですが、特別会計の剩余金四百億、これは何ですか。

○政府委員(湯浅利夫君) 交付税の特別会計におきましては、委員も御案内とのおり、昭和五十九年度まではほぼ折半で國と地方が持つておつたといふことには、國が半分は責任を持つ、残りの半分は

きちんと考え方を整理して将来に禍根を残さない

て、今後の財政運営の健全化といふものに対しても、昭和五十九年度にこの借金の残高を半分におきましては、委員も御案内とのおり、昭和五十九年度まではほぼ折半で國と地方が持つておつたといふことには、國が半分は責任を持つ、残りの半分は

というようなお約束があつたわけでございますけれども、昭和五十九年度にこの借金の残高を半分に分けて、國が半分は責任を持つ、残りの半分は地方で持ちなさいといふことで、それ以降につい

ては、基本的には原則として借入金をしないで特

例措置によって足らないところは措置をしていくこと、こういうお約束になつたわけでございます。その関係がございまして、それ以後の借入金につきましてはその返済の財源はすべて自分たちの交付税から賄つていかなきゃいけない、こういうことになつたわけでございますが、利子につきましてはこれは国の負担でやつてもらうということにいたしております。

ただ、何度も申し上げて恐縮でございますが、所得税の減税に伴つて借りなければならなかつた分につきましては、この利息も含めまして将来総合的な税制改革の中でこれは補てんしてもらいたいと思いますので国からの利子の負担というものをお願いしておりませんけれども、通常収支の不足分についての交付税の借入金については利子の国庫負担をお願いしているということになつてゐるところでございます。

○閑根則之君 五十九年以降は、もう交付税特会

での借り入れといふのはやめようということできれいに国の中と地方の持ち分といふものを分けて整理をしたんですよ。それはわかるんですけども、さつきから私が申し上げているように、

今回の財源不足額といふのはもう本当に大変な事態なんですね。そういう中で、地方に一方的に

おまえの方で借りておけよというようなやり方で

しよう、これは。

減税補てん債だつて特会の借り入れだつてそう

ですよ。特会の利子だけは国の方で持つましょ

うことだけでも、そういうやり方で済ませ

てしまうといふことは言えますか。それは近

く相談をして、年内に話を決めて税制を決めてや

るから大丈夫なんですよ、こんな説明が、一般的

に民間のいろいろ取引だと例えばこれから事業を

進めしていくときに財源措置をどうするんだとか、

そういうときにはそんなことが言えますか。それは

いよいよいたしますと決まり文句みたいに言つて

おりますけれども、これで本当に地方団体の財政

運営に支障を生じさせないような財源措置ができる

だといふんだといふ、そのいいんだという意味は必

ずしもよくわからないのであります、いずれに

來そういうものを決めますからとりあえずいい

んだ、そんなおかしなことが通るんですか。いか

がですか。

○國務大臣(佐藤觀樹君) 将来決めますからそれ

がいいんだといふ、そのいいんだという意味は必

ずしもよくわからないのであります、いずれに

來そういうものを決めますからとりあえずいい

んだ、そんなおかしなことが通るんですか。いか

がですか。

○閑根則之君 大臣、私もわからないと言つてい

るわけじゃないんですよ。わかつてはいるつもり

ですよ。しかし、三千三百の地方団体でそれぞれ

財政課、財政部というのがあって財政運営をやつ

ているわけですよ。それらの人たちがどういう状

況になつてゐるのかということはしっかりと理解

をして、そういう上に立つて財政運営をやつても

らわなきやいけない。国民の皆様にもこれから

税制論議に対して、本格的な税制改正はどうしな

きやいけないと思うんですよ。

それで、言つてゐるのは、私は平たい言葉で

言つたからいいんだという言葉を使つたんですね

り入れもやれない、それから国が減税をする場合

しかし、いやそんなことはないよ、減税補てん債については後でちゃんと税制改正をやつてきっちりとした裏打ちをするんだからそれでいいじゃなく、そういう感じの答弁が大臣からもありますよ。さっきの本会議でも大蔵大臣がそうたけれども、大臣、それは少し私は言い過ぎだと思いますよ。さっきの本会議でも大蔵大臣がそういう趣旨の答弁をしていましたよ。今はそれはないんだ。確かに赤字債、特例債でいくけれども、後々きちんと財政措置を講じるんだからそんなものは穴のあいているやり方じゃないんだ、それはしゃるんだけれども、これはいかにも国民に対しちゃんと裏打ちがあるんだ、こういうことをおっしゃるんだけれども、これはいかにも国民に対し財源措置があるのかどうかというの、その時点強することによって增收がありますからこれで埋め減税しますけれども、この税をこういうふうに増税で、こういう財源措置をしてやります、これだけ設置ができるということでしょう。

これから財源措置を考えます。とりあえず穴は強することによって增收がありますからこれで埋め減税しますけれども、この税をこういうふうに増税で、こういう財源措置をしてやります、これだけ設置ができるということでしょう。

確かに委員御指摘のように現金がそこにあるわけではありませんけれども、しかし、それは責任を持って与党におかれまして税制改革協議会の中で財源を捻出をしていただくということが裏打ちとなつて政権を維持し、かつこの施策は実行されただくんですということを前提にしてやつておるわけでございまして、私たちいたしましては、確かに委員御指摘のように現金がそこにあるわけではありませんけれども、しかし、それは責任を持って与党におかれまして税制改革協議会の中で財源を捻出をしていただくということが裏打ちとなつて政権を維持し、かつこの施策は実行される、こういうことでござりますので、御理解をいただけると存じます。

○閑根則之君 大臣、私もわからないと言つていますが、そこで説明は終わりなんですよ。赤字の特例債なんですが特に財政の場合には必要じゃないかという気が

してならないからくどいように申し上げている

んです。

私は、政治というのは言葉がよければいいといふものじゃないと思うんですよ。時には言葉に詰まっているんすと、下手な言葉を使つてもやっぱり眞実を

せんけれども、これは年内に与党の責任におきまして必ず税制改革協議会におきましてつくつていつただくんですということを前提にしてやつておるわけでございまして、私たちいたしましては、

確かに委員御指摘のように現金がそこにあるわけではありませんけれども、しかし、それは責任を持って与党におかれまして税制改革協議会の中で財源を捻出をしていただくということが裏打ちとなつて政権を維持し、かつこの施策は実行されただくんですということを前提にしてやつておるわけでございまして、私たちいたしましては、

確かに委員御指摘のように現金がそこにあるわけではありませんけれども、しかし、それは責任を持って与党におかれまして税制改革協議会の中で財源を捻出をしていただくということが裏打ちとなつて政権を維持し、かつこの施策は実行されただくんですと存じます。

○閑根則之君 大臣、私もわからないと言つていますが、そこで説明は終わりなんですよ。赤字の特例債なんですが特に財政の場合には必要じゃないかという気がしてならないからくどいように申し上げている

んです。

私は、政治というのは言葉がよければいいといふものじゃないと思うんですよ。時には言葉に詰まっているんすと、下手な言葉を使つてもやっぱり眞実を

せんけれども、これは年内に与党の責任におきまして必ず税制改革協議会におきましてつくつていつただくんですということを前提にしてやつておるわけでございまして、私たちいたしましては、

確かに委員御指摘のように現金がそこにあるわけ

ではありませんけれども、しかし、それは責任を持って与党におかれまして税制改革協議会の中で財源を捻出をしていただくということが裏打ちとなつて政権を維持し、かつこの施策は実行されただくんですと存じます。

○閑根則之君 大臣、私もわからないと言つていますが、そこで説明は終わりなんですよ。赤字の特例債なんですが特に財政の場合には必要じゃないかという気がしてならないからくどいように申し上げている

んです。

私は、政治というのは言葉がよければいいといふものじゃないと思うんですよ。時には言葉に詰まっているんすと、下手な言葉を使つてもやっぱり眞実を

せんけれども、これは年内に与党の責任におきまして必ず税制改革協議会におきましてつくつていつただくんですと存じます。

○閑根則之君 大臣、私もわからないと言つていますが、そこで説明は終わりなんですよ。赤字の特例債なんですが特に財政の場合には必要じゃないかという気がしてならないからくどいように申し上げている

んです。

私は、政治というのは言葉がよければいいといふものじゃないと思うんですよ。時には言葉に詰まっているんすと、下手な言葉を使つてもやっぱり眞実を

せんけれども、これは年内に与党の責任におきまして必ず税制改革協議会におきましてつくつていつただくんですと存じます。

私は、政治というのは言葉がよければいいといふものじゃないと思うんですよ。時には言葉に詰まっているんすと、下手な言葉を使つてもやっぱり眞実を

大変な努力をしていただいて、この合意書にもござりますように、何度も会議を開いていろんな角度からやつていただいているわけでございます。

これは福祉社会のビジョンとか高齢化社会における国民の負担とか不公平税制の是正とか、こういったことを全部いろんな角度から協議をして新しい財源を考えるということで、それは「年内の国会において関係の法律を成立させるものとする。」ということをございますから、委員御指摘のよう、確かに現実にもう既に税法が見えて幾らのお金が入ってくるということではございませんけれども、いやしくも政権の与党がこれだけのことをおまとめになつたわけをございますから、我々としましては当然のことながら信頼を申し上げ、それを一つの手がかりといたしまして今度の減税も実施をさせていただく法案を今提出させていただいているということをございますから、お考えは我々と全く一緒ではないかというふうに思つております。

○関根則之君 大臣、先ほどの本会議で地方消費税の問題が出来まして、大変意欲的な御答弁をいたしましたと思います。私も消費税を将来検討する場合には、当然地方の独立税源を強化していくといふ観点からこの消費税のあり方、いわば地方が独立の消費税といいますか、地方の消費税といふものを検討していく価値は極めて高いものがある。これは本当に真剣にやつていかなければならぬし、これから地方の税源を拡充強化するといったて、もう細かい税、木引をいつまでもやつてゐるわけにいかないですから、またゴルフ税を特別に徴収するわけにもいかないし例の地方特別消費税でありますところの料飲税を徴収するわけにもいかないでしょう。

これから地方の税源をだんだん強化します。言葉としては非常にいいんだけど、それじゃ本当にその税源があるのかといつたら、これは所得課税は別ですよ、法人の所得税あるいは法人税、事業税、そういう法人所得に対する課税、この

面はまた別ですけれども、それ以外で地方にいただける税源というのは本当に数えるほどしかないんですよ。どうしたってこれからは間接税が中心になつてくる、消費に着目した税というものをやつぱり真剣に検討をしていかなければいけないだろ、そう思つています。

だつて、直間比率は是正だとなんとか、これも格好のいい言葉を言いますけれども、直間比率の是正なんて簡単にできる話じやないんですよ、一%動かすといつたつて大変な金額が必要なんですか。そうでしょう。国税が六十兆円超えてい

ることになると、三十二兆円の一%というものは幾らですか、三千二百億でしょう。それだけの税源、しかし一ポイント動かしたんじゃ直間比率が動いたなんということは言えませんよ。直間比率が動くということになれば一〇%ぐらいは変えなきやいけないでしよう。七〇%を六〇%にして果たして直間比率が変わつたと言えるのかどうかわかりませんけれども、それにしたつて、そうなると

五%，もう大変な金額を、兆単位の税をかませないでしよう。七〇%を六〇%にして果たして直間比率が変わつたと言えるのかどうかわかります。したがつて、一体これから高齢化社会に向かって我々はどれだけ負担が必要なのだろうか、金額が必要なんだろか。それは税でやるの

かあるいは料金でやるのか、そういう議論も福祉ビジョンについてもいろいろあると思います。それから不公平税制と言われている国の税制につきましても、例えば総合課税化なんかも含めてどうあるべきだろかというふうなこともいろいろ

だから、これから私は消費に対する課税といふものを、消費税とは申し上げませんが、そういうものを本当に真剣に考えていかなければいけないものを本当に真剣に考えていかなければいけないと思います。そういう意味で、大臣が先ほど本会議における答弁を積極的になされたことについて私は基本的には賛成です。しかしそれをいつどういう形でやるかということについていろいろ問題が出てくると思います。

大臣が先ほどの御答弁で言われました地方消費税を検討対象に加えていくというのは、考え方としてはどうなんですか、今の消費税三%の中でもそのうちの一一定部分を地方消費税として考えているんですか、それとも三%の全体をふやして、ふえた分のどの程度かわかりませんが、要するに上乗

せ分で地方消費税というものを考へてゐるんですか、どっちですか。

○国務大臣(佐藤樹君) 地方消費税の問題につきましては、御承知のように、税制調査会も昨年十一月に国と地方の消費税のあり方について並行して審議をするようについて言つておられますし、また、今各地方公共団体の方からも恒久的な安定的な財源のために地方消費税の創設をどうぞ要望も多く来ているわけでござります。

委員言われますように、地方消費税へいくまでにいろいろな環境整備と申しますが、いろん

な議論をある程度踏まえなきやならぬと思つてゐます。結論初めにありきではないと思つておられます。したがつて、一体これから高齢化社会に

向かって我々はどれだけ負担が必要なのだろうか、金額が必要なんだろか。それは税でやるの

かあるいは料金でやるのか、そういう議論も福祉ビジョンについてもいろいろあると思います。それから不公平税制と言われている国の税制につきましても、例えば総合課税化なんかも含めてどうあるべきだろかというふうなこともいろいろ

あるべきだろかというふうなこともあります。それから、消費税につきましても、益税の問題を初め国民の中にいろいろ不満があるわけでございます。

やはりこういつたものを徹底的に議論をする中で、地方消費税という一つの独立した財源というものがぜひ地方の側から見た場合に必要である。そのときには、私はそういうわけに地方消費税の欠陥は正という文字まで連立与党の方の代表者会議の合意書にはなつておるわけでござりますから、しだがつて私たちといたしましては、単なる消費譲与税というものをふやせばいいという、量の問題についてではぜひとも変えていかなきやいかぬ

と思います。そういう意味で、大臣が先ほど本会議における答弁を積極的になされたことについて私は基本的には賛成です。しかしそれをいつどういう形でやるかということについていろいろ問題が出てくると思います。

大臣が先ほどの御答弁で言われました地方消費税を検討対象に加えていくというのは、考え方としてはどうなんですか、今の消費税三%の中でもそのうちの一一定部分を地方消費税として考えているんですか、それとも三%の全体をふやして、ふえた分のどの程度かわかりませんが、要するに上乗

その際に、直間比率の見直しというときには、自然のことながら委員御指摘になりましたように、本来むしろ国よりも地方公共団体の財政の方が安定的、恒久的な財源がその支出の面からしてあります。

が安定的、恒久的な財源がその支出の面からしてあります。したようにその他の税制がどうなつてくるかといふことから申しますと、私は間接税が一割しかないと、いうことについては今の地方税制の中の性格的な根本的な欠陥だというふうに思つてゐるわけでございます。

そういうことから申しますと、最終的に三%がどうなるかということにつきましては今申しますように、その他の税制がどうなつてくるかといふことには関連をしてきますので私ひとりで結論を出さなければまいりませんけれども、いずれにし

ましても、いろいろな角度から議論をする中で、地方分権の時代、またこれから安定的な財源が必

要であるということから申すならば、直間比率の見直しというときには、これは今申しましたように、国が間接税三割、直接税七割、地方の方が間接税一割、直接税九割というこの逆転している状況についてではぜひとも変えていかなきやいかぬ

し、徴収もみずから自治体自身が担うという、これまでこそ地方分権にとりましての、量も、あるいは質という言い方はおかしいのでありますけれども、この徴収のあり方も地方公共団体としては考

えていかなきやならぬ、こういう考え方に基づいて発言をさせていただいたわけでございます。

○関根則之君 ホットな問題ですからなかなか大臣としてもお話しは難しいんだと思いますが、私の方だつてそれこそそうかつにお話しきれないこと

でござりますけれども、地方税源を充実する、それが以外に本当に地方の自治というものを名実ともござりますけれども、地方税源を充実する、それが以外に本当に地方の自治というものを名実ともござりますけれども、地方税源を充実する、それが

充実しております。

そういう方向で御努力をいただきたいと思ひます。

地方団体というのは課税権ないんですから、何言つてんだといふやうな顔をしていますけれども、地方団体といふやうなのは課税権ないんです。国のも、法律に基づいて地方団体が課税するだけなんです。独立の課税権なんか地方団体に全くないんです。よく地方主権とかといふやうな言葉がこのごろはやっていますけれども、恰好よくていいですけれども、こんなものは全く日本の憲法は許していませんですからね。地方はあるまでも分権なんであつて、主権を地方団体が持つたら大変なことになる。それと同じ思想、発想の上に立つて、地方を尊重はするけれども、地方が独立に課税権をどんどん勝手にできるというやうな税制度になつていい。それはもう厳然たる事実であるし、このことの基本はやっぱり守つていかなきやいけない。だらうと私は思つています、余計なことかもしれません。

さつきから言つておりますように、地方団体の財源措置については、本当の意味の根っこからの課税権を持つてない地方団体に対しても、どういう税を取るか、どういう自己財源を調達するかという権限は國の方が握っているんです。それが基本的にいいか悪いか、憲法問題までいっていいか悪いかといふのは別にありますよ。しかし、今日本の体制といふのはそうじやない。國の方が法律で課税の基本を定めるということになつてゐるんですから、そういう制度を持つていて、どうしたって地方は國の方針に従つて少なくとも税制に関してはいろいろ動かさるを得ないんです。どういう税をつくるか、どういう率で税金を徴収するか、消費税をどうするか、所得税をどうするか、資産課税をどうするのか、そういうバランスの問題だつて全部國の方で決まつちやうわけですか。だからこそ地方団体に、地方財政に穴があいたときにはそういうものが埋まつていくように、しかも与えられた仕事がきちんとできるよう国内できちんと面倒を見なさいよ、その上に国の方で

のところの公共事務がきちんと処理できるようになります。それだけの財源を与えていかなきやいけないんです。

それは基本的なその仕組みがいいか悪いかといふことは憲法論として別にありますよ。しかし、今はそんなどから、そういう税制度を持つていて、今はそんなどから、そういう税制度を持つていて、財源不足が生じたときにはそれをきちんとカバーをしていく、将来心配のないような財政措置をとつていただく、そのことにぜひひとつ全力を尽していただきたいと思います。

ところで、ここ二、三年の財源不足の状況を見ますと、どういう状況になつてているかといいますと、ことしだけが穴があいているんじゃないですか。もう毎年財源不足額がずっと来て、平成四年度が五兆八千七百七十九億、約六兆円の財源不足で、平成五年度が二兆二千億財源不足が出ています。平成五年度、補正後の数字ですけれども三兆四千億。平成六年が五兆八千七百七十九億、約六兆円の財源不足で、平成六年度が二兆二千億財源不足が出ています。平成五年度につきましては、今仰せのよう、私はさんざんこの条文で責め立てられて、交付税率を動かさなければいけないではないかといふお話を伺つてきましたとともにござりますので、何もそれをお返して申し上げるつもりではございませんけれども、この状況は地方交付税法第六条の三第二項といたしまして、いわゆる財源不足額といふものが普段に言ふ事態に該当しているんじゃないかと思ひますけれども、どういう認識を大臣はお持ちですか。

○政府委員(湯浅利夫君) 前段で私から技術的なところをちょっと申し上げたいと思います。今御指摘のように、交付税法六条の三第二項に

おきまして、いわゆる財源不足額といふものが普通交付税の総額と著しく異なつた場合には交付税率を含む制度改正を行ふものとするということになりました。この過不足が二年連続して三年度以降もこれに続く状態

でこれを年次で二兆二千億だから要らぬかと思つて、これは二年以上引き続いて三年度まで続く見込みがあるかどうかという、この点についての状況がこれからどうなるかということを見なきやいかぬと思ひますけれども、少なくとも平成六年度におきましては著しく過不足が起こつてゐるという状態が発生したといふふうに私も考へてゐるところでございます。

○関根則之君 余り細かいぎりぎりした議論をしたくはありませんけれども、今までの伝統的な解釈によれば、それから大臣が答弁をしているように、二年間財源不足が生じて三年目もどうも大変な財源不足が出そだつたといふことが見込まれる場合「引き続き」に該当するんだと。それから「著しく」とは大体一割だと。この一割の根拠というのは必ずしも明確じやないんですけれども、大体

付税総額というふうに理解をされてきてるんですよ。

だから、昭和五十一年とか五十二年、あのころ大変な財源不足額が連年発生をいたしました、国

の過不足が二年連続して三年度以降もこれに続く状況になつているのかどうか、この

点については議論の余地がまだあるんじゃないかなという感じがするわけでございます。

会で議論になつて、やつぱりそれが続けば三年目は制度改革をしなければいけませんよと、その制度改革をやりましたと、こういう答弁が議事録に残つてゐるでござります。

そういう条文に当てはめた場合に今までの平成四年度あるいは平成五年度についてどうかといふ点につきましては、これはいろいろの見方はあるかと思いますけれども、当面これを四年度、五年度について、特に四年度については二兆二千億とつていていますからこれはちょっと該當にならないんじゃないかと思ひますけれども、五年度も減収補てん債が最終的に幾ら出るかまだ最終的にわかりません。そういう状態でございますので、今年の段階で平成五年度が当たつていてかどつかといふ点についてはもう少し保留をさせていただきたいと思います。

ただ六年度につきましては、今仰せのよう、六兆円という大きな財源不足がござりますから、これは著しく過不足が生じてゐるというところに該当してくるのではないかと思つております。したがいまして、これは二年以上引き続いて三年度まで続く見込みがあるかどうかという、この点についての状況がこれからどうなるかということを見なきやいかぬと思ひますけれども、少なくとも平成六年度におきましては著しく過不足が起こつてゐるという状態が発生したといふふうに私も考へてゐるところでございます。

○政府委員(湯浅利夫君) 先ほど申し上げましたとおり、この「引き続き」という点について、過不足が二年連続して三年度以降もこれに続く状態かどうか、この点の解釈につきまして、これは大蔵省と私どもは毎年地財対策をやる場合には必ずこの議論はするわけでございまして、ことしの場合にもこれは当然やつたわけでござります。

○関根則之君 いろいろそこをきょう最終的に詰めていく時間もありませんからこの程度にしておきますけれども、それほどまでに私は重大な事態になつてきているんだというふうに理解をいたしておりますので、そういうことを含めてぜひひとつ深刻に受けとめいただきまして、地方財政をしっかりと守つていただきための御努力をお願いしておきます。

この問題につきましては、私はかりじやなくて諸先輩もいらっしゃいますので、引き続き議論の対象になつていくものと思っておりますので、真剣にひとつ受けとめておいていただきたいと思います。

それでは、具体的な交付税の問題について少しお話を進めていただきたいと思います。

今度の法案は日切れ扱いになつていますね。今まで交付税法が日切れ扱いになつたということは最近では例がないんじゃないですかけれども、実は日切れ扱いにしてくれということをお願いして歩いたこともあるわけでございます。それで、國の財政措置はこういうことでやるんだということが年度初めにわかるということ、これは大変重要なことだと思つております。

それから、今御指摘のように、早く成立すればただけ算定事務を早くすることができるわけですが極めて厳しいということを考えますと、できるだけ算定事務を早くするということが可能になるわけがございまして、特にことしは一般財源の状況にならうと思います。

そういう意味で、今御指摘のように、成立いたしましたら交付税の算定事務をできるだけ早く始めることにいたしまして、法律では八月末までの間では早目早目に公事業もどんどん出せるようになるでしょうから、そういう意味で大変結構なことだというふうに思います。しかし、幸いにして日切れ扱いになつてめでたく三十一日に成立するとなれば、それはやっぱりそれを具体的に地方財政の運営の上に生かしていくかなればいけないと思うんです。

例えば今までは交付税の算定は大体八月ぐらいになつていただけですね。だから、それを少し早めて七月ぐらいにはどんどん算定して額を確定して、これだけことしはあなたのところへ行くんだからそれを頭に置いてできる仕事はどんどんやりなさいということが言えますね。そういうようなことに役立てていくべきではないかと思いますけれども、交付税の算定は少し早まりますか。

○政府委員湯浅利夫君 先生から今お話しのとおり、この交付税法ができるだけ早く成立させていただきたいということはかねてからの私たちの要望でございましたけれども、今回年度内の成立をとりましては画期的なことでございまして

ありがたいことでござります。今御指摘のように、地方財政を運営していく上で國の地方財政対策というものが年度の初めの段階できちんとしているということは、これはやはり地方に対して一番安心感を与えるということです。國の財政措置はこういうことでやるんだということが年度初めにわかるということ、これは大変重要なことだと思つております。

それから、今御指摘のように、早く成立すればただけ算定事務を早くすることが可能になるわけがございまして、特にことしは一般財源の状況にならうと存じます。今後ともよろしくお願いいたします。

○関根則之君 佐藤自治大臣は連立与党の重要な一角を担つてゐる大変頼もしい政治家でございまして、なかなか戦略的な思考にもすぐれていらっしゃる。そのせいか、先にお札を言われてしまつて、まことにもつて何かへんてこりんな感じでございますが、私も人がいいものですからついでございまして、本当に言われますと乗せられてしまつて、この場をおかりしまして厚く御札を申し上げさせていただきます。

ただいたわけでござりますけれども、ここに至るまでは与党はもちろんございますが、自由民主党さんにおかれましては大変な御理解をいただ

の場をおかりしまして自治体責任者といたしましたて厚く御札をさせていただきたいと存じます。

それから、先ほど見解の相違ということで引き続き検討します、主張しますということを申し上げましたけれども、少なくも来年度、来年度というものを実現させていただきますと、大変私どもにとりましては画期的なことでございまして

あります。これがもう名実ともに深き、新幹線だけは定期的にちゃんと出発をするといふことがあります。財政運営をする以上、不安感を持つればなかなか財政運営がしにくい、この点、國の財政措置はこういうことでやるんだということが年度初めにわかるということ、これは大変重要なことだと思つております。

それから、今御指摘のように、早く成立すればただけ算定事務を早くすることが可能になるわけがございまして、特にことしは一般財源の状況にならうと存じます。今後ともよろしくお願いいたします。

○政府委員湯浅利夫君 年度末で今回の地財対策を前提にいたしまして計算をいたしますと、普通会計の地方債の残高、それから公営企業で普通会計で負担をすべき元利償還金、それと付税の特別会計の借入金の残高、この三つを合わせまして約百兆円という数字になりますので、

○政府委員湯浅利夫君 年度末では百兆を超える借入金になります。こういう説明をさせていただい

たわけでござります。

○関根則之君 貸すりや何とかといいますけれども、余り直接的に申し上げると失礼ですからやめ

ておきますが、逆にいろんな知恵も出していただ

いているんじゃないのかと思うんです。しかし、知恵を出すのもいいんだけど、地方債計画の中

にともかく何が何やらわからないようないろんな項目の枠ができてるんです。臨時単独事業分と

の場をおかりしまして自治体責任者といたしましたて厚く御札をさせていただきたいと存じます。関根委員からお話をございましたように、私もかつて衆議院の災害の委員長をやつたことがございましたが、そのときに大変雪が多うございましたが、そのときはもう一年先、平成七年度に同じような財源として新潟等も随分行つたのであります。そのためには、これはもう名実ともに深刻な六条の三第二項の問題が起りますので、そのことだけはひとつしっかりと認識をしておいてください。不足が生じた場合には、これはもう名実ともに深刻な六条の三第二項の問題が起りますので、そのことだけはひとつしっかりと認識をしておいてください。百兆円になるんですけど、これがどうかちょっとわかりませんが、今いろいろな意味で景気につきまして幾らか明るさが見えつあるといふものの、不安定な状況の中でこういったことを一つ一つ確定していくということは心理的にも非常に大きな影響を、もちろん実質的な影響もございませんけれども、重要なことではないかと思つて、この場をおかりしまして厚く御札を申し上げさせていただきます。

ただいたわけでござりますけれども、ここに至るまでは与党はもちろんございますが、自由民主党さんにおかれましては大変な御理解をいただ

いてこういった審議になつておりますことを、こ

しての一般事業債が出ていますね。この臨時単独事業分六千六百億、去年までは全然なかつたやつがいきなりここへ出てきているんですけれども、これは何ですか。それが一つ。

時間がありませんからまとめてお聞きいたしましたが、臨時公共事業債というのが何か枠ができたというんですが、この項目を見る範囲内ではどうにもそういうのが出てきていないんですが、これは何を意味するのか、その金額は幾らなのか、その辺のところをちょっとお教えください。

○政府委員(湯浅利夫君) 明年度の地方財政政策を決めるに当たりまして、先ほど来御指摘のとおり、大変な財源不足が起つてきただけでござりますけれども、それの補てん措置という形の地方債、それから、こういう景気の状況でございますので幾らかでも単独事業を地方に協力してもらいたい、こういう意味での地方債、いろんな内容の地方債を地方債計画で盛り込んでおります。

その中で ます臨時単独事業分としますのは、本来この地方単独事業の事業費に充てます地方債といふものには一定のルールがあるわけでござりますけれども、明年度はこういう厳しい情勢の中にもかかわらず地方財政計画で単独事業を一 $\frac{1}{2}\%$ 伸ばすということで、大変地方団体には御理解をお願いをすることになるわけでございますので、通常分以上にこの単独事業を伸ばす団体に対しましては資金手当てといたしまして六千六百億円を単独事業の地方債として措置をしたい。そして、最終的には該当する事業の個々の事業費の充当率を九五%まで引き上げることができるようにならないということで六十六百億円の枠を設定したものですござります。

したがいまして、これも仰せのとおり財政の健全性に、十四か月、二十日以内に提出する方針でござります。

合意といっ面から申しますと甚だ問題があるものでござりますが、何せこれを機会に景気対策で何とか景気を浮揚したいというための協力要請の分だというふうに御理解いただきたいと思うわけでございます。

れは内訳が二つございまして、一つは地方の財源不足分九千億円、これは約三兆円の通常収支の不足がございましたが、そのうちの約二兆円は交付税で賄つて九千億を地方債で賄うということにしましたのでございますが、この地方財源の不足分の九千億と、それから平成五年度に公共事業の国庫補助負担率の恒久化をいたしましたが、これの影響額、これが六千百億円ございますが、これを二つ合わせまして臨時公共事業債というものにしたものでございます。

そして、これを一般公共事業債などの充当率を臨時に引き上げるための起債の枠にした。また、対象事業として従来起債の対象になつておりますんでした農業施設等の分につきましても臨時拡大をしてこの地方債を充当します。その分を交付税の投資分の基準財政需要額から追い出すという措置も一時はやらなきやならないということになつておりますまして、この臨時公共事業債については、地方財源の不足分九千億と昨年度やりました公共事業の補助率の恒久化に伴う影響額の措置六千百億を加えまして一兆五千百億円の臨時公共事業債というものを設けたわけでございまして、これは本来でございますと交付税等で措置が行われるべきものでございますので、この元利償還金の一定割合につきましては将来交付税の基準財政需要額に算入してまいりたいというふうに考えていいものでございます。

○閑根則之君 財政が苦しいからそういうふうな形で地方債をどんどん活用していくかなきやいけない。しかも、景気対策のために國の方がなかなかしょい切れないので地方の単独事業で持つてくれと。それは当然國民経済というものを支えている重要な二本の柱ですから、國の財政、地方の財政、やっぱりお互いに協力していくなきやならないということことは基本的にはわかるんですよ。

ただ、さつきから申し上げておりますように、國の方ではほとんど地方の財源不足額は全部借金にしておきなさいよということぐらいしかできな

もしてやつてない。そういう状況の中で、もう単独事業をここ数年ずっと物すごい勢いで伸ばしてきているでしょ。もう目についてますね。そうすると、地方団体によつては非常にうまく運営をしてこの際ふだんではやれないような仕事を、しかも将来のためになるような仕事をうまく見つけてきていわゆる価値のある仕事をといいますか、いい仕事をやつたなと思うような仕事をやるところもあるでしょうけれども、無理に押しつけますと、やらなくてもいいんじゃないかと思うような仕事、将来自分のところの財政負担になるだけ、余り利用価値もないようなものができてしまうということがよくあるでしょ。そういうことだから単独事業といったてそうやたらめつたら伸びせるものじやありませんから、その辺のところはひとつ十分配慮しながら、これから単独事業の引き受け、景気対策の中の地方の分担分、協力はしなきやいけないと思いますけれども、考えながらやつていただきたいと思います。

それから、国債を来年度予算で大量発行しなきやいけないというニュースが流れると、途端に国債相場に影響して国債価格、既発債の値段が落ちますよね。それから新発債についての金利は当然上がつてしまりますね。既に予算編成の段階でそういう現象が起きました。それと同じように、これから大量の地方債が出ていく。その中で、政府資金で受ける分もあるようですが、それでも、総務省が相当出でてくると思うんです。そうなつたときに金融市場に大きな影響を与えていく。金利が上がりければこれは景気にに対してマイナス効果になるわけですから、そういうものについての配慮を十分していかなきやいけないと思いますが、これだけの総務省を出して大丈夫ですか。

○政府委員(湯浅利夫君) 仰せのとおり、地方債の発行額が非常に大きくなつてまいりまして、縁故債の依存度もかなり高くなつてしまひつております。

平成五年度におきましても、三次にわたります経済対策をやつた関係もございまして縁故地方債

の発行額はかなり大きくなつてくると思います。度の最終規模をやや上回るぐらいの縁故債の規模にならうかと思いますが、いずれにしても、過去から比べますと相当の規模になると思います。

ただ、現在の金融情勢でまいりますと、縁故地方債の残高の銀行預金残高に占める割合は過去の五十年代に比べますとかなり下がっているということもございまして、地方債の全体の保有高としては各金融機関の保有高はいつときに比べますと下がっていることは事実でございます。

しかし、今仰せのように、国債が大量に発行になる、それにあわせて地方債も発行になるということになりますと金利面ではいろいろな問題が出る可能性もございます。そういうことでこれからの場合には、地方の場合ほどちらかというと縁故債も年度末に集中して発行するということが多くかつたわけでござりますけれども、やはり年度を平準化して発行していくというようなことは地方団体にいろいろとこれから相談をしていかなきやならぬという感じがいたしております。

それからもう一つ、最近、縁故地方債の流通をよくするためにいわゆるB-T-S規制によります地方債のリスクウエート、これまで一〇%のリスクウエートがかけられておりましたけれども、これが今度ゼロに改正されました。これは地方債の流通性を向上させるためには一つの手段かと思つてゐるわけでございますが、いずれにしても、量的な消化について問題はないとしても、その条件といいますか、これはよほど気をつけていかなければならぬという点については御指摘のとおりだと思いますので、これからよく地方団体とも相談しながらこの縁故債の発行について検討してまいりたいと思っております。

○閑根則之君 ゼひひとつその辺は配慮しながら運用をしていただきたいと思いますし、地方単独事業につきましても、こんなものは絞れば幾らでも絞れるというような感覚ではなしに、細かい配慮をしながらひとつの方とのおつき合いをして

いつていただきたい。私は協力することが反対だと言っているんぢやありませんから、協力はするけれどもおのずからそこには節度もあるし、実情というものをしっかりと見ながらやつていただきました。特にお願いをしておきます。

それから、今度の交付税の基準財政収入額の算定につきまして大変ユニークなやり方をなさつていらっしゃるわけです。基準財政収入額というのは何ですか、入つてくる税金でしょ。税金でも何でもない借金を基準財政収入額に入れたというのは、これはどういうことですか。

およそ交付税というのは、一般財源がその団体に対してどれだけ入つてきて、どれだけ財政需要があつてどれだけの金が必要だと、一般財源ペースで比較して足りない分を一般財源の一つの形として交付税で補てんをするということでしょう。そういうものが基準財政収入額に入つておるわけですね。この辺はもうおかしいんぢやないですか。この辺はどのように理解したらいいんですか。

○政府委員(湯浅利夫君) 仰せのとおり、特例という形で設けさせていただいているおりますけれども、本来るべき収入でないものを基準財政収入額に加算するということは、これはやはり異例中の異例だというふうに私ども考えております。

ただ、この減収分というものを今後の税制改革を通じて地方税源の充実によつて補てんしてもらわなきやいかぬ、これはどうしてもそうしてもらわなきやいかぬと、いう私どもの気持ちがございまして、それまでの資金つなぎだということを考えますと、この地方債は地方財政法五条の特例債として一般財源扱いで発行させてもらわなきやいけないといふことを考えまして、これは実質的に地方税収と同じ扱いにさせていただいて基準財政収入額の中に算定をさせていただくという方が全体の交付税の配分の上におきましても減税の影響というものに中立的に対応できるんぢやないか、こういうことで今回は異例中の異例だということでや

らせていただきました。この点についてもひとつ御理解を賜りたいと思うわけでございます。

○関根則之君 大臣、今お聞きいただいているよろしく、事務当局としては大変苦しい答弁をせざるを得ないんですよ。こんな借入金が基準財政収入額に入つてくるなんてそんなばかなことは、長い間つづいています。

伝統のある地方交付税制度、世界に冠たる地方交付税制度といつて我々は誇りにしてきたんです。今の職員たつてみんなそうだと思います。この制度というのは、税源が偏在する、そういう国情の中で地方の独立性を守つていくためには本当に大切な交付税なんですよ。だからこそみんなでしっかりと守つていかなきゃならない。その一番原

因のところへこんな借入金が基準財政収入額に入つてきたたのほんでもない話なんだ。ただ、今いみじくも湯浅局長さんが御答弁になつたように、もう悲願みたいなものがあつて、これはもう穴をあけつ放しにしておきます。だからこれは政治家の皆さん埋めてくださいよ、連立

党の皆さん、きちんと根本的な税源対策を講じ埋めてくださいよ、そういう話だつたと思います。まあ支障があつたらいけないから私がそういふうに理解したというふうにしておいてください。そういうことだと思うんですよ。

○説明員(木村幸俊君) お答えいたします。

来年度の地方財政の異例の厳しさということにつきましては十分認識しているところでございまして、法定加算額三千九百五億円の相当額加算につきまして、財政当局といたしましても当然のことながらこれを重く受けとめて真剣に検討したところでございます。また大蔵、自治両大臣の覚書についても基本的に同様でござります。

ただ、しかしながら、先ほど来自治大臣それから財政局長からも答弁がありましたように、現下の国の財政事情はまことに深刻なものがございまして、最終的にはその法定加算額三千九百五億円のうち千七百六十億円についてのみ加算するといふことでお願いしたわけでございます。

現下の異例に厳しい国の財政事情の中で国としても最大限の努力を払つたものでござります。

藤井さんは私なんかと一緒に仕事していた仲間ですからね、一二、三年で大臣になるかもしませんから、ひとつそういう気持ちになつてお答え

をいただきたいのです。

いずれにしろ、ことしは三千九百五億円返していただけるという話だったんだでしょう。それを千七百六十億円しか返さないんでしょう。これはく

すねちゃつたということじゃないですか、少なくとも今年度においてはね。これはやつぱりおかしくあります。

それからもう一つは、例の覚書で加算があるで

しょう。ことしの分は五千七百三十五億円です。

○兩方合わせると七千八百八十億円。約束違反ですよ。それだけのお金を猶ばばしたとは言いませんけれども、要するにポケット入れちゃつたわ

けですよ。国の財政も苦しいということはわかりますよ。しかし、これはやつぱり問題なんですよ。しかも、いかがでありますか、主計官から御答弁を

いただきます。

○説明員(木村幸俊君) お答えいたします。

来年度の地方財政の異例の厳しさということにつきましては十分認識しているところでございまして、法定加算額三千九百五億円の相当額加算につきまして、財政当局といたしましても当然のことながらこれを重く受けとめて真剣に検討したところでございます。また大蔵、自治両大臣の覚書についても基本的に同様でござります。

ただ、しかしながら、先ほど来自治大臣それから財政局長からも答弁がありましたように、現下の国の財政事情はまことに深刻なものがございまして、最終的にはその法定加算額三千九百五億円のうち千七百六十億円についてのみ加算するといふことでお願いしたわけでございます。

現下の異例に厳しい国の財政事情の中で国としても最大限の努力を払つたものでござります。

藤井さんは私なんかと一緒に仕事していた仲間ですからね、一二、三年で大臣になるかもしませんから、ひとつそういう気持ちになつてお答え

をいただきました。

國の方も苦しいんだからしようがないんだというような感じですけれども、私たち

決めて、しかもある法律を書くときにはそれこそ

決めて、これがやつぱり問題なんですよ。

それでもこれはやつぱり問題があると思います。

それからもう一つは、例の覚書で加算があるで

すねちゃつたということじゃないですか、少なく

とも今年度においてはね。これはやつぱりおかしくあります。

それからもう一つは、例の覚書で加算があるで

すねちゃつた

湯浅局長からお答えをいただきたいんですが、こ
としは一般財源化は何かやつたんですか。その辺
のところと、文部省の方はことし例の四分の一
カットしたでしよう。あれはもとへ戻すつもりな
んですけど、それともこのままずっとこの方式でや
るつもりなんですか。

今私の学助成制度が基本的にでき上がったとき
に、今からもう一十年以上前だと思いませんが、あ
のときに、要するに国庫補助金を充実していつて
地方財源ばかりで私学助成をやっていくというや
り方はもうやめていきますよと、そういう約束
のウエートを高めていますよと、そういう約束
をしてあるんですけども、あの約束はどうし
ちゃつたのか、その辺のところを御答弁をいただ
きたいと思います。

○政府委員(湯浅利夫君) まず、国庫補助負担金

につきましては、まことに厳しい現在の財政事情

のときにおきました、文部省といたしましては平

成六年度はやむを得ない措置ということで一般補

助を前年度よりも削減したものでございます。私

どもそういう状況を踏まえまして、自治省に対し

まして、この補助金が県から学校法人に行きます

場合には一般財源であります交付税等の財源と補

助金とが一緒になつて補助される制度でございま

すので、地方交付税措置の充実につきまして心か

らお願いを申し上げまして、それをお聞き届けい

ただきまして、その結果、補助金と地方交付税措

置をあわせた財源措置の拡充が図られたというと

ころでございます。

文部省といたしましては、今後とも国の財政事

情でございますとか私立高等学校等の果たしてお

とにいたしております。合計金額は一般財源化で

三百三十億を予定いたしております。

ただ、今御指摘のこの私学助成につきまして

は、これは私どもは一般財源化というふうには理

解していなければなりません。国の補助制度と

地方の財政措置で実施するというものが一応並

立しているというふうに理解をしているわけで

す。ですから、国庫補助制度の分が落ちたから当

然地方の分でそれを肩がわりするという性格のも

のではないというふうに理解しておりますが、し

かし私学全体の運営というものを考えたときに、

さてそれをどうするかということはまた別の問題

でございますので、ことしの場合には国の助成に

よつて助成分が落ちたことは地方財政措置で補

い、かつそれをさらに上回る措置をすることにい

たしておりますけれども、これは一般財源化とは

やや性格の違うものじゃないかと思つております。

○説明員(早田義治君) お答えいたします。

ただいまの財政局長のお答えではほとんど尽きて

いるかと思うわけでございますけれども、文部省

の立場で若干御説明をさせていただきたいと思ひ

ます。

ただいまの私立高等学校等経常費助成費補助金

につきましては、まことに厳しい現在の財政事情

のものとおきました、文部省といたしましては平

成六年度はやむを得ない措置ということで一般補

助を前年度よりも削減したものでございます。私

どもそういう状況を踏まえまして、自治省に対し

まして、この補助金が県から学校法人に行きます

場合には一般財源であります交付税等の財源と補

助金とが一緒になつて補助される制度でございま

すので、地方交付税措置の充実につきまして心か

らお願いを申し上げまして、それをお聞き届けい

ただきまして、その結果、補助金と地方交付税措

置をあわせた財源措置の拡充が図られたというと

ころでございます。

文部省といたしましては、今後とも国の財政事

情でございますとか私立高等学校等の果たしてお

とにいたしております。合計金額は一般財源化で

三百三十億を予定いたしております。

ただ、今御指摘のこの私学助成につきまして

は、これは私どもは一般財源化というふうには理

解していなければなりません。国の補助制度と

地方の財政措置で実施するというものが一応並

立しているというふうに理解をしているわけで

す。ですから、国庫補助制度の分が落ちたから当

然地方の分でそれを肩がわりするという性格のも

のではないというふうに理解しておりますが、し

かし私学全体の運営というものを考えたときに、

さてそれをどうするかということはまた別の問題

でございますので、ことしの場合には国の助成に

よつて助成分が落ちたことは地方財政措置で補

い、かつそれをさらに上回る措置をすることにい

たしておりますけれども、これは一般財源化とは

やや性格の違うものじゃないかと思つております。

○関根則之君 文部省としては、切りつ放しにし

ているんじやないんだと、国の財政状況にもよる

んでしょうけれども、これからも私学助成といふ

ものについては国の立場として積極的に取り組ん

でいく、そういうことだと思いますが、ぜひひと

つこれからもお願いします。

公立学校も重要な役割を果たしていますけれど

も、やっぱり私学というものがこれから日本の日本

教育の中でも本当に私は重要だと思うんです。遠慮

なく物を言い、国際人を育てる、そういう観点か

らすると、どうしても公教育というのは限界があ

るんです。そういう中で、本当に個性豊かな人間

を育てていかないと国際的に通用しません。今は

もう九科目全部わかつていいと優等生になれない

いんでしょう。あれはだめですよ。九科目できる

人というのは大体だめですね。数学はできないけ

れども語学にかけては物すごくいいとか、そういう

う人を育てなければだめだと思うんです。

それはまあいいですけれども、そういう個性を

伸ばす教育をやろうとするなどしても私学に頼

る分野というのは多くなる。幼稚園教育も必要で

すけれども、そういうものについて国は国とし

て十分ひとつこれからも力を入れていただきたい

し、また地方団体は、それと並立だといふんです

から、それとは関係なしにこつちはこつちで必要

に応じて財源措置をしていくということにしてしょ

う。そういう考え方でいいと思うんですけれども

も、それで大いにひとつ頑張つて私学の助成とい

ういますか、私学を育てる働きをしていただきたい

と思います。

公営企業の質問を少ししたいと思うんです。

今度新しく大変いい仕事をしていただきまし

た。例の地下鉄の整備につきましての財源措置、

システムをつくっていただきました。第三セク

ターの地下鉄、地下鉄七号線なんかの問題、これ

から出てくる十一号線なんかもそういう対象に

なつてくるのかもしれません、いろいろと東京

都の外へ出ていく線につきまして補助の対象にし

ていくというような制度もできたようですが、

私は毎日員電車に揺られて通っているんです

けれども、もう屈辱的ですよ。惨めな思いをさせ

てしまつて、そういうことだと思いますが、ぜひひと

つこれからもお願いします。

○大臣 恒とお願いいたします。

大臣 ちょっとお願いしますが、考慮して

いただきたいことがありますので申し上げておき

たいと思うんですが、例の中核市の話なんです。

中核市に関する答申を受けて、ことしはおやり

になるということで近く法律案も出てくるという

ことなんですが、答申にもそう書いてあるんです

が、要件として人口三十万以上、面積が百平方キ

ロ以上、それから三十万から五十万の間にについて

は昼夜間の人口比が一・〇を超えていなければ

いけない、昼夜間人口が夜間人口よりも多くなければ

いけないんだ、ベッドタウンはダメですと、こう

いう条件が加わっているんです。

これは面積要件が百平方キロもどうして必要な

んだという問題が一つ、それから昼夜間人口比が

一以上でなければならぬ、そんな条件がどうし

て必要なのか私にはわからない。いろいろ説明を

いただきましたけれども、全くわからない。

例えば今政令指定都市というのがあるでしょ

う。千葉市は昼夜間人口比が九三・八%なんで

す。これは当然でしょう。東京へどんどん通勤客

が出てくるわけですから、コミュニケーション

が出てくるわけですから、この数字は確かに一を

割りますよ。神奈川県の横浜がそうじゃないでしょ

うか、八八・七%。当然のことです。東京というマ

ンモス都市があるんですから、ここにこんなに事

業場が集積しているんですから、横浜市が中枢機

能を持っていたって昼夜間人口比とすれば一を

割つてくるという問題についてさらに力を入れてい

ます。だから出でてくる二号線なんかの問題、これ

はやはり問題でありますから、横浜市も最近

はどんどんよくなっています。これはもう大都市

としての資格に全然影響ないでしょう。立派な都

市です。日本の一流の都市です。トップの都市と

しての要件を十分私は満たしていると思うんで

す。どうして今度つくろうとする中核市だけにこ

んな要件をつけるんですか、そのところがわか

らない。

それから面積要件。面積要件も、例えば一平方キロとか二平方キロしかないような都市で人口がたまたま三十万以上あるというようなところだったら、そんなものは都市の形態をなさないから、そんな都市はだめというのをわかりますよ。しかし、人口三十万以上の都市を捨ててみますと、指定都市以外で全部で五十二市町村あるんですか、そのうち面積要件百平方キロ以下の都市が十九あるわけです。名前を申し上げましようか。これは一番小さいのが豊中と吹田で三十七平方キロなんです。三十七平方キロというと六キロ、六キロですよ。六キロ、六キロあつたら、広域行政、面積を必要とする行政は幾らでもやる仕事があります。保健所だって二つは必要です。広域行政、区画整理もできるし都計画決定もどんどんできる。いろんな都市計画、おもしろい新しい都市計画ができるんです。

そういう権能を与えていこう、地方分権というのは、だれにでもみんな権限を与えたければども、小さな町や村では仕事ができないから一定規模以上の行政能力のあるところには行政能力に見合つて権限を与えていこうということなんでしょう。行政能力があつたら、六十とか七十とかそのくらいの面積があつたら与えたつていいじゃないですか。それが地方分権の方向だと思いますよ。何かいろんな要件をつけて、面倒くさい条件をつけてできるだけ権限を渡さないようなそういう方式での中核市はぜひつくらないでほしい。

いずれにしろ、この問題は法案が出た段階で議論をいたしますけれども、法案が出てきてからではなかなか引っ込みがつかないでしようから今のうちに申し上げておきますけれども、百平方キロなんてこんなばかでかい面積要件を設定するということはやめていただきたい。

それから、立派な政令指定都市、三百二十万、東京を除いて日本一の大都市の横浜市だって一を割っているんですから、そういう条件で除外するようなことは絶対しないようにしていただきたい。

要望を申し上げて、何か感想がありましたら御答弁をいただきたい。

○国務大臣(佐藤觀樹君) 関根委員の御指摘でございますけれども、これは二十三次地方制度調査本会の中でのいろんな角度から議論をされてまいつた中核市でございますので、委員が今言われました問題について、その議論がどういうふうになつたか御承知おきを願いたいものですから、ちょっと吉田行政局長の方に答弁させていただきたいと存じます。

○政府委員(吉田弘正君) 中核市の要件の話でございますが、これは大臣からお答え申しましたところ、二十三次の地方制度調査会で種々検討して出されたものでございます。

一定の規模能力がある都市について、そしてまた行政需要の一一定のまとまりのあることが必要である、そこに政令指定都市に準じた権能を移転していくなどというような見地から、人口については三十万人以上、面積については百平方キロ以上が適当である。ただ、五十万人以上は問題ないんですが、五十万人未満についてはいわゆる中核性の要件が必要だらうというような答申をいただいているところでございまして、私どももこの行政需要のまとまりなり行財政能力というのは人口なり面積とも極めて密接な関係があるというふうに考えておりますので、そういうことで今検討をさせていただいているところでございますので、御理解をいただければと存じます。

○関根則之君 終わります。

○委員長(岩本久人君) 本日の質疑はこの程度にとどめ、あす二十九日午前十時に委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後五時三十分散会

[参照] 地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律案の補足説明 ただいま説明されました地方税法及び地方財政

法の一部を改正する法律案の主要な内容につきまして、お配りしております新旧対照表により補足して御説明申し上げます。

まず、道府県民税の改正であります。

第二十四条の五の改正は、前年中にいたして所得を有しなかつた者に係る非課税規定を廃止しようとするものであります。

第三十四条の改正は、特定扶養親族に係る控除額を三万円引き上げようとするものであります。

第五十二条の改正は、法人等の均等割税率を改めようとするものであります。

第五十三条の改正は、いわゆる移転税率制に関するものであり、租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地主税法の特例等に関する法律による法人税の更正に基づき、法人の道府県民税を更正した場合の過納金等の額について、当該更正の日の属する事業年度開始の日から一年以内に開始する各事業年度の法人税割額から控除し、控除しきれなかつた金額は、一定の方法により還付するという措置を講じようとするものであります。

次は、事業税の改正であります。

第七十二条の二十三の四の改正は、移転価格税制について、道府県民税と同様の改正を行おうとするものであります。

次は、不動産取得税の改正であります。

第七十三条の四の改正は、新工ネルギー・産業技術総合開発機構が業務の用に供する不動産の取得に係る非課税措置について、見直しを行おうとするものであります。

第七十三条の七の改正は、地域振興整備公団等が譲渡契約の解除等により取得する不動産について、非課税措置を講じ

次は、市町村民税の改正であります。
ナミベージ 第二百九十五条の改正は、道府県民税
街地再開発組合が取得する施設建築物の
敷地の取得に係る不動産取得税の免除措
置の適用要件を緩和しようとするもので
あります。

ナシベージ 第三百十一条の改正は、法人等の均等
割の税率を改めようとするものであります。
ナシベージ 第三百四十四条の改正と同様であります。
ナシベージ 第三百二十二条の八の改正は、移転価
格税制について、道府県民税と同様の改
正を行おうとするものであります。
ナシベージ 次は、固定資産税の改正であります。
ナシベージ 第三百四十八条の改正は、信用協同組
合及び信用協同組合連合会、労働金庫及
び労働金庫連合会並びに信用金庫及び信
用金庫連合会の事務所及び倉庫に係る非
課税措置を廃止しようとするものでありま
す。

ナシベージ 第三百四十九条の三の改正は、国際路
線に就航する航空機に係る課税標準の特
例措置を拡充するほか、離島路線に就航
する航空機に係る課税標準の特例措置並
びに新エネルギー・産業技術総合開発機
構が業務の用に供する家屋及び償却資産
に係る課税標準の特例措置について見直
しを行い、鉄道事業者が政府の補助を受
けて雪崩、落石等による災害の防止のた
めに敷設した線路設備に係る課税標準の
特例措置を縮減するとともに、非課税措
置が廃止された信用協同組合等の事務所
及び倉庫について、課税標準を二分の一

とする特例措置を講じようとするものであります。

次は、特別土地保有税の改正であります。

第五百八十六条の改正は、奄美群島振興開発特別措置法に規定する奄美群島及び小笠原諸島振興開発特別措置法に規定する小笠原諸島の地域において新增築された集会施設又はスポーツ施設の用に供する家屋又は構築物の敷地の用に供する土地、大阪湾臨海地域開発整備法に規定する整備計画に従つて整備される中核的施設の用に供する家屋又は構築物の敷地の用に供する土地、特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法に規定する水道水源特定施設に係る汚水処理施設の用に供する土地並びに広域臨海環境整備センター法に規定する一定の業務の用に供する土地について、非課税措置を講じるとともに、工業用水道等への転換設備の用に供する土地に係る非課税措置を廃止しようとするものであります。

次は、都市計画税の改正であります。

第七百二条の改正は、信用協同組合等の事務所及び倉庫について、固定資産税と同様、課税標準を二分の一とする特例措置を講じようとするものであります。

次は、附則の改正であります。

附則第三条の三の改正は、個人の道府県民税及び市町村民税の所得割の非課税措置について、控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合に加算する額を二十五万円から三十万円に引き上げようとするものであります。

附則第三条の四の改正は、平成六年度分の個人の道府県民税及び市町村民税に限り、二十万円を限度として、所得割の

額の百分の二十に相当する金額を特別減税の額として所得割の額から控除しようとするものであります。

附則第三条の五及び第六は、平成六年度分の個人の道府県民税及び市町村民税の徵収方法について、普通徵収については平成六年六月分の納付において特別減税額を控除することとし、特別徵収については均等割の額及び所得割の額ともに平成六年六月及び七月において徵収せず、特別減税額を控除した後の年税額を同年八月から翌年五月までの十ヶ月間で徵収しようとするものであります。

附則第十条の改正は、NTT-A型の無利子貸付けを受けて第三セクターが取得する公共施設用地に係る不動産取得税の非課税措置の適用期限を二年延長しようとするとするものであります。附則第十一条の二の改正は、宅地建物取引業者等から新築特例適用住宅及びその土地を取得する場合における当該土地の取得に係る不動産取得税の税額の減額措置に係る適用要件の特例措置を廃止しようとするとするものであります。

附則第十二条の五の改正は、宅地評価の取得に係る不動産取得税の課税標準について、当該取得が、平成六年一月一日から平成八年十二月三十一日までの間に行われた場合に限り、価格の三分の一とし、特に平成六年一月一日から同年十一月三十一日までの間に行われた場合にあっては、価格の二分の一とする特例措置を講じるとともに、これに関連する所要の規定の整備を行おうとするものであります。

附則第十二条の三の改正は、自動車税の特例措置について、自動車税の特例措置の適用期限を平成七年度まで延長するとともに、最新の自動車排出ガス規制に適合するディーゼルトラック又はディーゼルバスに買い換えた場合の当該トラック又はバスに係る税率の特例措置を廃止しようとするものであります。

附則第十四条の改正は、公害防止用設備に係る固定資産税の非課税措置について、その対象範囲から特定粉じん処理施設を除外するとともに、その適用期限を同法の期限まで、それぞれ延長し

税標準の特例措置を講じる一方、百貨店等のスプリンクラー設備の設置に係る課税標準の特例措置等を廃止しようとするものであります。

附則第十五条の改正は、固定資産税等への転換設備に係る課税標準の特例措置、日本電信電話株式会社が日本電信電話公社から承継した業務用借却資産による課税標準の特例措置、新規の第一種電気通信事業者が新設した電気通信回線設備に係る課税標準の特例措置並びに特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律に規定する特定物質の排出の抑制及び使用の合理化に資する機械その他

に係る課税標準の特例措置を廃止するものであります。また、工業用水道等への転換設備に係る課税標準の特例措置を改めようとするものであります。まず、工業用水道等への転換設備に係る課税標準の特例措置、日本電信電話株式会社が日本電信電

話公社から承継した業務用借却資産による課税標準の特例措置、新規の第一種電気通信事業者が新設した電気通信回線設備に係る課税標準の特例措置並びに特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律に規定する特定物質の排出の抑制及び使用の合理化に資する機械その他

に係る課税標準の特例措置を廃止するものであります。また、工業用水道等への転換設備に係る課税標準の特例措置を改めようとするものであります。まず、工業用水道等への転換設備に係る課税標準の特例措置、日本電信電話株式会社が日本電信電

定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律に規定する特定物質に代替する物質を使用するため新たに開発され、又は著しく改良された機械その他の設備及び空素酸化物の排出の抑制に資する軽油を製造するための機械その他の設備のうち原料油を化学的処理により脱硫する機械その他の設備について課税標準の特例措置を講じようとするものであります。

〔六十九ページ〕

附則第十五条の二の改正は、青函トンネル及び本州四国連絡橋に係る鉄道施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置を、平成六年度から平成八年度までに限り、拡充しようとするものであります。

〔七十ページ〕

附則第十五条の三の改正は、指定法人が日本国有鉄道から承継した電気通信回線設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置及び日本国有鉄道清算事業団が行う基盤整備事業に基づき、指定法人が日本国有鉄道からの承継資産に対応するものとして取得した電気通信回線設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置を廃止しようとするものであります。

〔七十一ページ〕

附則第十六条の改正は、住宅街区整備事業の施行に伴い従前の権利者が取得した施設住宅に係る固定資産税の減額措置を廃止し、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律に規定する特定優良賃貸住宅について固定資産税の減額措置を講じようとするものであります。

〔七十二ページ〕

附則第三十一条の二の改正は、特別土地保有税について、大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法に規定する公益的施設に係る非課税措置について、その対象となる宅地開発事業計画の認定期限を二年延長するとともに、高度技術工業集積地域開発促進法に規定する高度技術工業集積地域において新增設された工場又は研究所の敷地の用に供する土地に係る非課税措置について、その対象となる設備の新增設期限を二年延長しようとするものであります。

〔七十三ページ〕

〔七十四ページ〕

〔七十五ページ〕

〔七十六ページ〕

〔七十七ページ〕

〔七十八ページ〕

〔七十九ページ〕

〔八十ページ〕

〔八十一ページ〕

〔八十二ページ〕

〔八十三ページ〕

〔八十四ページ〕

〔八十五ページ〕

〔八十六ページ〕

〔八十七ページ〕

〔八十八ページ〕

〔八十九ページ〕

〔九〇ページ〕

〔九一ページ〕

〔九二ページ〕

〔九三ページ〕

〔九四ページ〕

〔九五ページ〕

〔九六ページ〕

〔九七ページ〕

〔九八ページ〕

〔九九ページ〕

〔一〇〇ページ〕

〔一〇一ページ〕

〔一〇二ページ〕

〔一〇三ページ〕

〔一〇四ページ〕

〔一〇五ページ〕

る措置を講じようとするものであります。附則第二十九条の六の改正は、三大都市圏の特定市の一定の市街化区域農地で、地区整備計画又は住宅地高度利用地区計画についての都市計画の決定がされ、かつ、土地区画整理事業又は住宅街区整備事業の施行の認可等がされた区域に所在するものについて、固定資産税及び都市計画税の減額措置を講じようとするものであります。

附則第三十二条の改正は、自動車取得税について、政府の補助を受けて取得する過疎バスの取得に係る非課税措置及びメタノール自動車の取得に係る税率の特例措置の適用期限をそれぞれ二年延長するものであります。

〔一〇六ページ〕

〔一〇七ページ〕

〔一〇八ページ〕

〔一〇九ページ〕

〔一〇一ページ〕

〔一〇二ページ〕

〔一〇三ページ〕

〔一〇四ページ〕

〔一〇五ページ〕

〔一〇六ページ〕

〔一〇七ページ〕

〔一〇八ページ〕

〔一〇九ページ〕

〔一〇一ページ〕

〔一〇二ページ〕

〔一〇三ページ〕

〔一〇四ページ〕

〔一〇五ページ〕

〔一〇六ページ〕

〔一〇七ページ〕

〔一〇八ページ〕

〔一〇九ページ〕

〔一〇一ページ〕

〔一〇二ページ〕

〔一〇三ページ〕

〔一〇四ページ〕

〔一〇五ページ〕

〔一〇六ページ〕

〔一〇七ページ〕

〔一〇八ページ〕

〔一〇九ページ〕

〔一〇一ページ〕

〔一〇二ページ〕

〔一〇三ページ〕

〔一〇四ページ〕

〔一〇五ページ〕

〔一〇六ページ〕

〔一〇七ページ〕

〔一〇八ページ〕

〔一〇九ページ〕

〔一〇一ページ〕

〔一〇二ページ〕

附則第三十二条の三の改正は、事業所税の非課税措置について、環境事業団から譲渡を受けた一定の建物に係る非課税措置等の適用期限を延長するほか、地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律の規定により一定の法人が設置する一定の施設に係る非課税措置の対象となる新築又は増築の期間を七年間に延長したうえ、その適用期限を二年延長するとともに、大阪湾臨海地域開発整備法に規定する整備計画に従つて整備される一定の中核的施設に係る非課税措置を講じようとするものであります。

附則第三十八条の改正は、民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法に規定する特定施設に係る不動産取得税、固定資産税、特別土地保有税及び事業所税の特例措置の適用期限を二年延長しようとするものであります。

〔一〇一ページ〕

〔一〇二ページ〕

〔一〇三ページ〕

〔一〇四ページ〕

〔一〇五ページ〕

〔一〇六ページ〕

〔一〇七ページ〕

〔一〇八ページ〕

〔一〇九ページ〕

〔一〇一ページ〕

〔一〇二ページ〕

〔一〇三ページ〕

〔一〇四ページ〕

〔一〇五ページ〕

〔一〇六ページ〕

〔一〇七ページ〕

〔一〇八ページ〕

〔一〇九ページ〕

〔一〇一ページ〕

〔一〇二ページ〕

〔一〇三ページ〕

〔一〇四ページ〕

〔一〇五ページ〕

〔一〇六ページ〕

〔一〇七ページ〕

〔一〇八ページ〕

〔一〇九ページ〕

〔一〇一ページ〕

〔一〇二ページ〕

〔一〇三ページ〕

〔一〇四ページ〕

〔一〇五ページ〕

〔一〇六ページ〕

〔一〇七ページ〕

〔一〇八ページ〕

〔一〇九ページ〕

〔一〇一ページ〕

〔一〇二ページ〕

〔一〇三ページ〕

〔一〇四ページ〕

〔一〇五ページ〕

附則第三十三条の改正は、個人住民税に係る特例措置を講じようとするものであります。附則第三十四条の二の改正は、優良住宅地等のための土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る個人の道府県民税及び市町村民税の課税の特例措置について、その適用対象に一団の宅地の造成を行なう個人又は法人に対する一定の土地等の譲渡等を追加するとともに、確定優良住宅地等予定地のための譲渡の範囲に一定の期間内に一団の宅地の造成を行なう個人又は法人に対する一定の土地等の譲渡になることが確実である土地等の譲渡を追加しようとするものであります。

附則第三十五条の改正は、地方財政の改正であります。

〔一〇一ページ〕

〔一〇二ページ〕

〔一〇三ページ〕

〔一〇四ページ〕

〔一〇五ページ〕

〔一〇六ページ〕

〔一〇七ページ〕

〔一〇八ページ〕

〔一〇九ページ〕

〔一〇一ページ〕

〔一〇二ページ〕

〔一〇三ページ〕

〔一〇四ページ〕

〔一〇五ページ〕

〔一〇六ページ〕

〔一〇七ページ〕

〔一〇八ページ〕

〔一〇九ページ〕

〔一〇一ページ〕

〔一〇二ページ〕

〔一〇三ページ〕

〔一〇四ページ〕

〔一〇五ページ〕

〔一〇六ページ〕

〔一〇七ページ〕

〔一〇八ページ〕

〔一〇九ページ〕

〔一〇一ページ〕

〔一〇二ページ〕

〔一〇三ページ〕

〔一〇四ページ〕

〔一〇五ページ〕

〔一〇六ページ〕

〔一〇七ページ〕

〔一〇八ページ〕

〔一〇九ページ〕

〔一〇一ページ〕

〔一〇二ページ〕

〔一〇三ページ〕

〔一〇四ページ〕

〔一〇五ページ〕

附則第三十二条の三の二の改正は、事業所税の課税標準の特例措置について、地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律の規定により一定の法人が設置する一定の施設に係る非課税措置を講じようとするものであります。

附則第三十四条の二の改正は、特定の国際的な博覧会の開催に伴い、博覧会の主催者等に対する法人住民税及び事業税並びに博覧会の用に供する家屋等に対する不動産取得税、固定資産税、都市計画税及び事業所税を非課税とする措置を講じようとするものであります。

〔一〇一ページ〕

〔一〇二ページ〕

〔一〇三ページ〕

〔一〇四ページ〕

〔一〇五ページ〕

〔一〇六ページ〕

〔一〇七ページ〕

〔一〇八ページ〕

〔一〇九ページ〕

〔一〇一ページ〕

〔一〇二ページ〕

〔一〇三ページ〕

〔一〇四ページ〕

〔一〇五ページ〕

〔一〇六ページ〕

〔一〇七ページ〕

〔一〇八ページ〕

〔一〇九ページ〕

〔一〇一ページ〕

〔一〇二ページ〕

〔一〇三ページ〕

〔一〇四ページ〕

〔一〇五ページ〕

〔一〇六ページ〕

〔一〇七ページ〕

〔一〇八ページ〕

〔一〇九ページ〕

〔一〇一ページ〕

〔一〇二ページ〕

〔一〇三ページ〕

〔一〇四ページ〕

〔一〇五ページ〕

〔一〇六ページ〕

〔一〇七ページ〕

〔一〇八ページ〕

〔一〇九ページ〕

〔一〇一ページ〕

〔一〇二ページ〕

〔一〇三ページ〕

〔一〇四ページ〕

〔一〇五ページ〕

附則第三十二条の三の二の改正は、地方財政法の改正であります。

附則第三十四条の二の改正は、個人住民税に係る特例減税等による減税額を埋めるため、地方債の特例措置を講じようとするものであります。

〔一〇一ページ〕

〔一〇二ページ〕

〔一〇三ページ〕

〔一〇四ページ〕

〔一〇五ページ〕

〔一〇六ページ〕

〔一〇七ページ〕

〔一〇八ページ〕

〔一〇九ページ〕

〔一〇一ページ〕

〔一〇二ページ〕

〔一〇三ページ〕

〔一〇四ページ〕

〔一〇五ページ〕

〔一〇六ページ〕

〔一〇七ページ〕

〔一〇八ページ〕

〔一〇九ページ〕

〔一〇一ページ〕

〔一〇二ページ〕

〔一〇三ページ〕

〔一〇四ページ〕

〔一〇五ページ〕

〔一〇六ページ〕

〔一〇七ページ〕

〔一〇八ページ〕

〔一〇九ページ〕

〔一〇一ページ〕

〔一〇二ページ〕

〔一〇三ページ〕

〔一〇四ページ〕

〔一〇五ページ〕

〔一〇六ページ〕

〔一〇七ページ〕

〔一〇八ページ〕

〔一〇九ページ〕

〔一〇一ページ〕

〔一〇二ページ〕

〔一〇三ページ〕

〔一〇四ページ〕

〔一〇五ページ〕

附則第三十二条の三の二の改正は、改正法附則第十九条による改正であります。

附則第三十四条の二の改正は、個人住民税に係る特例措置を講じようとするものであります。

〔一〇一ページ〕

〔一〇二ページ〕

〔一〇三ページ〕

〔一〇四ページ〕

〔一〇五ページ〕

〔一〇六ページ〕

〔一〇七ページ〕

〔一〇八ページ〕

方税法等の一部を改正する法律について、新聞業等七事業に係る事業税の非課

税措置の廃止に伴う経過措置を四年間延長し、所得から控除する額を三百五十万円又は事業年度開始等の時期に応じ算定

金額に一定の率を乗じて得た金額のいずれか多い金額に改めようとするものであります。

改正法附則第二十一条による改正は、農用地開発公団法の一部を改正する法律について、農用地整備公団が新設し、又は改良した一定の農業用施設に係る不動産取扱の課税標準の特例の経過措置について、価格から控除すべき額の特例加算措置を見直したうえ、その適用期限を二年延長しようとするものであります。

三月十一日本委員会に左の案件が付託された。

一、地方税財源の確保に関する請願 第二三七号
二、地方税財源の確保に関する請願 第二三七号
第三三七号 平成六年二月二十五日受理
請願者 長野県下高井郡山ノ内町大字平穏
紹介議員 北澤 俊美君
この請願の趣旨は、第五六号と同じである。
三月二十五日本委員会に左の案件が付託された。

一、新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

一、消防施設強化促進法の一部を改正する法律案

(地方交付税法の一部改正)
第一条 地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)の一部を次のように改正する。

一、地方交付税法等の一部を改正する法律案
新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案
新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律(昭和四十五年法律第七号)の一部を次のように改正する。
附則第二項中「平成六年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に、「平成六年度」を「平成十一年度」に改める。

附則第六項の見出し中「平成五年度」の下に「から平成九年度まで」を加え、同項中「対する平成五年度」の下に「から平成九年度までの各年度」を加え、「平成五年度から平成九年度までの」を削り、「平成五年度においては」を「各年度においては」に改める。

この法律は、公布の日から施行する。
消防施設強化促進法の一部を改正する法律案
消防施設強化促進法(昭和二十八年法律第八十七号)の一部を次のように改正する。
附則第二項中「平成五年度」を「平成十年度」に改める。

この法律は、公布の日から施行する。

三月二十五日本委員会に左の案件が付託された。

一、新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

(地方交付税法の一部改正)
第一条 地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項の表道府県の項第四号中「4 労働費」

「4 高齢者保健福祉費」

「4 高齢者保健福祉費」

「5 (1) 経常経費
(2) 投資的経費」

「6 労働費」

「6 労働費」

「6 労働費」

「6 労働費」

に改め、同表道府県のに改め、同表市町村の項第四号中に改め、同表市町村の項第四号中に改め、同表市町村の項第四号中に改め、同表市町村の項第四号中

第十二条第二項の表第二十二号中「官報に公示された」を削り、同表第三十八号中「昭和六十三年度から平成四年度」を「昭和六十三年度」から平成五年度に改め、同号を同表第三十九号とし、同表第三十七号中「平成四年度」を「平成五年度」に改め、同号を同表第三十八号とし、同表第三十六号中「平成四年度」を「平成五年度」に、「道府県民税」を「道府県民税の所得割」に、「市町村民税の法人税割及び」を「市町村民税の所得割及び法人税割並びに」に改め、同号を同表第三十七号とし、同表第三十五号を第三十六号とし、第三十四号を第三十五号とし、第三十三号の次に次の一号を加える。

三十四 面積

建設省国土地理院において公表した最近の当該地方団体の面積

第十三条第五項の表道府県の項第四号中「

4 労働費 人口

平方キロメー
トル

4 高齢者保健福祉費

高齢者人口

段階補正、密度

5 (1) 経常経費

人口

段階補正、密度

5 (2) 投資的経費

高齢者人口

段階補正、密度

6 清掃費

人口

段階補正、密度

6 高齢者保健福祉費

人口

段階補正、密度

6 労働費

人口

段階補正、密度

補正、熊谷補正及び寒冷補正
冷補正、熊谷補正及び寒冷補正

に改め、同表道府県の項第八号から第十号までの規定中「平成四

年度」を「平成五年度」に改め、同表市町村の項第四号中「

4 経常経費

人口

段階補正、密度

5 (1) 投資的経費

人口

段階補正、密度

5 (2) 清掃費

人口

段階補正、密度

6 高齢者保健福祉費

人口

段階補正、密度

6 労働費

人口

段階補正、密度

段階補正、密度補正、熊谷補正及び寒冷補正

密度補正、熊谷補正及び寒冷補正

段階補正、密度補正、熊谷補正及び寒冷補正

に改め、同表市町村の項第八号から第十号まで

密度補正、熊谷補正及び寒冷補正

熊谷補正

附則第四条中第三項を第二項とし、第四項を第三項とする。
附則第八条中「道府県民税の法人税割」を「道府県民税の所得割、法人税割」に、「市町村民税の法人税割及び」を「市町村民税の所得割及び法人税割並びに」に、「当該収入」を「これらの収入」に改める。
別表を次のように改める。

年	度	金	額
平成七年度	平成八年度	三千九百七十五億円	四千百三十八億円
平成九年度	平成十年度	五千六百三十億円	五千七百十億円
平成十一年度	平成十二年度	五千八百一億円	六千三百八十七億四千万円
平成十四年度	平成十五年度	五百九十五億円	七百二十五億円
平成十六年度	平成十七年度	六百六十億円	七百九十五億円
平成十八年度	平成十九年度	八百七十五億円	九百六十億円
平成二十年度	平成二十一年度	千六七十億円	千百七十億円

の規定中「平成四年度」を「平成五年度」に改める。

附則第四条の見出し中「平成五年度から平成十三年度まで」を「平成六年度から平成二十一年度まで」に改め、同条第一項中「平成五年度から平成十三年度まで」を「平成六年度から平成二十一年度まで」に、「合算額(平成五年度)」を「合算額(平成六年度)」に、「三百七十億円」を「一千百六十億円」に改め、同項第二号中「平成五年度にあつては、三兆七千九百五十六億二千八十二万九千円」を「平成六年度にあつては、六兆七千三百三十五億二千八十二万九千円」に改め、同項第三号中「平成五年度にあつては、平成四年度における借入金の額三兆七千九百五十六億二千八十二万九千円」を「平成六年度にあつては、一千二百四十六億円」に改め、同項第四号中「平成五年度にあつては、一千二百三十七億円」に改め、同条第一項を削り、同条第三項中「平成六年度から平成十三年度まで」を「平成七年度から平成二十一年度まで」に改め、同項の表を次のように改める。

別表(第十二条関係)

										九 地域財政特例債		十 臨時財政特例債		十一 地域財政特例債		十二 地域財政特例債	
(2)(1) 費	一 消防費	二 土木費	三 道路橋りょう	四 公園費	五 下水道費	六 経常経費	七 投資的経費	八 都市計画費									
投資的経費	経常経費	その他の土木	経常経費	投資的経費	経常経費	投資的経費	経常経費	投資的経費	経常経費	道路の面積	道路の延長	港湾(漁港を含む)における係留施設の延長	港湾における外郭	都市計画区域における人口	人口	人口	人口
人口	千平方メートルにつき	一キロメートルにつき	一キロメートルにつき	一人につき	九、三三〇円	千円につき	千円につき	千円につき									
六五四	一、四三〇	一五三	一五八	三三九	五一八	一七〇	一九〇	一七〇	一七〇	一一一、〇〇〇	七七二、〇〇〇	一一一、〇〇〇	一人につき	八七	一〇三	一〇三	一〇三

		三 教育費															
		(1) 小学校費															
		(1) 経常経費															
3 2 経済費	3 2 商工行政費	1 1 その他の産業	5 6 農業経営費	5 6 労働費	5 6 投資的経費	4 3 経常経費	4 3 投資的経費	4 3 生活保護費	4 3 厚生労働費	4 2 その他の教育	4 2 投資的経費	3 2 高齢者保健福	3 2 高齢者保健福	2 1 社会福祉費	2 1 経常経費	2 1 経常経費	2 1 経常経費
農家数	農家数	農家数	農家数	農家数	農家数	高齢者人口	高齢者人口	人口	人口	人口	人口	人口	人口	市部人口	人口	人口	人口
五〇、〇〇〇	四五、二〇〇	一〇、一〇〇	一八三	一五三	一五八	七二七	七一、一〇〇	六、八〇〇	七一、一〇〇	二、九一〇	三、一八〇	三五七	三五七	六、八五〇	七、一七六、〇〇〇	五八、八〇〇	三七、三〇〇

十一 臨時財政特例 債償還費	十 策債償還費 地減税特例対	九 ん債償還費 地方税減收補て	八 債還費 辺地对策事業債	七 災害復旧費	(2) 投資的経費	(1) 経常経費	4 その他の諸費	3 戸籍住民基本 台帳費	2 微税費	1 企画振興費 経常経費	(2) 投資的経費	(1) 経常経費	六 その他の行政費	六 六 一 人につき														
度 年	度 年	度 年	度 年	度 年	度 年	度 年	度 年	度 年	度 年	度 年	度 年	度 年	度 年	度 年														
（交付税及び譲与税配付金特別会計法（昭和二十九年法律第百三号）の一部を次のように改正する。附則第五条第一項中「平成五年度から平成十二年度まで」を「平成六年度から平成二十年度まで」に、「平成五年度にあつては三兆七千九百五十六億「千八十二万九千円」を「平成六年度にあつては六兆七千三百五億「千八十二万九千円」に、「平成五年度分の借入金限度額」を「平成六年度分の借入金限度額」に、「平成六年度から平成十二年度まで」を「平成七年度から平成二十年度まで」に改め、同項の表を次のように改める。）																												
（交付税及び譲与税配付金特別会計法（一部改正））																												
八七	一〇三	七九	八〇〇	九五〇	五一六、〇〇〇	一、九四〇	一平方キロメートルにつき	一、一、七〇	一一、一、〇〇〇	一、一二、〇〇〇	一、一、七〇	一平方キロメートルにつき	一、一、七〇	一、一、七〇														
千円につき	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき	九〇〇	八〇〇	一平方キロメートルにつき	一、一、七〇	一一、一、〇〇〇	一、一二、〇〇〇	一、一、七〇	一平方キロメートルにつき	一、一、七〇	一、一、七〇														
八八	八七	八六	八五	八四	八三	八二	八一	八〇	七九	七八	七七	七六	七五	七四														
一 人 につ き	一 人 につ き	一 人 につ き	一 人 につ き	一 人 につ き	一 人 につ き	一 人 につ き	一 人 につ き	一 人 につ き	一 人 につ き	一 人 につ き	一 人 につ き	一 人 につ き	一 人 につ き	一 人 につ き														
六一、〇〇〇	一〇一、〇〇〇	一〇一、〇〇〇	一〇一、〇〇〇	一〇一、〇〇〇	一〇一、〇〇〇	一〇一、〇〇〇	一〇一、〇〇〇	一〇一、〇〇〇	一〇一、〇〇〇	一〇一、〇〇〇	一〇一、〇〇〇	一〇一、〇〇〇	一〇一、〇〇〇	一〇一、〇〇〇	一〇一、〇〇〇													

年 度	金 額	附則第六条中「平成五年度」を「平成六年度」に改める。 附則第七条中「平成五年度」を「平成六年度」に、「から三千六十六億円を減額した」を「に千七百六十億円を加算した」に、「平成六年度から平成十三年度まで」を「平成七年度から平成二十一年度まで」に改め、同条の表を次のように改める。	平成七年度 平成八年度 平成九年度 平成十一年度 平成十二年度 平成十三年度 平成十四年度
平成七年度	三千九百七十五億円	三千九百七十五億円	平成七年度
平成八年度	五千三百三十八億円	五千三百三十八億円	平成八年度
平成九年度	五千六百三十億円	五千六百三十億円	平成九年度
平成十一年度	五千七百十億円	五千七百十億円	平成十一年度
平成十二年度	五千八百一億円	五千八百一億円	平成十二年度
平成十三年度	六千三百二十五億円	六千三百二十五億円	平成十三年度
平成十四年度	六千三百八十七億四千万円	六千三百八十七億四千万円	平成十四年度

		平成十五年度	六百六十億円
		平成十六年度	七百一十五億円
		平成十七年度	七百九十五億円
		平成十八年度	八百七十五億円
		平成十九年度	九百六十億円
		平成二十年度	千六十億円
		平成二十一年度	千百七十億円
		(施行期日)	
		1 この法律は、公布の日から施行する。	
		(地方交付税法の一改正に伴う経過措置)	
		2 第一条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、平成六年度分の地方交付税から適用する。	
		(平成六年度における基準財政収入額の算定方法の特例)	
		3 平成六年度分の地方交付税に限り、各地方公共団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる地方交付税法第十四条の規定による基準財政収入額は、同条第一項の規定によつて算定した額に、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)附則第三条の四の規定による個人の道府県民税若しくは市町村民税に係る特別減税又は租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)第八十六条の四第一項に規定する普通乗用自動車の譲渡等に係る消費税の税率の特例の適用期間の終了による消費税の収人の減少に伴う道府県若しくは市町村に対し譲与される消費譲与税の額の減少による減収見込額の道府県にあつては百分の八十の額、市町村にあつては百分の七十五の額を加算した額とする。	
		4 前項の減収見込額は、次の表の上欄に掲げる地方公共団体につき、それぞれ同表の中欄に掲げる収人の項目ごとに、当該下欄に掲げる算定の基礎によつて、自治省令で定める方法により、算定するものとする。	
		5 (交付税及び譲与税配付金特別会計法の一改正に伴う経過措置)	
		6 第一条の規定による改正後の交付税及び譲与税配付金特別会計法の規定は、平成六年度分の予算	

			から適用する。
		三月二十八日本委員会に左の案件が付託された。	
		一、地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律案	
		二、地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律案	
		(地方税法の一改正)	
		第一条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。	
		6号の一部を次のように改正する。	
		目次中「第七十二条の二十三の二」を「第七十二条の二十三の四」に改める。	
		第二十四条の五第一項中「一に」を「いずれかに」、「及び所得割」を「及び所得割(第二号に該当する者にあつては)」に改め、「第二号に該当する者に對しては分離課税に係る所得割を」を削り、「第一号を削り、第二号を第一号とし、第二号を第二号と」同条第二項中「前項第一号」を「前項第一号」に改める。	
		第三十四条第一項第十一号中「又は」を「である場合には三十九万円、その者が」に、「三十六万円」を「三十六万円」に改め、同条第四項中「金額又は」を「金額は五十二万円(その者が老人控除対象配偶者である場合には五十七万円)とし」に、「五十二万円(当該控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は当該扶養親族が特定扶養親族若しくは)を「五十二万円(その者が特定扶養親族若しくは)を五十七万円、その者が」に、「五十七万円」を「五十七万円」に改める。	
		第五十二条第十五項中「第十一項までの下に「及び第十五項(第十六項(前項において準用する場合を含む。)においてみなして適用する場合及び前項において準用する場合を含む。以下本項及び第二十項において同じ。)」を加え、「及び第十一項を「第十一項の規定による控除及び第十五項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十四項の次に次の三項を加える。	
		15 道府県は、当該道府県内に事務所又は事業所を有する法人について、租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和四十四年法律第四十六号)第七条第一項に規定する合意に基づき国税通則法第二十四条又は第二十六条の規定による更正が行われた場合において、当該更正に係る法人税額に基づいて道府県知事が第五十五条第一項又は第三項の規定による更正をしたことに伴い、第十七条、第十九項又は第五十五条第五項の規定により還付することと	

なる金額(以下次項までにおいて「租税条約の

実施に係る還付すべき金額」という。)が生ずるときは、当該更正があつた日が当該更正に係る更正の請求があつた日の翌日から起算して三月を経過した日以後である場合を除き、

第十七条、第十七条の一、第十七条の四、第

十九項及び第五十五条第五項の規定にかかわらず、租税条約の実施に係る還付すべき金額

を当該更正の日の属する事業年度開始の日か

ら一年以内に開始する各事業年度(当該更正を受けた法人が合併により消滅した場合は、その合併に係る合併法人の当該合併の日

の翌日以後に終了する各事業年度を含む。)の

法人税割額(法人税法第七十四条第一項の規

定によつて申告書を提出すべき事業年度に係

る法人税額を課税標準として算定した法人税

割額(その法人税額の課税標準の算定期間中

において既に納付すべきことが確定している

法人税割額がある場合には、これを控除した

額)に限る。)から順次控除するものとする。

16 前項に規定する国税通則法第二十四条又は

第二十六条の規定による更正に伴い当該更正

に係る事業年度後の各事業年度の法人税額を

減少させる更正があつた場合において、当該

更正に係る法人税額に基づいて道府県知事が

第五十五条第一項又は第三項の規定による更

正をしたことにより、第十七条、第十九項又は

第五十五条第五項の規定により還付するこ

となる金額が生ずるときは、当該金額は、

租税条約の実施に係る還付すべき金額とみな

して、前項の規定を適用する。

17 前二項の規定は、第十五項の法人が合併により消滅した後に、当該法人に係る同項に規定する第五十五条第一項若しくは第三項の規定による更正又は前項に規定する第五十五条第五項の規定による更正であつた場合において、当該

「当該法人を合併した法人の当該更正の日」と

読み替えるものとする。

第六十五条の二第一項及び第七十七条の二十

六第一項中「同条第十六項」を「同条第十九項」に改める。

第二章第二節第二款中第七十二条の二十三の

三の次に次の一条を加える。

(租税条約の実施に係る更正に伴う事業税額の控除)

第七十二条の二十三の四 事業を行う法人につ

いて、租税条約の実施に伴う所得税法、法人

税法及び地方税法の特例等に関する法律第七

条第一項に規定する合意に基づき国税通則法

第二十四条又は第二十六条の規定による更正

が行われた場合において、当該更正に係る法

人税の所得に基づいて道府県知事が第七十二

条の三十九第一項若しくは第三項又は第七十

二条の四十一第一項若しくは第三項の規定に

よる更正をしたことにより、第十七条、第七

十二条の三十九第四項又は第七十二条の四十

一第五項の規定により還付することとなる金

額(以下次項までにおいて「租税条約の実施に

係る還付すべき金額」という。)が生ずるとき

は、当該更正があつた日が当該更正に係る更

正の請求があつた日の翌日から起算して三月

を経過した日以後である場合を除き、第十七

条、第十七条の二、第十七条の四、第七十二

条の三十九第四項及び第七十二条の四十一第

五項の規定にかかわらず、租税条約の実施に

係る還付すべき金額は、当該更正の日の属す

る事業年度開始の日から一年以内に開始する

各事業年度当該更正を受けた法人が合併に

より消滅した場合には、その合併に係る合併

法人の当該合併の日の翌日以後に終了する各

事業年度を含む。)の所得について第七十二条

の二十五の規定によつて納付すべき事業税額

又は第七十二条の二十八の規定によつて納付

すべき事業税額から順次控除するものとす

る。

2 前項に規定する第七十二条の三十九第一項

若しくは第三項又は第七十二条の四第一第一

項若しくは第三項の規定による更正に伴い当

該更正に係る事業年度後各事業年度の所得

を減少させる更正があつた場合において、当

該更正により第十七条、第七十二条の三十九

第四項又は第七十二条の四十一第五項の規定

により還付することとなる金額が生ずるとき

は、当該金額は、租税条約の実施に係る還付

すべき金額のみならず、前項の規定を適用す

る。

3 前二項の規定は、第一項の事業を行う法人

が合併により消滅した後に、当該法人に係る

同項に規定する第七十二条の三十九第一項若

しくは第三項若しくは第七十二条の四十一第

一項若しくは第三項の規定による更正又は前

項に規定する各事業年度の所得を減少させる

更正があつた場合について準用する。この場

合において、第一項中「当該更正の日」とある

のは、「当該法人を合併した法人の当該更正

の日」と読み替えるものとする。

4 第一項(第二項)前項において準用する場合

を含む。)においてみなしで適用する場合及び

前項において準用する場合を含む。以下次項

までにおいて同じ。)の規定により控除される

べき金額で第一項の規定により控除しきれな

かつた金額があるときは、道府県は、政令で

定めるところにより、同項の規定の適用を受

ける法人に対しその控除しきれなかつた金額

を還付し、又は当該法人の未納に係る地方団

体の徴収金に充当するものとする。

5 前条及び第一項の規定による事業税額から

の控除については、まず前条の規定による控

除をし、次に第一項の規定による控除をする

ものとする。

第七十三条の四第一項第十三号の二中「第三

号」を「エネルギーの使用的合理化に関する法律

(昭和五十四年法律第四十九号)第二十一条の二

第一号」に改める。

第七十三条の七第十三号中「又は地方住宅供

給公社」を「地域振興整備公团、地方住宅供給

公社又は土地開發公社」に改める。

第七十三条の二十七の四第一項中「二年」を

「三年」に改め、同条第三項中「この場合におい

て」の下に「、同条第二項中「当該取得の日から

二年以内」とあるのは、市街地再開発組合に関

しては「敷地の取得にあつては当該取得の日か

ら三年以内、施設建築物の取得にあつては当該

取得の日から六月以内」と、住宅街区整備組合

に関しては「当該取得の日から六月以内」とを

加える。

第二百九十五条第一項中「一に」を「いずれか

に」に、「市町村民税」を「市町村民税(第二号に

該当する者にあつては、」に改め、「第二号に

べき金額で第一項の規定により控除しきれな

かつた金額があるときは、道府県は、政令で

定めるところにより、同項の規定の適用を受

ける法人に対しその控除しきれなかつた金額

を還付し、又は当該法人の未納に係る地方団

体の徴収金に充当するものとする。

第二号を第二号とし、同条第二項中「前項

第二号」を「前項第一号」に改める。

第三百十二条第一項の表を次のように改め

法 人 等 の 区 分	稅 率
一 資本等の金額が五十億円を超える法人(保険業法に規定する相 互会社以外の法人で資本の金額又は出資金額を有しないもの及び 第三項第三号に掲げる公共法人等を除く。次号から第八号までに おいて同じ。)で市町村内に有する事務所、事業所又は寮等の従業 者(政令で定める役員を含む。)の数の合計数(次号から第八号まで	年額 三百万円

及び第五項において「従業者数の合計数」という。)が五十人を超えるもの

二 資本等の金額が十億円を超え五十億円以下である法人で従業者数の合計数が五十人を超えるもの	年額 百七十五万円
---	-----------

三 資本等の金額が十億円を超える法人で従業者数の合計数が五十人以下であるもの	年額 四十一万円
--	----------

四 資本等の金額が一億円を超え十億円以下である法人で従業者数の合計数が五十人を超えるもの	年額 四十万円
--	---------

五 資本等の金額が一億円を超える十億円以下である法人で従業者数の合計数が五十人以下のもの	年額 十六万円
--	---------

六 資本等の金額が千万円を超える一億円以下である法人で従業者数の合計数が五十人を超えるもの	年額 十五万円
---	---------

七 資本等の金額が千万円を超える一億円以下である法人で従業者数の合計数が五十人以下のもの	年額 十三万円
--	---------

八 資本等の金額が千万円以下である法人で従業者数の合計数が五十人を超えるもの	年額 一二万円
--	---------

九 前各号に掲げる法人以外の法人等	年額 五万円
-------------------	--------

第三百二十二条第五項中「第五号」を「第八号」に改める。

第三百二十四条の二第一項第十一号中「又は」を六項とし、同条第十一項中「前二項」を「第九項から第十一項(第十二項(前項において準用する場合を含む))においてみなしして適用する場合及び前項において準用する場合を含む。以下次項までにおいて同じ。)まで」に、「控除をした後ににおいて、前項の規定によるを「控除をし、次に第十項の規定による控除及び第十一項の規定による控除の順序」に改め、同項を同条第十四項とし、同項の次に次の二項を加える。

15 第十一項の規定により控除されるべき額で同項の規定により控除しきれなかつた金額があるときは、市町村は、政令で定めるところにより、同項の規定の適用を受ける法人に対する控除しきれなかつた金額を還付し、又は当該法人の未納に係る地方団体の徴収金に充當するものとする。

第三百二十二条の八第十項の次に次の二項を

加える。

11 市町村は、当該市町村内に事務所又は事業所を有する法人について、租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第七条第一項に規定する合意に基づき国税通則法第十四条又は第二十六条の規定による更正が行われた場合において、当該更正に係る法人税額に基づいて市町村長が第三百二十二条の十一第一項又は第三項の規定による更正をしたことに伴い、第十七条又は第三百二十二条の十一第五項の規定により還付することとなる金額(以下次項までにおいて「租税条約の実施に係る還付すべき金額」という。)が生ずるときは、当該更正があつた日が当該更正に係る更正の請求があつた日の翌日から起算して三月を経過した日以後である場合を除き、第十七条、第十七条の二、第十七条の四及び第三百二十二条の十一第五項の規定にかかわらず、租税条約の実施に係る還付すべき金額を当該更正の日の属する事業年度開始の日から一年以内に開始する各事業年度(当該更正を受けた法人が合併により消滅した場合には、その合併に係る合併法人の当該合併の日の翌日以後に終了する各事業年度を含む。)の法人税割額(法人税法第七十四条第一項の規定によつて申告書を提出すべき事業年度に係る法人税額を課税標準として算定した法人税割額)その法人税額の課税標準の算定期間中ににおいて既に納付すべきことが確定している法人税割額がある場合には、これを控除した額)に限る。)から順次控除するものとする。

12 前項により控除された金額が第三百四十九条の三第七項中「三分の一」を「五分の一」に改め、同条第八項中「就航する航空機」の下に「(ターボジェット発動機を有するものを除く。)」を、「三分の一」の下に「(当該航空機のうち特に地域的な航空運送の用に供する小型の航空機として自治省令で定めるもの(以下本項において「小型航空機」という。)にあつては、当該航空機の価格の四分の一)」を、「三分の一」の下に「(小型航空機にあつては、当該航空機の価格の二分の一)」を加え、同条第二十四項中「第三号」を「エネルギーの使用の合理化に関する法律第二十一条の二第一号」に改め、同項の規定により控除しきれなかつた金額を還付し、又は当該法人の未納に係る地方団体の徴収金に充當するものとする。

第三百二十二条の八第十項の次に次の二項を

第三百二十二条の十一第五項の規定により還付することとなる金額が生ずるときは、当該金額は、租税条約の実施に係る還付すべき金額とみなして、前項の規定を適用する。

13 前二項の規定は、第十一項の法人が合併に定する第三百二十二条の十一第一項若しくは第三項の規定による更正があつた場合について適用する。この場合において、第十一項中「当該更正の日」とあるのは、「当該法人を合併した法人の当該更正の日」と読み替えるものとする。

第三百四十八条第四項中「組合」の下に「信用協同組合及び」を、「連合会」の下に「(信用協同組合連合会(中小企業等協同組合法第九条の九第一項第一号)に規定する事業を行う協同組合連合会をいう。第三百四十九条の三第三十六項において同じ。)」を除く。」を加え、「労働金庫及び労働金庫連合会、信用金庫及び信用金庫連合会」を削る。

第三百四十九条の三第七項中「三分の一」を「五分の一」に改め、同条第八項中「就航する航空機」の下に「(ターボジェット発動機を有するものを除く。)」を、「三分の一」の下に「(当該航空機のうち特に地域的な航空運送の用に供する小型の航空機として自治省令で定めるもの(以下本項において「小型航空機」という。)にあつては、当該航空機の価格の四分の一)」を、「三分の一」の下に「(小型航空機にあつては、当該航空機の価格の二分の一)」を加え、同条第二十四項中「第三号」を「エネルギーの使用の合理化に関する法律第二十一条の二第一号」に改め、同項の規定により控除した後正に係る事業年度後の各事業年度の法人税額を減少させる更正があつた場合において、当該第二十六条の規定による更正に伴い当該更正に係る法人税額に基づいて市町村長が第三百二十二条の十一第一項又は第三項の規定による更正をしたことに伴い、第十七条又は

海岸又は河岸の保全のために敷設したものにあつては、当該線路設備の価格の二分の一)を

つては、当該線路設備の価格の四分の三)」を

「四分の三」に改め、同条に次の二項を加える。

36 信用協同組合及び信用協同組合連合会、労働金庫及び労働金庫連合会並びに信用金庫及び信用金庫連合会が所有し、かつ、使用する事務所及び倉庫に対して課する固定資産税の

課税標準は、前二条の規定にかかわらず、当

該事務所及び倉庫に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。

第五百八十六条第二項第一号の十三の次に次の三号を加える。

一の十四 奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第百八十九号)第一条に規定する奄美群島において、集会施設又はスポーツ施設の用に供する家屋又は構築物のうち政令で定めるものを新築し、又は増築した者で政令で定めるものが当該家屋又は構築物の敷地の用に供する土地

一の十五 小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和四十四年法律第七十九号)第二条第一項に規定する小笠原諸島の地域において、集会施設又はスポーツ施設の用に供する家屋又は構築物の敷地の用に供する土地

一の十六 大阪湾臨海地域開発整備法(平成四年法律第百十号)第一条第三項に規定する開発地区において、同法第七条第一項に規定する整備計画に従つて整備される同法第二条第四項に規定する中核的施設の用に

供する家屋又は構築物のうち政令で定めるものを新築した者で政令で定めるものが当該家屋又は構築物の敷地の用に供する土地

一の十七 第五百八十六条第二項第二号中ホを削り、ヘリ特定水道利水障害の防止のための水道

水源水域の水質の保全に関する特別措置法(平成六年法律第九号)第二条第五項に規定する水道水源特定施設を設置する同

条第六項に規定する水道水源特定事業場の汚水又は廃液の処理施設で自治省令で定めるもの

一の十八 第五百八十六条第二項第四号の三の次に次の二号を加える。

四の四 広域臨海環境整備センターが広域臨海環境整備センター法(昭和五十六年法律第七十六号)第十九条第一号から第三号までに規定する業務又は同条第四号に規定する業務のうち政令で定めるもの用に供する土地で政令で定めるもの

一の十九 第五百八十六条第三項第七号中「水道法」の下に「(昭和三十一年法律第百七十七号)」を加える。

七百二十二条第一項中「又は第二十九項」を、「第二十九項」に改め、「第二十三項まで」の下に「又は第三十六項」を加える。

七百三十四条第三項中「第十七項」を「第二十一項」に改め、同項の表第三百十二条第一項の二

附則第三条の三中「二十五万円」を「三十万円」に改め、同条の次に次の三条を加える。

(平成六年度分の個人の道府県民税及び市町村民税の所得割の特別減税)

第三条の四 道府県は、平成六年度分の個人の道府県民税に限り、道府県民税に係る特別減税の額を、所得割の納稅義務者の第三十五条及び第三十六条の規定を適用した場合の所得割(第二十四条の五第一項に規定する分離課税に係る所得割を除く)の額から控除する。

2 前項に規定する道府県民税に係る特別減税の額とは、第一号に掲げる額と第二号に掲げる額との合計額の百分の二十に相当する金額(当該金額に百円未満の端数があるときは、又は当該金額の全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り上げた金額)をいう。

一 当該納稅義務者の第三十五条から第三十七条の二まで、附則第三条の三第二項並びに附則第五条第一項及び第三項の規定を適用して計算した場合の所得割(第二十四条の五第一項に規定する分離課税に係る所得割を除く)の額(当該金額に百円未満の端数があるときは、又は当該金額の全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額)

二 当該納稅義務者の第三百十四条の三、附則第三条の三第四項並びに附則第五条第二項及び第三項の規定を適用して計算した場合

ものを新築した者で政令で定めるものが当該家屋又は構築物の敷地の用に供する土地

一の二十 第五百八十六条第二項第二号中ホを削り、ヘリ特定水道利水障害の防止のための水道

水源水域の水質の保全に関する特別措置法(平成六年法律第九号)第二条第五項に規定する水道水源特定施設を設置する同

条第六項に規定する水道水源特定事業場の汚水又は廃液の処理施設で自治省令で定めるもの用に供する土地で政令で定めるもの

一の二十一 第五百八十六条第三項第七号中「水道法」の下に「(昭和三十一年法律第百七十七号)」を加える。

七百二十二条第一項中「又は第二十九項」を、「第二十九項」に改め、「第二十三項まで」の下に「又は第三十六項」を加える。

七百三十四条第三項中「第十七項」を「第二十一項」に改め、同項の表第三百十二条第一項の二

附則第三条の三中「二十五万円」を「三十万円」に改め、同条の次に次の三条を加える。

(平成六年度分の個人の道府県民税及び市町村民税の所得割の特別減税)

第三条の四 道府県は、平成六年度分の個人の道府県民税に限り、道府県民税に係る特別減税の額を、所得割の納稅義務者の第三十五条及び第三十六条の規定を適用した場合の所得割(第二十四条の五第一項に規定する分離課税に係る所得割を除く)の額から控除する。

2 前項に規定する道府県民税に係る特別減税の額とは、第一号に掲げる額と第二号に掲げる額との合計額の百分の二十に相当する金額(当該金額に百円未満の端数があるときは、又は当該金額の全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り上げた金額)をいう。

一 当該納稅義務者の第三十五条から第三十七条の二まで、附則第三条の三第二項並びに附則第五条第一項及び第三項の規定を適用して計算した場合の所得割(第二十四条の五第一項に規定する分離課税に係る所得割を除く)の額(当該金額に百円未満の端数があるときは、又は当該金額の全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額)

二 当該納稅義務者の第三百十四条の三、附則第三条の三第四項並びに附則第五条第二項及び第三項の規定を適用して計算した場合

四十万円

四十一万円(事務所等が特別区の区域外にも所在する場合には、五十三万円)

四十万円(事務所等が特別区の区域外にも所在する場合には、五十三万円)

十六万円(事務所等が特別区の区域外にも所在する場合には、二十九万円)

十五万円(事務所等が特別区の区域外にも所在する場合には、二十九万円)

十五万円(事務所等が特別区の区域外にも所在する場合には、二十九万円)

十六万円(事務所等が特別区の区域外にも所在する場合には、五十三万円)

十六万円(事務所等が特別区の区域外にも所在する場合には、五十三万円)

十六万円(事務所等が特別区の区域外にも所在する場合には、五十三万円)

十五万円(事務所等が特別区の区域外にも所在する場合には、五十三万円)

第三百十二条第一項 三百萬円

百七十五万円

三百萬円(事務所、事業所又は寮等が特別区の区域以外の都の区域内にも所在する場合(以下「事務所等」といふ。)が特別区の区域外にも所在する場合には、三百八十萬円)(事務所等が特別区の区域外にも所在する場合には、二百二十九萬円)

百七十五万円(事務所等が特別区の区域外にも所在する場合には、二百二十九萬円)

の所得割(第二百九十五条第一項に規定する分離課税に係る所得割を除く)の額(当該金額に百円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額)

3 市町村は、平成六年度分の個人の市町村民税に限り、市町村民税に係る特別減税の額を、所得割の納稅義務者の第三百四十四条の三及び第三百四十四条の四の規定を適用した場合の所得割(第二百九十五条第一項に規定する分離課税に係る所得割を除く)の額から控除する。

4 前項に規定する市町村民税に係る特別減税の額とは、個人の住民税に係る特別減税の額から第二項に規定する道府県民税に係る特別減税の額を控除して得た金額をいう。

(平成六年度分の普通徵収に係る個人の市町

村民税に関する特例)

第三条の五 市町村は、第三百十九条の規定により普通徵収の方法によつて徵収する個人の市町村民税(第三百二十八条の十三の規定により徵収するものを除く。以下本項において「普通徵収の個人の市町村民税」という。)の納期が第三百二十条本文の規定によつて定められている場合には、平成六年度分の個人の市町村民税に限り、当該定められてる納期のうち最初の納期においては特別減税前の普通徵収に係る個人の市町村民税の額(前条第三項及び第四項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徵収の個人の市町村民税の額をいう。以下本項において同じ。)を四で除して得た金額(当該金額に千円未満の端数があるときは、又は当該金額の全額が千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額)に二を乗じて得た金額を普通徵収の個人の市町村民税の額から控除した残額に相当する税額を、その他のそれぞれの納期においては特別減税前の普通徵収に係

る個人の市町村民税の額を四で除して得た金額(当該金額に千円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額)に相当する税額を、それぞれ徴収するものとする。

2 前項の規定の適用がある場合における第三百二十条の規定の適用については、同条中「当該個人の市町村民税額」とあるのは、「附則第三条の五第一項に規定する特別減税前の普通徵収に係る個人の市町村民税の額」とする。

(平成六年度分の特別徵収に係る個人の市町

村民税に関する特例)

第三条の六 第三百二十二条の四第三項の規定の適用については、平成六年度分の個人の市町村民税に限り、同項ただし書中「翌月」とあらるのは、「翌月(当該翌月が七月である場合には、八月)」とする。

2 第三百二十二条の五第一項の規定の適用については、平成六年度分の個人の市町村民税に限り、同項中「十二分の一」とあるのは、「十分の一」と、「六月」とあるのは「八月」と、「属する月の翌月」とあるのは「属する月の翌月(当該翌月が七月である場合には、八月)」とす

る。

3 条第一項の民間都市開発推進機構が同法附則第十四条第二項第一号に規定する業務の用に供する土地を取得した場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成九年三月三十一日までに行われたときに限り、当該土地の価格の三分の二に相当する額を価格から控除するものとする。

附則第十一條第十四項中「昭和六十三年四月一日から平成六年三月三十一日まで」を「平成六年四月一日から平成七年三月三十一日まで」に、「価格」を「価格の二分の一」に改め、同条第十六項を削り、同条第十七項中「平成六年三月三十一日」を「平成八年三月三十一日」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十八項中「平成八年三月三十一日まで」を「平成八年三月三十一日」に改め、同項を同条第十七項とする。

4 同條第十一條の五第一項中「附則第十一條の五第一項」を「附則第十一條の六第一項」に改め、同條第十一條の六とし、附則第十一條の四の次に次の二条を加える。

(宅地評価土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の特例)

第五条の五 宅地評価土地(宅地及び宅地比準土地(宅地以外の土地で当該土地の取得に對して課する不動産取得税の課税標準とされるべき価格が、当該土地とその状況が類似する宅地の不動産取得税の課税標準とされるべき価格に比準する価格によって決定されるものをいう。)を取得した場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準は、第七十三条の十三第一項の規定にかわらず、当該取得が平成六年一月一日から平成八年十二月三十一日までの間に行われた場合に限り、当該土地の価格の三分の二(当該取得が平成六年一月一日から同年十二月三十一日までの間に行われた場合にあつては、二分の一)の額とする。

5 第一条の五第一項中「附則第十一條の五第一項」を「附則第十一條の六第一項」とし、同條第十一條の六とし、同條第十一條の四の次に次の二条を加える。

(宅地評価土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の特例)

第六条の五 宅地評価土地(宅地及び宅地比準土地(宅地以外の土地で当該土地の取得に對して課する不動産取得税の課税標準とされるべき価格が、当該土地とその状況が類似する宅地の不動産取得税の課税標準とされるべき価格に比準する価格によって決定されるものをいう。)を取得した場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準は、第七十三条の十三第一項の規定にかわらず、当該取得が平成六年一月一日から平成八年十二月三十一日までの間に行われた場合に限り、当該土地の価格の三分の二(当該取得が平成六年一月一日から同年十二月三十一日までの間に行われた場合にあつては、二分の一)の額とする。

附則第十一條第十五項中「附則第十五項第一二項」を「附則第十五項第一二項並びに第三条の四第二項第二号」に改める。

附則第十一條の四第一項及び第二項を削り、同条第三項中「平成五年四月一日から平成六年三月三十一日まで」を「平成六年四月一日から平成七年三月三十一日まで」に、「五分の一」を「十分の一」に改め、同項を同条第十七項とする。

2 前項の規定の適用がある土地の取得について第七十三条の二十四第一項又は第二項の規定の適用がある場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「不動産取得税の課税標準となるべき価格の三分の一(当該取得が平成六年一月一日から同年十二月三十一日までの間に行われた場合にあつては、二分の一)に相当する額」とする。

3 平成六年四月一日から平成八年十二月三十日までの間において、第七十三条の十四第八項に規定する被収用不動産等を収用され若しくは譲渡した場合、同条第十項に規定する從前の不動産について受けた同項各号に掲げる清算金若しくは補償金に応じ当該各号に定める日がある場合、同条第十三項に規定する交換分合によつて失った土地に係る交換分合計画の公告があつた場合、第七十三条の二十七の二第一項に規定する被収用不動産等を收用され若しくは譲渡した場合、附則第十二条

第二項に規定する交換によつて失つた土地が失われた場合、同条第十五項に規定する道路一体建物に係る道路法第四十七条の六第一項に規定する協定が締結された場合、附則第十四条第五項第一号に規定する入会林野整備の対象となつた土地に係る入会権が消滅した場合、同項第二号に規定する旧慣使用林野整備の対象となつた土地に係る旧慣使用権が消滅した場合又は同条第七項に規定する交換分合によつて失つた土地が失われた場合において、これらの規定に規定する固定資産課税台帳に登録された価格(当該価格が登録されていない場合にあつては、道府県知事が第三百八十八条第一項の固定資産評価基準によって決定した価格)中に第一項に規定する宅地評価土地の価格があるときにおけるこれらの規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第七十三条の十四第八項	
決定した価格	登録された価格
登録された価格(当該価格のうち附則第十一条の五第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の三分の一(当該被収用不動産等を平成六年四月一日から同年十二月三十一日までの間に収用され又是譲渡した場合にあつては、二分の一)に相当する額を加算して得た額)	登録された価格(当該価格のうち附則第十一条の五第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の三分の一(当該被収用不動産等を平成六年四月一日から同年十二月三十一日までの間に収用され又是譲渡した場合にあつては、二分の一)に相当する額を加算して得た額)

第七十三条の十四第十三項	
項	第七十三条の十四第十三項
登録された価格	決定した価格
登録された価格(当該価格のうち附則第十一条の五第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の三分の一(当該被収用不動産等を平成六年四月一日から同年十二月三十一日までの間に収用され又是譲渡した場合にあつては、二分の一)に相当する額を加算して得た額)	登録された価格(当該価格のうち附則第十一条の五第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の三分の一(当該被収用不動産等を平成六年四月一日から同年十二月三十一日までの間にあつた場合にあつては、二分の一)に相当する額を加算して得た額)
登録された価格(当該価格のうち附則第十一条の五第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の三分の一(当該被収用不動産等を平成六年四月一日から同年十二月三十一日までの間にあつた場合にあつては、二分の一)に相当する額を加算して得た額)	登録された価格(当該価格のうち附則第十一条の五第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の三分の一(当該被収用不動産等を平成六年四月一日から同年十二月三十一日までの間にあつた場合にあつては、二分の一)に相当する額を加算して得た額)

決定した価格 (当該価格のうち附則第十一 条の五第一項に規定する宅地評価土地の部 分以外の部分の価格に相当する額に当該宅 地評価土地の部分の価格の三分の二(当該 被収用不動産等を平成六年四月一日から同 年十二月三十一日までの間に収用され又は 譲渡した場合にあつては、二分の一)に相 当する額を加算して得た額)	登録された価格 (当該価格のうち附則第十 一条の五第一項に規定する宅地評価土地の部 分以外の部分の価格に相当する額に当該宅 地評価土地の部分の価格の三分の二(当 該交換によつて失つた土地が平成六年四月 一日から同年十二月三十一日までの間に失 われた場合にあつては、価格の二分の一) に相当する額を加算して得た額)	登録された価格 (当該価格のうち附則第十 一条の五第一項に規定する宅地評価土地の部 分以外の部分の価格に相当する額に当該宅 地評価土地の部分の価格の三分の二(当該 交換によつて失つた土地が平成六年四月一 日から同年十二月三十一日までの間に失わ れた場合にあつては、価格の二分の一)に相 当する額を加算して得た額)	登録された価格 (当該価格のうち附則第十 一条の五第一項に規定する宅地評価土地の部 分以外の部分の価格に相当する額に当該宅 地評価土地の部分の価格の三分の二(当 該道路一体建物に係る同法第四十七条の六 第一項に規定する協定が平成六年四月一日 から同年十二月三十一日までの間に締結さ れた場合にあつては、二分の一)に相当す る額を加算して得た額)	附則第十一 条第十五項
附則第十一 条第十五項				
登録された価格	決定した価格 (当該価格のうち附則第十 一条の五第一項に規定する宅地評価土地の部 分以外の部分の価格に相当する額に当該宅 地評価土地の部分の価格の三分の二(当該 交換によつて失つた土地が平成六年四月一 日から同年十二月三十一日までの間に失わ れた場合にあつては、価格の二分の一)に相 当する額を加算して得た額)	登録された価格 (当該価格のうち附則第十 一条の五第一項に規定する宅地評価土地の部 分以外の部分の価格に相当する額に当該宅 地評価土地の部分の価格の三分の二(当該 交換によつて失つた土地が平成六年四月一 日から同年十二月三十一日までの間に失わ れた場合にあつては、価格の二分の一)に相 当する額を加算して得た額)	登録された価格 (当該価格のうち附則第十 一条の五第一項に規定する宅地評価土地の部 分以外の部分の価格に相当する額に当該宅 地評価土地の部分の価格の三分の二(当該 交換によつて失つた土地が平成六年四月一 日から同年十二月三十一日までの間に失わ れた場合にあつては、価格の二分の一)に相 当する額を加算して得た額)	登録された価格 (当該価格のうち附則第十 一条の五第一項に規定する宅地評価土地の部 分以外の部分の価格に相当する額に当該宅 地評価土地の部分の価格の三分の二(当 該道路一体建物に係る同法第四十七条の六 第一項に規定する協定が平成六年四月一日 から同年十二月三十一日までの間に締結さ れた場合にあつては、二分の一)に相当す る額を加算して得た額)

附則第十一条の四第七項	登録された価格
平成五年度分」を「平成六年度分及び平成七年度分」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項中「若しくは」を「又は」に改め、「又は騒音規制法第一条第一項に規定する特定施設において発生する騒音を防止するための施設で政令で定めるもの」を削り、「平成四年度分及び平成五年度分」を「平成六年度分及び平成七年度分」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項中「第七項に規定する汚水を処理するための償却資産で政令で定めるもの」を削り、「平成四年度分及び平成五年度分」を「平成六年度分及び平成七年度分」に改め、同項を同条第二十项とし、同条第二十五項中「平成五年三月三十一日」を「平成七年三月三十一日」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十六項中「平成五年一月一日」を「平成七年一月一日」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十七項中「受けた機械及び装置」の下に「で政令で定めるもの」を加え、「平成三年四月一日から平成五年三月三十日まで」を「平成四年四月一日から平成六年四月一日以後において設置されたものに限り、第三百四十九条の三第四項の規定の適用を受けるものを除く」又は「を削り、「で政令で定めるもの(平成四年七月四日以後において設置されたものに限り、を「平成四年七月四日以後において設置されたものに限り、」を「平成四年七月四日以後において設置されたものに限り、」を削り、「又は湖沼水質保全特別措置法」に、「污水」を「污水を処理するための施設又は騒音規制法第二条第一項に規定する特定施設において発生する騒音を防止するための施設で、政令で定めるもの(に、「平成五年度分」を「平成六年度分及び平成七年度分」に改め、「償却資産又は」を削り、「又は騒音規制法の六分の一の額とする。」)」を削り、「又は湖沼水質保全特別措置法」に、「污水」を「污水を処理し、又は特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法」の「に、「又は湖沼水質保全特別措置法」に、「污水」を「污水を処理する同条第六項に規定する水道水源特定施設を設置する同条第五項に規定する水道水源特定事業場の「汚水若しくは廢液を」に、「平成四年度分及び	
平成五年度分」を「平成六年度分及び平成七年度分」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項中「若しくは」を「又は」に改め、「又は騒音規制法第一条第一項に規定する特定施設において発生する騒音を防止するための施設で政令で定めるもの」を削り、「平成四年度分及び平成五年度分」を「平成六年度分及び平成七年度分」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項中「第七項に規定する汚水を処理するための償却資産で政令で定めるもの」を削り、「平成四年度分及び平成五年度分」を「平成六年度分及び平成七年度分」に改め、同項を同条第二十项とし、同条第二十五項中「平成五年三月三十一日」を「平成七年三月三十一日」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十六項中「平成五年一月一日」を「平成七年一月一日」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十七項中「受けた機械及び装置」の下に「で政令で定めるもの」を加え、「平成三年四月一日から平成五年三月三十日まで」を「平成四年四月一日から平成六年四月一日以後において設置されたものに限り、第三百四十九条の三第四項の規定の適用を受けるものを除く」又は「を削り、「で政令で定めるもの(平成四年七月四日以後において設置されたものに限り、を「平成四年七月四日以後において設置されたものに限り、」を「平成四年七月四日以後において設置されたものに限り、」を削り、「又は湖沼水質保全特別措置法」に、「污水」を「污水を処理するための施設又は騒音規制法第二条第一項に規定する特定施設において発生する騒音を防止するための施設で、政令で定めるもの(に、「平成五年度分」を「平成六年度分及び平成七年度分」に改め、「償却資産又は」を削り、「又は騒音規制法の六分の一の額とする。」)」を削り、「又は湖沼水質保全特別措置法」に、「污水」を「污水を処理し、又は特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法」の「に、「又は湖沼水質保全特別措置法」に、「污水」を「污水を処理する同条第六項に規定する水道水源特定施設を設置する同条第五項に規定する水道水源特定事業場の「汚水若しくは廢液を」に、「平成四年度分及び	
平成五年度分」を「平成六年度分及び平成七年度分」に改め、「公共の危害防止のために設置された大気汚染防止法第二条第五項に規定する特定粉じん」を同条第十九項とし、同条第二十一項から第二十三項までを一項ずつ繰り上げ、同条第二十四項中「平成五年三月三十一日」を「平成七年三月三十一日」に改め、「平成七年三月三十一日」に改め、同項を同条第二十二项とし、同条第二十五項中「平成五年三月三十一日」を「平成七年三月三十一日」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十七項中「平成五年一月一日」を「平成七年一月一日」に改め、同項を同条第二十八項とし、同項の次に次の一項を加える。 29 電気通信事業法第二条第一項に規定する第一種電気通信事業者が、平成五年四月一日から平成八年三月三十一日までの間に新設し、かつ、同法第六条第二項に規定する第一種電気通信事業の用に供する償却資産のうち、同項に規定する電気通信回線設備で電気通信の高度化に資するものとして政令で定めるもの(次項又は第三十一項の規定の適用を受けるものを除く)に対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかるわらず、当該設備に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税に限り、当該設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の四分の三の額とする。 附則第十五条第三項を削り、同条第十三項とし、同条第十四項とし、同条第十五项を第十四項とし、第十六項を第十五項とし、同条第十一項を第十一項とし、同条第十二項を第十二項とし、同条第十四項中「平成五年三月三十一日」を「平成七年三月三十一日」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十五项を第十四項とし、第十六項を第十五項とし、同条第十七項中「平成五年一月一日」を「平成七年一月一日」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十四項とし、同条第十五项を第十四項とし、第十六項を第十五項とし、同条第十七項中「平成五年一月一日」を「平成七年一月一日」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十八項中「平成五年一月一日」を「平成七年一月一日」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十九項とし、同条第二十项とし、同条第二十一項を削り、同条第三十項中「電気通信基盤充実臨時措置法」の一部を改正する法律(平成五年法律第六十五号)による改正前の「を削り、「施設整備事業」を「高度通信	

施設整備事業（電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律（平成五年法律第六十五号）による改正前の電気通信基盤充実臨時措置法第五条第三項に規定する認定計画に従つて実施する同法第二条第二項に規定する施設整備事業を含む。）に、「平成五年三月三十一日」を「平成八年三月三十一日」に、「同条第一項各号」を「電気通信基盤充実臨時措置法第二条第一項各号」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第三十三項を同条第三十一項とし、同条第三十四項中「特定物質のうち」を「特定物質で」に改め、「以下本項において「議定書」という。」を削り、「に属する物質（以下本項において「特定フロン」という。）又は議定書」を「又は」に、「物質（以下本項において「トリクロロエタン」という。）の排出の抑制及び使用的合理化に資する」を「ものに代替する物質を使用するために新たに開発され、又は著しく改良された」に、「自治省令」を「政令」に、「のうち、特定フロン又はトリクロロエタン」を「（第三百四十九条の三第一項の規定の適用を受けるものを除く。）のうち、当該物質」に、「平成四年四月一日（当該機械その他の設備のうちトリクロロエタンに係るものにあつては、平成四年八月十日）から平成六年三月三十日まで」を「平成五年四月一日から平成七年三月三十一日まで」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条第三十五項中平成五年三月三十日を「平成七年三月三十一日」に改め、同項を同条第三十三項とし、同条第三十六項を同条第三十四項とし、同条に次の一項を加える。

35 硫素酸化物の発生の抑制に資する軽油を製造するため必要な機械その他の設備のうち、原油の精製工程における常圧蒸留軽油その他の原料油を化学的処理により脱硫する機械その他の設備で自治省令で定めるもの（平成五年四月一日から平成七年三月三十一日までの間に新たに取得されたものに限る。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該機械

その他の設備に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から三年度分の固定資産税に限り、当該機械その他の設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の二の額とする。

附則第十五条の二第一項中「次条第七項」を「次条第五項」に改め、同条に次の一項を加える。

3 第三百四十九条の三第十四項に規定する償却資産に対する課する平成六年度から平成八年年度までの各年度分の固定資産税の課税標準は、同項の規定により課税標準に改め、同条に次の一項を加える。

3 第三百四十九条の三第十四項に規定する償却資産に對して課する平成六年度から平成八年度までの各年度分の固定資産税の課税標準は、当該償却資産のうち前項の規定の適用を受けるものにあつては、同項の規定により課税標準とされる額に三分の一を乗じて得た額とする。

附則第十五条の三第一項中「第六項」を「第四項」に、「同条」を「これら」に改め、同条第二項中「第六項」を「第四項」に改め、同条中第三項及び第四項を削り、第五項を第三項とし、第六項から第八項までを二項ずつ繰り上げ、同条第九項中「第四項及び第六項」を「及び第四項」に改め、同項を同条第七項とする。

附則第十六条第一項中「次項まで、第五項及び第六項」を「本項、次項及び第五項」に改め、同条第三項中「次項までにおいて同じ。」で「を本項、次項及び第六項において同じ。」で「を認め、同条第六項を次のよう改め、同条第六項を次のように改め。

6 第二項の規定は、平成六年一月一日から平成八年一月一日までの間に新築された特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成五年法律第五十二号）第六条に規定する特定固定資産税について準用する。この場合において、第二項中「二分の二」とあるのは、「三分の二」と読み替えるものとする。

附則第十九条の見出し及び同条第一項中「平成三年度から平成五年度まで」を「平成六年度か

区域	年	度	割合
一 平成六年四月一日から平成八年十二月三十一日までの間に都市計画法第十二条の四第一項第二号に掲げる住宅地高度利用地区計画又は同法第十二条の五第一項に規定する地区整備計画についての都市計画（以下本項において「住宅地高度利用地区計画等に係る都市計画」という。）の決定がされた日又は土地区画整理事業の施行の認可その他の同法による土地区画整理事業に係る認可若しくは決定で政令で定めるもの又は大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第三十三条第一項の住宅街区整備事業の施行の認可その他の同法による住宅街区整備事業に係る認可若しくは決定で政令で定めるもの又は都市計画税額から減額するものとする。	住宅地高度利用地区計画	二分の一	
二 平成六年四月一日から平成十年十二月三十一日までの間に住宅地高度利用地区計画等に係る都市計画の決定等がされた区域内の市街化区域農地である市町村は、平成五年度に係る賦課期日において市街化区域農地であり、かつ、当該年度に係る賦課期日において次の表の各号の上欄に掲げる区域内に所在する土地であることにつき市町村長の認定を受けた土地に對して課する固定資産税又は都市計画税については、当該各号の中欄に掲げる年度から三年度分の固定資産税又は都市計画税に係る額のそれぞれ当該各号の下欄に掲げる割合に相当する額を、当該土地に係る固定資産税額又は都市計画税額のそれぞれ当該各号の下欄に掲げる割合に相当する額を、当該土地に係る固定資産税額又は都市計画税額から減額するものとする。	賦課期日	一・五倍	一・八倍
年 度	決 定 日 の 属 す る 年 の 翌 年	課 期 日 と す る 年 度	

2 前項の認定を受けようとする者は、同項の表の当該各号の中欄に掲げる年度の初日の属する年の一月三十一日までに、政令で定めるところにより、その旨を市町村長に申告しなければならない。ただし、市町村長がやむを得ない理由があると認める場合は、この限りでない。

3 第一項の規定の適用を受けることとなる年度の前年度までに附則第十六条第四項の規定の適用を受けた土地及び前条第一項の認定を受けた市街化区域農地については、市町村長は、第一項の認定をしないものとする。

4 第一項の規定の適用がある場合において、同項の規定の適用を受けることとなる年度から当該年度の翌々年度までに附則第十六条第四項の規定の適用を受けることとなるときにおける同項の規定の適用については、同項中「当該賃家住宅に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度」とあるのは、「附則第二十九条の六第一項の規定の適用を受けることとなつた年度から三年度を経過した年度」とする。

附則第三十一条の二第四項中「平成六年三月三十一日」を「平成八年三月三十一日」に改め、同条第五項中「十年」を「十二年」に改める。

附則第三十一条の二第四項中「前二項」を「前

三項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「平成五年度」を「平成七年度」に改め、同項を同条第四項とし、同項の次に次の二項を加える。

5 第三項の規定は、民間都市開発の推進に関する特別措置法第三条第一項の民間都市開発推進機構が同法附則第十四条第二項第一号に規定する業務の用に供する土地に対して課する平成七年度から平成十年度までの各年度分の特別土地保有税又は当該土地の取得で平成九年三月三十一日までにされたものに対して課する特別土地保有税について準用する。

附則第三十一条の三第二項中「平成七年度」を

「平成九年度」に、「平成六年三月三十一日」に、「前項」を「第一項」に改め、「又は第二号」の下に「(前項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 附則第十二条の五第一項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成六年一月一日から平成八年十二月三十一日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第五百九十六条第二号中「課すべき不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「課すべき不動産取扱税の課税標準となるべき価格」(附則第十二条の五第一項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。以下本号において同じ。)に三分の二(当該取得のうち平成六年一月一日から同年十二月三十一日までの間にされたものにあつては、二分の二)を乗じて得た額」とし、「当該不動産取扱税の課税標準となるべき価格として政令で定める額」とあるのは「当該不動産取扱税の課税標準となるべき価格として政令で定める額に三分の一(当該取得のうち平成六年一月一日から同年十二月三十一日までの間にされたものにあつては、二分の一)を乗じて得た額」とする。

附則第三十一条の二第四項中「平成六年三月三十一日」を「平成八年三月三十一日」に改め、同条第五項中「十年」を「十二年」に改める。

附則第三十一条の二第四項中「前二項」を「前

三項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「平成五年度」を「平成七年度」に改め、同項を同条第四項とし、同項の次に次の二項を加える。

附則第三十一条の二第四項中「平成六年三月三十一日」を「平成八年三月三十一日」に改め、同条第五項中「十年」を「十二年」に改める。

附則第三十一条の二第四項中「前二項」を「前

三項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「平成五年度」を「平成七年度」に改め、同項を同条第四項とし、同項の次に次の二項を加える。

7 道路運送車両法第四十一条の規定により平成七年九月一日以降に適用されるべきものとして定められた制動装置に係る保安上又は公害防止上の技術基準(以下本項において「制動装置保安基準」という。)に適合する自動車で自治省令で定めるもの(以下本項において「平成七年規制適合車」という。)の取得に対しても定められた制動装置保安基準に適合しない自動車で自治省令で定めるものにつき自治省令で定める期間内に同法第十五条第一項の申請に基づく抹消登録を受けた者が、当該自動車に代わるものとして平成七年規制適合車を取得了した場合には、当該取得が平成六年四月一日から平成七年八月三十一日までの間に行われたときに限り、第六百九十九条の八及び第二項の規定にかかるらず、当該取得について本項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第二項に定める率から百分の〇・三を控除した率とする。

附則第三十二条の二第一項及び第三項中「平成六年三月三十一日」を「平成八年三月三十一日」に改め、同条中第四項を削り、第五項を第四項とし、同条第六項中「特別措置法第十条第一項」を

「自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成四年法律第七十号。以下本項において「特別措置法」という。)第十条第一項に、「昭和六十年三月三十一日以後に適用されるべきものとし

て定められた排出ガス保安基準」を「昭和六十二年四月一日」に、「平成八年分」に改め、同条第二項中「租税特別措置法第十二条第一項の表の第二号に掲げ

る」及び「同法第四十三条第一項の表の第二号に

掲げる」を削り、「工業用水法」の下に「(昭和三十一年法律第百四十六号)」を、「工業用水道事業法」の下に「(昭和三十三年法律第八十四号)」を、「水道」の下に「当該個人又は法人の」を加え、同条第三項中「平成六年四月一日」を「平成八年四月一日」に、「平成六年分」を「平成八年分」に改め、同条第四項中「平成六年三月三十一日」を「平成六年六月三十日」に改め、同条第八項中「平成六年三月三十一日」を「平成八年三月三十一日」に改め、同条第九項中「平成六年三月三十一日」を「平成八年三月三十一日」に、「五年」を「七年」に改め、同条第十一項中「平成六年三月三十一日」を「平成六年六月三十日」に改め、同条第十二項中「次条第六項」を「次条第五項」に改め、同条第十三項中「次条第七項」を「次条第六項」に、「平成六年三月三十一日」を「平成八年三月三十一日」に改め、同条第十四項及び第十五項中「平成六年三月三十一日」を「平成八年三月三十一日」に改め、同条第十六項中「平成六年三月三十一日」に改め、同条第十七項中「平成六年三月三十一日」に改め、「次条第十項」を「次条第九項」に改め、同条第十八項中「平成六年三月三十一日」を「平成八年三月三十一日」に改め、「次条第十一項」を「次条第十項」に改め、同条第十九項中「第十七項」を「第十八項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十八項中「第十七項」を「第十八項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十七項の次に次の二項を加える。

18 指定都市等は、事業所用家屋で大阪湾臨海地域開発整備法第二条第三項に規定する開発地区において同法第七条第一項に規定する整備計画(平成八年三月三十一日までに同項(同条第四項において準用する場合を含む。以下本項において同じ。)の規定による承認を受けたものに限る。)に従つて整備されるものに係るもの的新築又は増築で当該中核的施設に係る事業を行う者で政令で定めた建築主であるものに係る新増設事業所床

面積に対するは、当該新築又は増築が当該整備計画に係る同法第七条第一項の規定による承認を受けた日から五年を経過する日までの間に行われたときに限り、第七百一一条の三十二

四条の五第一項第三号」を「第一十四条の五第一項第二号」に改め、同項第六号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の二号を加える。

号」との下に、「同条第一項第一号」とあるのは「同条第一項第二号」とを加える。

号」と、「課税長期譲渡所得金額」とあるのは「課税短期譲渡所得金額」と読み替えるものとする。

事業所税を課することができない。この場合には、第七百一十条の三十四第十項の規定を準用する。

「除く。」の額並びに附則第三十三条の三第一項の規定による道府県民税の所得割の額と、同条第一項第一号中「除く。」の額（当該金額に百円未満の端数があるとき、又は当該金額とあるのは「除く。」の額並び

項」を「第八項」に改め、同条第八項第一号中「附則第三十四条の二第六項」を附則第三十四条の二第七項に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項中「第三十一条の二第二項第六号から第十号まで」を「第三十二条の二第二項第七号から第十二号まで」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五项を同条第六項とし、同条第四項中「第七項」を「第八項」に、「第三十二条の二第二項第六号」を

項第二号に改め、同項第六号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

六 附則第三条の四の規定の適用について

は、同条第一項中「除く。」の額とあるのは「除く。」の額並びに附則第三十五条の二第一項の規定による道府県民税の所得割の額と、同条第一項第一号中「除く。」の額並びに該金額に百円未満の端数があるときは、又は当該金額とあるのは「除く。」の額並びに附則第三十五条の二第一項の規定による

前条第十八項に規定する中核的施設に係る事業所等において当該中核的施設に係る事業を行ふ者で政令で定めるものが行う事業に対して課する事業に係る事業所税のうち資産割の課税標準となるべき事業所床面積の算定に

第五第一項第三号を第十四条の五第一項第二号に、「第二百九十五条第一項第三号」を第二百九十五条第一項第二号に改め、「第四項第二号」との下に「同条第二項第一号」とあるのは「同条第二項第二号」とを加える。

から第十号までに「同項第九号若しくは第十号」を「同項第十一号若しくは第十二号」に、「同条第二項第六号から第十号まで」を「同条第二項第七号から第十二号まで」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前一項」を「前三項」に、「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。
第一項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納稅義務者が租税特別措置法第二十四条の二第二項第三号

道府県民税の所得割の額の合計額(当該合
計額に百円未満の端数があるとき、又は当
該合計額)とする。

附則第三十五条の二第六項中「第二十四条の
五第一項第三号」を「第二十四条の五第一項第二
号」に、「第二百九十五条第一項第三号」を「第二
百九十五条第一項第二号」に改め、「第四項第二
号」との下に「同条第二項第一号」とあるの
は「同条第二項第二号」とを加える。

附則第三十八条第一項から第六項まで、第八
項及び第十九項中「平成六年三月三十一日」を「平
成八年三月三十一日」に改め、同条第十一項中

閲する部分に限る」の規定の適用を受けるものと除く。以下本項において同じ。)から当該中核的施設に係る事業所床面積の一割の一に相当する面積を控除するものとする。この場合においては、第七百一一条の四十一第八項の規定を準用する。

附則第三十四条第四項中「第二十四条の五第一項第三号」を「第二十四条の五第一項第二号」に、「第二百九十五条第一項第三号」を「第二百九十五条第一項第二号」に改め、
十四条规定による道府県民税の所得割の額の合計額(当該合計額に百円未満の端数があるときは、又は当該合計額)とす

附則第三十五条第四項後段を次のように改め
る。

附則第三十九条第一項中「附則第三十二条の三第十八項」を「附則第三十二条の三第十九項」に、「第十七項」を「第十八項」に改める。
附則に次の二条を加える。
(特定の国際的な博覧会の開催に伴う地方税の特例)

附則第三十二条の三の二第十三項中「平成六年三月三十一日」を「平成六年六月三十日」に改め、同条第十五項中「平成六年三月三十一日」を平成八年三月三十一日に改め、同条第十六項「平成六年三月三十一日」を「平成六年六月三十日」に改め、同条第二十項前段中「第八項」を第七項に改める。

十四条第一項の規定による道府県民税の所得割の額の合計額に当該合計額に百円未満の端数があるとき、又は当該合計額とする。

附則第三十五条第四項後段を次のように改め
る。

附則第三十九条第一項中「附則第三十二条の三第十八項」を「附則第三十二条の三第十九項」に、「第十七項」を「第十八項」に改める。
附則に次の二条を加える。
(特定の国際的な博覧会の開催に伴う地方税の特例)

るによる。

一 博覧会 國際的な行事として平成八年に開催される大規模な博覧会で政令で定めるものをいう。

二 博覧会の主催者 博覧会を開催する法人で政令で定めるものをいう。

三 参加都市 博覧会に参加する地方公共団体及び政令で定める国際機関をいいう。

四 参加者 博覧会の主催者との間に博覧会への出展参加契約を締結した者(参加都市を除く)をいう。

五 博覧会の主たる会場 博覧会の開催場所のうち博覧会の中心となる区域として自治省令で定めるものをいう。

六 道府県及び市町村は、参加都市及び博覧会の主催者に対しては、第二十四条及び第二百九十四条の規定にかかわらず、法人の道府県民税及び市町村民税を課すことができる。

3 道府県は、参加都市が博覧会に関して行う事業又は博覧会の主催者が行う事業に対しては、第七十二条の規定にかかわらず、事業税を課すことができない。

4 道府県は、参加都市、参加者又は博覧会の主催者が博覧会の主たる会場において博覧会の用に供する家屋を取得した場合における当該家屋の取得に対しては、第七十三条の二の規定にかかるらず、不動産取得税を課することができない。ただし、参加都市、参加者又は博覧会の主催者が、博覧会の終了の日から六月を経過する日において当該家屋を所有しているときは、同日において家屋の取得があつたものとみなし、当該家屋の所有者を取得者とみなして不動産取得税を課する。

5 市町村は、平成七年度から平成九年度までの各年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、参加都市、参加者又は博覧会の主催者が博覧会の主たる会場内において博覧会の用に

供する家屋及び償却資産で政令で定めるもの

に対しても、第三百四十二条又は第七百二条第一項の規定にかかるらず、固定資産税又は

都市計画税を課することができない。

6 指定都市等は、博覧会の主たる会場内に設置される事業所等(第七百一条の三十一第一項第五号に規定する事業所等をいう。次項に

おいて同じ。)において参加都市、参加者又は博覧会の主催者が博覧会に関して行う事業に

対しては、平成十年三月三十一日までに終了する事業年度分に限り、第七百一条の三十二

第一項の規定にかかるらず、事業に係る事業所税(同項に規定する事業に係る事業所税をいう。)を課すことができない。この場合においては、第七百一条の三十四第十項の規定を準用する。

7 指定都市等は、博覧会の主たる会場内に設置される事業所等において参加都市、参加者又は博覧会の主催者が博覧会に関して行う事業に係る事業所用家屋の新築又は増築第七百一条の三十一第一項第六号に規定する増築をいう。以下本項において同じ。)に対しては、当該新築又は増築が博覧会の終了の日までに行われたときに限り、第七百一条の三十二第一項の規定にかかるらず、新築設に係る事業所税(同条例第二項に規定する新築設に係る事業所税をいう。)を課すことができない。この場合においては、第七百一条の三十一第十項の規定の適用がある場合における第

四章第五節の規定の適用については、附則第三十二条の三第十九項の規定を準用する。この場合において、同項中「前各項」とあるのは「附則第四十条第六項又は第七項」と、「附則第三十二条の三第五項から第十八項まで」とあるのは「附則第四十条第七項」と、「附則第三十二条の三第三項から第四項まで」とあるのは「附則第三十二条の三第一項から第三項まで」とあるのは「附則第四十条第六項」と読む。

（地方財政法の一部改正）
第二条 地方財政法(昭和二十三年法律第百九号)
の一部を次のようにより改正する。
第三十三条及び第三十三条の二を次のように改める。
(個人の道府県民税又は市町村民税に係る特別減税等に伴う地方債の特例)
第三十三条 地方公共団体は、平成六年年度及び平成七年度に限り、地方税法附則第三条の四の規定による個人の道府県民税若しくは市町村民税に係る特別減税又は租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)第八十六条の四第一項に規定する普通乗用自動車の譲渡等に係る消費税の税率の特例の適用期間の終了による平成六年度における消費税の収入の減少に伴う都道府県若しくは市町村に対して譲与される消費譲与税の額の減少による当該各年度の減収額を埋めるため、第五条の規定にかかるらず、地方債を起すことができる。少に伴う都道府県若しくは市町村に対して譲与される消費譲与税の額の減少による当該各年度の減収額を埋めるため、第五条の規定にかかるらず、地方債を起すことができる。この場合においては、当該新築又は増築が博覧会の終了の日までに行われたときに限り、第七百一条の三十二第一項の規定にかかるらず、新築設に係る事業所税(同条例第二項に規定する新築設に係る事業所税をいう。)を課すことができない。この場合においては、第七百一条の三十一第十項の規定を準用する。

（施行期日）
第一条 この法律は、平成六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第一条中地方税法第二十四条の五及び第二百九十五条の改正規定並びに同法附則第三十三条の二第三項第二号の改正規定、同法附則第三十一条の二第十五号の改正規定並びに同法附則第三十三条の二第十四号の五第一項第二号に、「第二百九十五条第一項第三号」を「第二百九十五条第一項第二号」に改める部分に限る。同法附則第三十四条第三項第一号を「第二百九十五条第二号」を「第二百九十五条第一項第二号」に改める部分に限る。同法附則第三十五条第一項の改正規定(「第二十四条の五第一項第三号」を「第二十四条の五第一項第二号」に、「第二百九十五条第一項第三号」を「第二百九十五条第二号」に改める部分に限る)、同法附則第三十五条第一項第二号の改正規定並びに同法附則第三十四条第二号の改正規定並びに同法附則第三十五条第一項の改正規定(「第二十四条の五第一項第三号」を「第二百九十五条第一項第三号」を「第二百九十五条第二号」に改める部分に限る)、同法附則第三十四条第二号の改正規定並びに同法附則第三十五条第一項第二号の改正規定並びに同法附則第三十五条第一項第二号に改める部分に限る。同法附則第三十五条第一項の改正規定(「第二十四条の五第一項第三号」を「第二百九十五条第一項第三号」を「第二百九十五条第二号」に改める部分に限る)、同法附則第三十五条第一項第二号の改正規定並びに同法附則第三十五条第一項第二号に改める部分に限る。

（第三十三条の二 削除）
第三十三条の二

み替えるものとする。
9 第二項から前項までに定めるもののほか、これらの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

（地方財政法の一部改正）
第二条 地方財政法(昭和二十三年法律第百九号)
の一部を次のようにより改正する。

第三十三条の二を次のように改める。

（施行期日）
第一条 この法律は、平成六年四月一日から施行する。

第三十三条の二

村に対して譲与すべき消費譲与税の額の減少による当該地方公共団体の当該各年度の消費譲与税の減少額として自治省令で定めることにより算定した額

（施行期日）
第一条 この法律は、平成六年四月一日から施行する。

第三十三条の二

（附則）
二 第一条中地方税法第五百八十六条第二項第二号に次のように加える改正規定及び同法附則第十五条第七項の改正規定(「又は湖沼水質保全特別措置法」を「湖沼水質保全特別措置法」に改める部分及び「汚水」を「污水を処理し、又は特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法」に規定する水道水源特定施設を設置する同法第六項に規定する水道水源特定

（施行期日）
第一条 この法律は、平成六年四月一日から施行する。
第三十三条の二

（二）租税特別措置法第八十六条の四第一項に規定する普通乗用自動車の譲渡等に係る消費税の税率の特例の適用期間の終了による消費税の収入の減少に伴う当該各年度における都道府県及び市町

（二）租税特別措置法第八十六条の四第一項に規定する普通乗用自動車の譲渡等に係る消費税の税率の特例の適用期間の終了による消費税の収入の減少に伴う当該各年度における都道府県及び市町

事業場の汚水若しくは廃液を「に改める部分に限る。」特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法(平成六年法律第九号)の施行の日

(道府県民税に関する経過措置)
第二条 次項に定めるものを除き、第一条の規定による改正後の地方税法(以下「新法」という。)の規定中個人の道府県民税に関する部分は、平成六年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成五年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

2 新法第二十四条の五第一項の規定は、平成七年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成六年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

3 新法第五十二条第一項の規定は、平成六四月一日(以下「施行日」という。)以後に終了する事業年度又は新法第五十三条第四項の期間に係る法人の道府県民税について適用し、施行日前に終了した事業年度又は同項の期間に係る法人の道府県民税については、なお従前の例によ

る。

4 前項の規定にかかわらず、法人の施行日以後に終了する事業年度に係る新法第五十三条第一項の申告書(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第七十一条第一項(同法第七十二条第一項の規定が適用される場合及びこれらの規定を同法第一百四十五条第一項において準用する場合を含む。)の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人が、新法第五十三条第一項の規定により当該申告書の提出期限までに提出すべき申告書に限る。)の提出期限が施行日前である場合には、その法人の当該申告書に係る道府県民税として納付した又は納付すべきであった道府県民税については、なお従前の例による。

5 新法第五十三条第一項の規定は、平成六年一月一日以後の新法第七十三条の十四第四項、第十項若しくは第十三項、第七十三条の二十七の二第一項、附則第十一条第一項若しくは第十五項又は附則第十一条の第四第五項若しくは第七項の規定に規定する不動産の取得又は土地の取得に對して課すべき不動産取得税について適用する。

3 新法第七十二条の二十三の四の規定は、平成六年度以後に係る新法第七十二条の三十九第一項若しくは第七十二条の四十一第一項若しくは第三項又は第七十二条の四十一第一項若しくは第三項の規定による更正(施行日前にされた更正の請求に基づいてするものを除く。)に伴い生ずることとなる新法第五十三条第一項に規定する租税条約の実施に係る還付すべき金額について適用する。

2 新法第七十二条の二十三の四の規定は、平成六年度以後に係る新法第七十二条の三十九第一項若しくは第七十二条の四十一第一項若しくは第三項の規定による更正(施行日前にされた更正の請求に基づいてするものを除く。)に伴い生ずることとなる新法第五十三条第一項に規定する租税条約の実施に係る還付すべき金額について適用する。

第三条 新法第七十二条の二十三の四の規定は、施行日以後に係る新法第七十二条の三十九第一項若しくは第七十二条の四十一第一項若しくは第三項の規定による更正(施行日前にされた更正の請求に基づいてするものを除く。)に伴い生ずることとなる新法第五十三条第一項に規定する租税条約の実施に係る還付すべき金額について適用する。

第四条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中不動産取得税に係る部分は、施行日以後の不動産の取得に對して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に對して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

2 新法附則第十一条の五第一項及び第二項の規定は、平成六年一月一日以後の不動産の取得に對して課すべき不動産取得税について適用する。

3 新法附則第十一条の五第一項に規定する譲渡した土地を平成六年四月一日から同年十一月三十日までの間に譲渡した場合にあつては、「二分の二に相当する額を加算して得た額」と、「決定した価格」とあるのは「決定した価格(当該価格のうち附則第十一条の五第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額)と、当該宅地評価土地の部分の価格の三分の二(当該譲渡した土地を平成六年四月一日から同年十一月三十日までの間に譲渡した場合にあつては、「二分の二に相当する額を加算して得た額」と、「決定した価格」とあるのは「決定した価格(当該価格のうち附則第十一条の五第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額)と、当該宅地評価土地の部分の価格の三分の二(当該譲渡した不動産を平成六年四月一日から同年十二月三十一日までの間に譲渡した場合にあつては、「二分の二に相当する額を加算して得た額」と)とする。

(自動車税に関する経過措置)

第五条 新法附則第十二条の三の規定は、平成六年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成五年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

第六条 次項に定めるものを除き、新法の規定中個人の市町村民税に関する部分は、平成六年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成五年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

5 平成六年四月一日から平成八年十二月三十一日までの間において、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和四十四年法律第七十九号)第十六条第一項に規定する譲渡した不動産を譲渡した場合において、同項に規定する固定資産課税台帳に登録された価格(当該価格が登録されていない場合は、東京都知事が新法第三百八十八条第一項の固定資産評価基準によって決定した価格)中に新法附則第十一条の五第一項に規定する宅地評価土地の価格があるときにおける小笠原諸島振興開発特別措置法第十六条第一項の規定の適用については、同項中「登録された価格」とあるのは「登録された価格(当該価格のうち地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)附則第十一条の五第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額)」とある。

3 新法第三百十二条第一項の規定は、施行日以後に終了する事業年度又は新法第三百二十二条の八第四項の期間に係る法人の市町村民税について適用し、平成六年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

4 前項の規定にかかわらず、法人の施行日以後に終了する事業年度に係る新法第三百二十二条の八第一項の申告書(法人税法第七十二条第一項(同法第七十二条の二第一項に規定する不動産を譲渡した場合において、同項に規定する固定資産課税台帳に登録された価格(当該価格が登録されていない場合は、東京都知事が新法第三百八十八条第一項の固定資産評価基準によって決定した価格)中に新法附則第十一条の五第一項に規定する宅地評価土地の価格があるときにおける小笠原諸島振興開発特別措置法第十六条第一項の規定の適用については、同項中「登録された価格」とあるのは「登録された価格(当該価格のうち地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)附則第十一条の五第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額)」とある。)

3 新法第三百十二条第一項の規定は、施行日以後に終了する事業年度又は新法第三百二十二条の八第一項の申告書(法人税法第七十二条第一項(同法第七十二条の二第一項に規定する不動産を譲渡した場合において、同項に規定する固定資産課税台帳に登録された価格(当該価格が登録されていない場合は、東京都知事が新法第三百八十八条第一項の固定資産評価基準によって決定した価格)中に新法附則第十一条の五第一項に規定する宅地評価土地の価格があるときにおける小笠原諸島振興開発特別措置法第十六条第一項の規定の適用については、同項中「登録された価格」とあるのは「登録された価格(当該価格のうち地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)附則第十一条の五第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額)」とある。

4 前項の規定にかかわらず、法人の施行日以後に終了する事業年度に係る新法第三百二十二条の八第一項の申告書(法人税法第七十二条第一項(同法第七十二条の二第一項に規定する不動産を譲渡した場合において、同項に規定する固定資産課税台帳に登録された価格(当該価格が登録されていない場合は、東京都知事が新法第三百八十八条第一項の固定資産評価基準によって決定した価格)中に新法附則第十一条の五第一項に規定する宅地評価土地の価格があるときにおける小笠原諸島振興開発特別措置法第十六条第一項の規定の適用については、同項中「登録された価格」とあるのは「登録された価格(当該価格のうち地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)附則第十一条の五第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額)」とある。

5 「旧法」という。附則第十一条の四第一項の規定は、施行日以後に同項に規定する市街化区域農地を譲渡した場合において、同項第一号に規定する固定資産課税台帳に登録された価格(当該価格が登録されていない場合は、道府県知事が新法第三百八十八条第一項の規定による更正(施行日前にされた更正の請求に基づいてする場合を含む。)の規定により

評価基準によって決定した価格)中に新法附則

九条の三第三十四項に規定する線路設備に対し課する固定資産税については、なお従前の例による。

5 平成三年四月一日から平成五年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第二十ニ項に規定する機械及び装置に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

6 平成三年四月一日から平成五年三月三十一日までの間に新設された旧法附則第十五条第三十一項に規定する電気通信回線設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

7 平成四年四月一日から平成七年十二月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第三十四項に規定する機械その他の設備に対して課する固定資産税については、同項の規定は、なぞの効力を有する。この場合において、施行日から平成七年十一月三十一日までの間に取得された同項に規定する機械その他の設備に対する同項の規定の適用については、同項中「平成四年四月一日(当該機械その他の設備のうち)」リクロロエタンに係るものにあつては、平成四年八月十日)から平成六年三月三十一日まで」とあるのは「平成六年四月一日から平成七年十二月三十一日まで」と、「三分の一」とあるのは「四分の三」とする。

8 平成四年一月二日から平成六年一月一日までの間に新築された旧法附則第十六条第六項に規定する住宅に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

第九条 平成六年度分の固定資産税に限り、新法附則第十九条第一項の規定の適用を受ける土地長は、新法附則第二十八条第一項の規定により土地課税台帳等に登録された同項各号に定める額及び同項の比準課税標準額並びに同条第二項の規定により土地課税台帳等に登録された同項各号に定める額については、これらの額を当該土地の所有者に通知することにより新法第四百

年 度	率
平成六年度	〇・二
平成七年度	〇・四
平成八年度	〇・六
平成九年度	〇・八

二十八条第一項の比準課税標準額の通知を受けた日又は同法附則第八条の規定により読み替えて適用される第四百一十七条第一項」とする。

(信用協同組合等に係る固定資産税又は都市計画税の非課税措置の廃止に伴う経過措置)

第九条 平成五年度に係る賦課期日において信用協同組合及び信用協同組合連合会(中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第二百八十一号)第九条の九第一項第一号に規定する事業を行う協同組合連合会をいう。)、労働金庫及び労働金庫連合会並びに信用金庫及び信用金庫連合会(以下この条において「信用協同組合等」という。)のうち事業規模が大きいものとして政令で定めるものの(次項及び第三項において「特定信用協同組合等」という。)が所有し、かつ、使用する事務所及び倉庫で同年度分の固定資産税について旧法第三百四十八条第四項の規定の適用を受けるものとのうち、平成六年度から平成九年度までの各年度分の固定資産税について新法第三百四十九条の三第二十六項の規定の適用を受けるものと對して課する当該各年度分の固定資産税又は都市計画税の課税標準は、同項又は新法第七百七十二条第一項の規定により課税標準とされる額表の下欄に掲げる率を、それぞれ乗じて得た額に、次の表の上欄に掲げる年度の区分に応じて同表の下欄に掲げる率を、それぞれ乗じて得た額

2 平成五年度に係る賦課期日において特定信用協同組合等以外の信用協同組合等が所有し、かつ、使用する事務所及び倉庫で同年度分の固定資産税について旧法第三百四十八条第四項の規定の適用を受けたもののうち、平成六年度から平成十三年度までの各年度分の固定資産税について新法第三百四十九条の三第三十六項の規定

の適用を受けるものに対して課する当該各年度分の固定資産税又は都市計画税の課税標準は、同項又は新法第七百二条第一項の規定により課税標準とされる額に、次の表の上欄に掲げる年度の区分に応じ同表の下欄に掲げる率を、それぞれ乗じて得た額とする。

年	度	率
平成六年度及び平成七年度	○・二	○・四
平成八年度及び平成九年度	○・六	○・八
平成十一年度及び平成十二年度		

3 特定信用協同組合等(特定信用協同組合等を全部又は一部の当事者とする合併により設立される信用協同組合等及び当該合併により設立される信用協同組合等を全部又は一部の当事者とする合併により設立される信用協同組合等を含む。次項及び第五項において同じ)が平成五年一月二日から平成九年一月一日までの間に取得した事務所及び倉庫で平成六年度から平成十三年度までの各年度分の固定資産税について新法第三百四十九条の三第三十六項の規定の適用を受けるもの(第一項又は第二項の規定の適用を受けるもの(第一項を除く。)に対して課する当該各年度分の固定資産税又は都市計画税の課税標準は、同条第三十六項又は新法第七百二条第一項の規定により課税標準とされる額に、第一項の表の上欄に掲げる年を、それぞれ乗じて得た額とする。

4 特定信用協同組合等以外の信用協同組合等が平成五年一月二日から平成十三年一月一日まで

5 特定信用協同組合等が平成六年一月二日から平成十三年一月一日までの間に取得した事務所及び倉庫のうち、当該取得の日の属する年の一月一日(当該取得の日が一月一日である場合には、当該取得の日の属する年の前年の一月一日)において特定信用協同組合等以外の信用協同組合等が所有し、かつ、使用していたもので

固定資産税について新法第三百四十九条の三第三十六項の規定の適用を受ける事務所及び倉庫(第一項又は第二項の規定の適用を受けるもの(第一項を除く。)に対して課する当該各年度分の固定資産税又は都市計画税の課税標準とされる額に、第一項の表の上欄に掲げる年を、それぞれ乗じて得た額とする。

6 前各項の規定の適用がある場合には、新法附則第十五条の四中「前二条」とあるのは、「前二条又は地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律(平成六年法律第二号)附則第九条第一項から第五項まで」とする。

(特別土地保有税に関する経過措置)

第十一条 第三項に定めるものを除き、新法の規定中土地に対する課する特別土地保有税に関する部分は、平成六年度以後の年度分の土地に対して課する特別土地保有税について適用し、平成五年度分までの土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

(特別土地保有税に関する経過措置)

第十二条 新法の規定中都市計画税に関する部分は、平成六年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成五年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

(都の特例に関する経過措置)

第十三条 新法の規定中都市計画税に関する部分は、平成六年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成五年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

(自動車取扱税に関する経過措置)

第十四条 新法第七百三十四条第三項の規定は、施行日以後に終了する事業年度又は同項において準用する新法第三百二十二条の八第四項の期間に係る法人の都民税について適用し、施行日前に終了した事業年度又は同項の期間に係る法人の都民税については、なお従前の例による。

2 前項の規定にかかるらず、法人の施行日以後に終了する事業年度に係る新法第七百三十四条第一項において準用する場合を含む。の規定により法人税に係る申告書(法人税法第七十一条第一項(同法第七十二条第一項の規定が適用される場合及びこれらの規定を同法第一百四十五条第一項において準用する場合を含む。)の規定により法人税に係る申告書の提出期限までに提出すべき申告書が、新法第七百三十四条第三項において準用する新法第三百二十二条の八第一項の規定により法人税に係る申告書の提出期限までに提出すべき申告書に限る。)の提出期限が施行日前である場合に納付した又は納付すべきであった都民税について

ては、なお従前の例による。

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る道府県民税及び市町村民税の課税の特例に関する経過措置)

第十五条 新法附則第三十四条の二の規定は、所

得割の納稅義務者が平成六年一月一日以後に行う同条第一項に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当する譲渡又は同条第二項に規定する

確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当する譲渡に係る個人の道府県民税及び市町村民税

について適用し、所得割の納稅義務者が同日前に行つた旧法附則第三十四条の二第一項に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当する譲渡又は同条第二項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当する譲渡に係る個人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。

(特定の国際的な博覧会に関する経過措置)

第十六条 新法附則第四十条第一項の規定は、施行日以後に終了する事業年度又は新法第五十三条第四項若しくは第三百二十二条の八第四項の

期間に係る法人の道府県民税又は市町村民税について適用し、施行日前に終了した事業年度又はこれらの期間に係る法人の道府県民税又は市町村民税については、なお従前の例による。

2 新法附則第四十条第三項の規定は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の事業税及び施行日以後の解散又は合併による清算所得に対する事業税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の事業税及び施行日前に終了した事業税について適用し、施行日前に終了する事業税に対する事業税については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第十七条 この法律の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる地方税及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる旧法の規定に係る地方税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十八条 附則第二条から前条までに定めるもの

は、政令で定める。

(地方税法等の一部を改正する法律の一部改正)

第十九条 地方税法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第九号)の一部を次のように改正する。

附則第三条第三項中「平成六年」を「平成十年」に改め、同項第一号を次のように改める。

二 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額

イ 昭和六十一年から平成六年までの各

年 算定金額の二分の一に相当する金額

ロ 平成七年 算定金額の二分の一に相当する金額(当該算定金額が当該個人の前

年の算定金額を超える場合には、当該超

える部分以外の部分の金額の二分の一に相

当する金額に当該超える部分の金額の七分の三に相当する金額を加算した金額)

ハ 平成八年 算定金額の七分の三に相当

する金額(当該算定金額が当該個人の前

年の算定金額を超える場合には、当該超

える部分以外の部分の金額の七分の三に相

当する金額に当該超える部分の金額の三分の一に相当する金額を加算した金額)

二 平成九年 算定金額の三分の一に相当

する金額(当該算定金額が当該個人の前

年の算定金額を超える場合には、当該超

える部分以外の部分の金額の三分の一に相

当する金額に当該超える部分の金額の八分の一に相当する金額を加算した金額)

附則第三条第四項中「金額」の下に「とし、當のほか、この法律の施行に関し必要な経過措置

は、政令で定める。

(地方税法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第九号)の一部を次のように改正する。

附則第三条第三項中「平成六年」を「平成十年」に改め、同項第二号中

「前年の算定金額」とあるのは、「前年の算定金額に当該年において事業を行つた月数を乗じて得た額を前年において事業を行つた月数で除して算定した金額」を加え、同項第六項中「平成六年三月三十一日」を「平成十年三月三十一日」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額

イ 施行日から平成六年三月三十一日までの各

年 算定金額の二分の一に相当する金額

ロ 平成六年四月一日から平成七年三月三十一日までの間に開始する各事業年度 算定金額の二分の一に相当する金額

ハ 平成七年四月一日から平成八年三月三十一日までの間に開始する各事業年度 算定金額の二分の一に相当する金額(当該算定金額が当該法人の前事業年度の月数で除して算定した金額)を加える。

附則第三条第七項中「金額」の下に「とし、當該個人の事業を行つた月数を乗じて得た額を前事業

年数と異なるときは、同項第二号中「前事業年度の算定金額」とあるのは「前事業年度の算定金額に当該事業年度の月数を乗じて得た額を前事業

年度の月数で除して算定した金額」を加える。

附則第三条第七項中「金額」の下に「とし、當該法人の当該事業年度の月数が前事業年度の月

数と異なるときは、同項第二号中「前事業年度の算定金額」とあるのは「前事業年度の算定金額を超過する場合には、当該超える部分の金額を前事業

年度の月数で除して算定した金額」を加える。

附則第三条第七項中「金額」の下に「とし、當該法人の当該事業年度の月数が前事業年度の月

数と異なるときは、同項第二号中「前事業年度の算定金額」とあるのは「前事業年度の算定金額を超過する場合には、当該超える部分の金額を前事業

年度の月数で除して算定した金額」を加える。

本 平成九年四月一日から平成十年三月三十日までの間に開始する各事業年度

算定金額の六分の一に相当する金額(当該算定金額が当該法人の前事業年度の月数で除して算定した金額)を加算した金額)

附則第三条第七項中「金額」の下に「とし、當該法人の当該事業年度の月数が前事業年度の月

数と異なるときは、同項第二号中「前事業年度の算定金額」とあるのは「前事業年度の算定金額を超過する場合には、当該超える部分の金額を前事業

年度の月数で除して算定した金額」を加える。

附則第三条第七項中「金額」の下に「とし、當該法人の当該事業年度の月数が前事業年度の月

数と異なるときは、同項第二号中「前事業年度の算定金額」とあるのは「前事業年度の算定金額を超過する場合には、当該超える部分の金額を前事業

年度の月数で除して算定した金額」を加える。

附則第十三条第九項中「平成六年三月三十一日まで」を「平成八年三月三十一日まで」に、「平成四年四月一日から平成六年三月三十一日」を「平成六年四月一日から平成八年三月三十一日」に、「五分の一」を「十分の一」に改める。

平成六年四月七日印刷

平成六年四月八日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局

D